

第十六回 参議院人事委員会會議録第十四号

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)午
前十一時十分開会

委員の異動

七月二十七日委員中川幸平君辭任につ
き、その補欠として青木一男君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 村尾 重雄君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

薄口 三郎君
岡 三郎君
紅露 みつ君
後藤 文夫君

政府委員

内閣官房長官 福永 健司君
大蔵省主計 岸本 晋君
運輸省鉄道 植田 純一君
監督局長

事務局側

常任委員 川島 孝彦君
会専門員 熊笹御堂定君
常任委員 熊笹御堂定君
会専門員

説明員
人事院給 慶徳 庄意君
与局長

本日の会議に付した事件

○内閣委員会に対する申入れに関する
件

○国家公務員の給与問題に関する調査
の件

(人事院の給与勧告に関する件)

○国家公務員等に対する退職手当の臨
時措置に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣送付)

○愛知県稲武町の地域給に関する請願
(第一五七三三号)

○愛知県御油町の地域給に関する請願
(第一五六四四号)

○愛知県大塚村の地域給に関する請願
(第一五六五五号)

○北海道古平町の地域給に関する請願
(第一五六六六号)

○北海道焼尻村の地域給に関する請願
(第一五六七七号)

○北海道常呂町の地域給に関する請願
(第一五六八八号)

○北海道滑川町の地域給に関する請願
(第一五六八九号)

○北海道士別町の地域給に関する請願
(第一五七〇〇号)

○北海道別海村の地域給に関する請願
(第一五七二二二号)

○北海道大町町の地域給に関する請願
(第一五七三三三号)

○北海道鶴居村の地域給に関する請願
(第一五七四四四号)

○北海道若佐村の地域給に関する請願
(第一五七五五五号)

○北海道安平村の地域給に関する請願
(第一五七六六六号)

○北海道千歳町の地域給に関する請願
(第一五七七七七号)

○北海道入舂村の地域給に関する請願
(第一五七八八八号)

○北海道上湧別村の地域給に関する請願
(第一五七九九九号)

○北海道上滑川村の地域給に関する請願
(第一五八〇〇〇号)

○北海道佐呂間村の地域給に関する請願
(第一五八一一一号)

○北海道興部町の地域給に関する請願
(第一五八二二二号)

○北海道帯広市の地域給に関する請願
(第一五八三三三号)

○北海道泊村の地域給に関する請願
(第一五八四四四号)

○北海道北竜村の地域給に関する請願
(第一五八五五五号)

○北海道福島町の地域給に関する請願
(第一五八六六六号)

○北海道幌延村の地域給に関する請願
(第一五八七七七号)

○北海道興尻村の地域給に関する請願
(第一五八八八八号)

○北海道初山別村の地域給に関する請願
(第一五八九九九号)

○北海道伊達町の地域給に関する請願
(第一五九〇〇〇号)

○北海道朝日村の地域給に関する請願
(第一五九一一一〇号)

○北海道知内村の地域給に関する請願
(第一五九二二二〇号)

○北海道南尻別村の地域給に関する請願
(第一五九三三三〇号)

○北海道天売村の地域給に関する請願
(第一五九四四四〇号)

○北海道留辺蘂町の地域給に関する請願
(第一五九五五五〇号)

○北海道白滝村の地域給に関する請願
(第一五九六六六〇号)

○北海道鹿追村の地域給に関する請願
(第一五九七七七〇号)

○北海道根室町の地域給に関する請願
(第一五九八八八〇号)

○北海道神居村の地域給に関する請願
(第一五九九九九〇号)

○北海道三石町の地域給に関する請願
(第一六〇〇〇〇〇号)

○北海道小清水村の地域給に関する請願
(第一六〇〇一一〇号)

○北海道深川町の地域給に関する請願
(第一六〇〇二二〇号)

○北海道秋田村の地域給に関する請願
(第一六〇〇三三〇号)

○北海道滝川町の地域給に関する請願
(第一六〇〇四四〇号)

○北海道幌向村の地域給に関する請願
(第一六〇〇五五〇号)

○北海道音江村の地域給に関する請願
(第一六〇〇六六〇号)

○北海道新篠津村の地域給に関する請願
(第一六〇〇七七〇号)

○北海道歌志内町の地域給に関する請願
(第一六〇〇八八〇号)

○北海道塩谷村の地域給に関する請願
(第一六〇〇九九〇号)

○北海道虹田町の地域給に関する請願
(第一六一〇〇〇〇号)

○北海道忠類村の地域給に関する請願
(第一六一〇一一〇号)

○北海道様似町の地域給に関する請願
(第一六一一二二〇号)

○北海道東旭川村の地域給に関する請願
(第一六一一三三〇号)

○北海道永山村の地域給に関する請願
(第一六一一四四〇号)

○北海道下船渡村の地域給に関する請願
(第一六一一五五〇号)

○新潟県下船渡村の地域給に関する請願
(第一六一一六六〇号)

○新潟県松代村の地域給に関する請願
(第一六一一七七〇号)

○新潟県有田村の地域給に関する請願
(第一六一一八八〇号)

○新潟県大和川村の地域給に関する請願
(第一六一一九九〇号)

○新潟県直江津町の地域給に関する請願
(第一六一二〇〇〇号)

○新潟県大島村の地域給に関する請願
(第一六一二一一〇号)

○新潟県地頭方村の地域給に関する請願
(第一六一二二二〇号)

○新潟県川崎町の地域給に関する請願
(第一六一二三三〇号)

○新潟県蒲谷町の地域給に関する請願
(第一六一二四四〇号)

○新潟県桑島町の地域給に関する請願
(第一六一二五五〇号)

○新潟県中之条、原向町の地域給に関
する請願(第一六二六六〇号)

○長野県柏原村の地域給に関する請願
(第一六二六七七〇号)

○山梨県豊村の地域給に関する請願
(第一六二七八八〇号)

- | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| ○岡山県吉永町の地域給に関する請願
(第一六三〇号) | ○岡山県田島村の地域給に関する請願
(第一六七五号) | ○北海道東島牧村の地域給に関する請願
(第一六九五号) | ○山梨県竜王村の地域給に関する請願
(第一七五四号) |
| ○岡山県久世町の地域給に関する請願
(第一六三二号) | ○岡山県高倉村の地域給に関する請願
(第一六七七号) | ○北海道西島牧村の地域給に関する請願
(第一六九六号) | ○大阪府田尻町の地域給に関する請願
(第一七五五号) |
| ○岡山県成羽町の地域給に関する請願
(第一六三三号) | ○岡山県勝山町の地域給に関する請願
(第一六七八号) | ○北海道樽井村の地域給に関する請願
(第一六九七号) | ○静岡県堀之内町の地域給に関する請願
(第一七五六号) |
| ○岡山県落合村の地域給に関する請願
(第一六三三三号) | ○広島県海田市町外二箇町の地域給に関する請願
(第一六七九号) | ○北海道鶴川村の地域給に関する請願
(第一六九八号) | ○茨城県岩瀬町の地域給に関する請願
(第一七五九号) |
| ○岡山県伊里町の地域給に関する請願
(第一六三四号) | ○北海道小樽市の地域給に関する請願
(第一六八〇号) | ○北海道富田村の地域給に関する請願
(第一六九九号) | ○北海道網走市の地域給に関する請願
(第一七六〇号) |
| ○和歌山県矢田村の地域給に関する請願
(第一六三五号) | ○北海道遠軽町の地域給に関する請願
(第一六八一号) | ○北海道白老村の地域給に関する請願
(第一七〇〇号) | ○北海道名寄町の地域給に関する請願
(第一七六一号) |
| ○和歌山県麻生津村の地域給に関する請願
(第一六三六号) | ○北海道遠軽町の地域給に関する請願
(第一六八二号) | ○北海道鶴川村の地域給に関する請願
(第一七〇一號) | ○北海道常盤村の地域給に関する請願
(第一七六二号) |
| ○和歌山県川原村の地域給に関する請願
(第一六三七号) | ○北海道置戸町の地域給に関する請願
(第一六八三三三) | ○北海道歌葉村の地域給に関する請願
(第一七〇二号) | ○北海道愛別村の地域給に関する請願
(第一七六三三三) |
| ○和歌山県池田村の地域給に関する請願
(第一六三八号) | ○北海道訓子府町の地域給に関する請願
(第一六八四号) | ○北海道生田原村の地域給に関する請願
(第一七〇三三三) | ○北海道端野村の地域給に関する請願
(第一七六四号) |
| ○和歌山県田中村の地域給に関する請願
(第一六三九号) | ○北海道幌別町の地域給に関する請願
(第一六八五号) | ○北海道多度志村の地域給に関する請願
(第一七〇四号) | ○北海道比布村の地域給に関する請願
(第一七六五号) |
| ○和歌山県岩出町の地域給に関する請願
(第一六四〇号) | ○北海道香形町の地域給に関する請願
(第一六八六号) | ○北海道釧路村の地域給に関する請願
(第一七〇五号) | ○北海道中川村の地域給に関する請願
(第一七六六号) |
| ○愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願
(第一六四一四一) | ○北海道厚岸町の地域給に関する請願
(第一六八七号) | ○北海道釧路村の地域給に関する請願
(第一七〇六号) | ○北海道東山村の地域給に関する請願
(第一七六七号) |
| ○宮城県岩手町外三箇村の地域給に関する請願
(第一六六八八号) | ○北海道栗沢町の地域給に関する請願
(第一六八八号) | ○北海道東川村の地域給に関する請願
(第一七〇七号) | ○群馬県豊受村の地域給に関する請願
(第一七七三三) |
| ○福島県本郷町の地域給に関する請願
(第一六六九号) | ○北海道津別町の地域給に関する請願
(第一六八九号) | ○北海道東郷村の地域給に関する請願
(第一七〇八号) | ○埼玉県大田村の地域給に関する請願
(第一七七四号) |
| ○千葉県湖北村の地域給に関する請願
(第一六七〇号) | ○北海道長沼町の地域給に関する請願
(第一六九〇号) | ○北海道鷹栖村の地域給に関する請願
(第一七〇九号) | ○愛知県鬼崎町の地域給に関する請願
(第一七七五号) |
| ○和歌山県三栖村の地域給に関する請願
(第一六七二二) | ○北海道今金町の地域給に関する請願
(第一六九一四一) | ○北海道釧路村の地域給に関する請願
(第一七一〇号) | ○岡山県山手村の地域給に関する請願
(第一七七六号) |
| ○滋賀県今津町の地域給に関する請願
(第一六七二二) | ○北海道枝幸町の地域給に関する請願
(第一六九二二) | ○北海道当麻村の地域給に関する請願
(第一七一〇一) | ○宮城県大田村の地域給に関する請願
(第一七七七号) |
| ○岡山県一宮村の地域給に関する請願
(第一六七三三) | ○北海道美幌町の地域給に関する請願
(第一六九三三) | ○愛知県小坂井町の地域給に関する請願
(第一七二二二) | ○北海道中札内村の地域給に関する請願
(第一七七八号) |
| ○岡山県高野村の地域給に関する請願
(第一六七四四) | ○北海道黒松内村の地域給に関する請願
(第一六九四四) | ○愛知県刈谷市の地域給に関する請願
(第一七二三三) | ○福岡県若宮町外二箇村の地域給に関する請願
(第一七七九号) |
| ○岡山県高田村の地域給に関する請願
(第一六七五五) | | ○埼玉県馬場村の地域給に関する請願
(第一七三三三) | ○奈良県上市町の地域給に関する請願
(第一七七九号) |

- (第一七八〇号) 〇奈良県下市町の地域給に関する請願 (第一七八一号)
- 〇奈良県秋野村の地域給に関する請願 (第一七八二号)
- 〇奈良県丹生村の地域給に関する請願 (第一七八三号)
- 〇奈良県黒滝村の地域給に関する請願 (第一七八四号)
- 〇鳥取県大山村の寒冷地手当に関する請願 (第一七八五号)
- 〇岡山県日生町の地域給に関する請願 (第一七八六号)
- 〇岡山県鶴山村の地域給に関する請願 (第一七八七号)
- 〇岡山県三國村の地域給に関する請願 (第一七八八号)
- 〇岡山県瀧瀬村の地域給に関する請願 (第一七八九号)
- 〇愛知県朝日村の地域給に関する請願 (第一七九〇号)
- 〇鳥取県の地域給に関する請願 (第一七九四号)
- 〇埼玉県与野町の地域給に関する請願 (第一七九五号)
- 〇埼玉県小谷村外六箇村の地域給に関する請願 (第一七九六号)
- 〇栃木県久野村の地域給に関する請願 (第一七九七号)
- 〇岡山県瀬戸町の地域給に関する請願 (第一七九八号)
- 〇札幌市の地域給に関する請願 (第一七九九号)
- 〇北海道手稲町の地域給に関する請願 (第一八〇〇号)
- 〇北海道土川町の地域給に関する請願 (第一八〇一号)
- 〇北海道栗山町の地域給に関する請願 (第一八〇二号)
- 〇北海道芽室町の地域給に関する請願 (第一八〇三号)
- 〇北海道音別村の地域給に関する請願 (第一八〇四号)
- 〇北海道小平村の地域給に関する請願 (第一八〇五号)
- 〇北海道占冠村の地域給に関する請願 (第一八〇六号)
- 〇北海道江丹別村の地域給に関する請願 (第一八〇七号)
- 〇北海道中富良野村の地域給に関する請願 (第一八〇八号)
- 〇愛媛県南伊予村の地域給に関する請願 (第一八〇九号)
- 〇愛媛県砥部町の地域給に関する請願 (第一八一〇号)
- 〇愛媛県北山崎村の地域給に関する請願 (第一八一一号)
- 〇愛媛県上灘町の地域給に関する請願 (第一八一二号)
- 〇愛媛県原町村の地域給に関する請願 (第一八一三号)
- 〇静岡県能切村の地域給に関する請願 (第一八一四号)
- 〇静岡県気多村の地域給に関する請願 (第一八一五号)
- 〇静岡県大居町の地域給に関する請願 (第一八一六号)
- 〇静岡県裾野町の地域給に関する請願 (第一八一七号)
- 〇静岡県小山町の地域給に関する請願 (第一八一八号)
- 〇静岡県富士岡村の地域給に関する請願 (第一八一九号)
- 〇静岡県須走村の地域給に関する請願 (第一八二〇号)
- 〇静岡県印野村の地域給に関する請願 (第一八二一号)
- 〇静岡県原里村の地域給に関する請願 (第一八二二号)
- 〇秋田県境町村の地域給に関する請願 (第一八二三号)
- (第一八二三号) 〇千葉県成東町の地域給に関する請願 (第一八二四号)
- 〇栃木県足尾、日光両町の地域給に関する請願 (第一八二五号)
- 〇岐阜県鶴岡村の地域給に関する請願 (第一八二六号)
- 〇群馬県水上町の地域給に関する請願 (第一八二七号)
- 〇愛知県桜井村の地域給に関する請願 (第一八二八号)
- 〇三重県城南村の地域給に関する請願 (第一八二九号)
- 〇和歌山県勝浦町の地域給に関する請願 (第一八三〇号)
- 〇大阪府正雀郵便局の地域給に関する請願 (第一八三一号)
- 〇鳥取県羽合町の地域給に関する請願 (第一八三二号)
- 〇鳥取県面影村の地域給に関する請願 (第一八三三号)
- 〇鳥取県大宮村の寒冷地手当に関する請願 (第一八三四号)
- 〇鳥取県阿尾緑村の寒冷地手当に関する請願 (第一八三五号)
- 〇長野県藤沢村外三箇町村の寒冷地手当に関する請願 (第一八三六号)
- 〇岡山県新山村の地域給に関する請願 (第一八三七号)
- 〇岡山県新本村外二箇村の地域給に関する請願 (第一八三八号)
- 〇広島県郷原村外八箇村の地域給に関する請願 (第一八三九号)
- 〇大分県八幡、高家両村の地域給に関する請願 (第一八四〇号)
- 〇新潟県羽茂村の地域給に関する請願 (第一八五〇号)
- 〇教職員給与準則に関する請願 (第一八五一号)
- 〇北海道和寒町の地域給に関する請願 (第一八六一号)
- 〇北海道標茶町の地域給に関する請願 (第一八六二号)
- 〇北海道紋別町の地域給に関する請願 (第一八六三号)
- 〇北海道大樹町の地域給に関する請願 (第一八六四号)
- 〇北海道妹背牛町の地域給に関する請願 (第一八六五号)
- 〇北海道余市町の地域給に関する請願 (第一八六六号)
- 〇北海道音更村の地域給に関する請願 (第一八六七号)
- 〇北海道日高村の地域給に関する請願 (第一八六八号)
- 〇北海道御影村の地域給に関する請願 (第一八六九号)
- 〇北海道尾布森村の地域給に関する請願 (第一八七〇号)
- 〇千葉県湊町の地域給に関する請願 (第一八七九号)
- 〇千葉県佐貫町の地域給に関する請願 (第一八八〇号)
- 〇千葉県保田町の地域給に関する請願 (第一八八一号)
- 〇千葉県富勢村の地域給に関する請願 (第一八八二号)
- 〇千葉県中村の地域給に関する請願 (第一八八三号)
- 〇茨城県相馬町の地域給に関する請願 (第一八八四号)
- 〇埼玉県東尾玉村の地域給に関する請願 (第一八八五号)
- 〇岐阜県大藪町の地域給に関する請願 (第一八八六号)
- 〇静岡県新居町の地域給に関する請願 (第一八八七号)
- 〇愛知県鬼崎町の地域給に関する請願 (第一八八八号)
- 〇広島県中尾瀬、乃美尾両村の地域給に関する請願 (第一八八九号)
- 〇広島県郷田、吉川両村の地域給に関する請願 (第一八九〇号)
- 〇広島県下三永村の地域給に関する請願 (第一八九一号)
- 〇広島県口田村の地域給に関する請願 (第一八九二号)
- 〇岡山県三須村の地域給に関する請願 (第一八九三号)
- 〇山口県城南村の地域給に関する請願 (第一八九四号)
- 〇秋田県浅舞町の地域給に関する請願 (第一八九五号)
- 〇秋田県金足村の地域給に関する請願 (第一八九六号)
- 〇秋田県奥島町の地域給に関する請願 (第一八九七号)
- 〇秋田県泉前田村の地域給に関する請願 (第一八九八号)
- 〇秋田県矢本町の地域給に関する請願 (第一八九九号)
- 〇茨城県小川町の地域給に関する請願 (第一九〇〇号)
- 〇茨城県笠間町の地域給に関する請願 (第一九〇一号)
- 〇茨城県笠間町の地域給に関する請願 (第一九〇二号)
- 〇埼玉県片柳村の地域給に関する請願 (第一九〇三号)
- 〇山梨県増穂町の地域給に関する請願 (第一九〇四号)
- 〇奈良県大宇陀町の地域給に関する請願 (第一九〇五号)
- 〇奈良県大淀町の地域給に関する請願 (第一九〇六号)
- 〇京都府周山町外十一箇村の地域給に関する請願 (第一九〇七号)

- 京都府龜岡町の地域給に関する請願
(第一九〇八号)
- 広島県湯田村の地域給に関する請願
(第一九〇九号)
- 岡山県福河村の地域給に関する請願
(第一九一〇号)
- 岡山県美山村の地域給に関する請願
(第一九一一号)
- 岡山県堺村の地域給に関する請願
(第一九一二号)
- 山口県高森町の地域給に関する請願
(第一九一三号)
- 宮崎県鶴戸村の地域給に関する請願
(第一九一四号)
- 長崎県小長井村の地域給に関する請願
(第一九一五号)
- 福島県川部村の地域給に関する請願
(第一九一六号)
- 石川県倶利伽羅村の地域給に関する請願
(第一九一七号)
- 秋田県能代市の地域給に関する請願
(第一九一八号)
- 岡山県神根村の地域給に関する請願
(第一九一九号)
- 秋田県鷹巣村の地域給に関する請願
(第一九二〇号)
- 福島県湯本町の地域給に関する請願
(第一九二一四号)
- 福島県山田村の地域給に関する請願
(第一九二二五号)
- 静岡県富士根村の地域給に関する請願
(第一九二三六号)
- 静岡県田子浦村の地域給に関する請願
(第一九二四七号)
- 静岡県岩松村の地域給に関する請願
(第一九二五八号)
- 静岡県鷹岡町の地域給に関する請願
(第一九二六九号)
- 愛知県品野町の地域給に関する請願
(第一九二七〇号)
- 岐阜県古川町の地域給に関する請願
(第一九二八五号)
- (第一九六一号)
- 岐阜県小鷹利村の地域給に関する請願
(第一九六二二号)
- 三重県桑村の地域給に関する請願
(第一九六三三号)
- 三重県下野村の地域給に関する請願
(第一九六四四号)
- 三重県多度、七取両村の地域給に関する請願
(第一九六五五号)
- 奈良県小川村の地域給に関する請願
(第一九六六六号)
- 滋賀県日野町の地域給に関する請願
(第一九六七七号)
- 鳥取県倉吉町の地域給に関する請願
(第一九六八八号)
- 岡山県大原町の地域給に関する請願
(第一九六九九号)
- 北海道夕張市の地域給に関する請願
(第一九七五〇号)
- 北海道留萌市の地域給に関する請願
(第一九七六一号)
- 北海道上富良野町の地域給に関する請願
(第一九七七七号)
- 北海道三笠町の地域給に関する請願
(第一九七八八号)
- 北海道芦別町の地域給に関する請願
(第一九七九九号)
- 北海道由仁町の地域給に関する請願
(第一九八〇〇号)
- 北海道沼田町の地域給に関する請願
(第一九八一一号)
- 北海道浜頓別町の地域給に関する請願
(第一九八二二号)
- 北海道門別町の地域給に関する請願
(第一九八三三号)
- 北海道中標津町の地域給に関する請願
(第一九八四四号)
- 北海道浜益村の地域給に関する請願
(第一九八五五号)
- 北海道秩父別村の地域給に関する請願
(第一九八六六号)
- 北海道納内村の地域給に関する請願
(第一九八七七号)
- 北海道智恵文村の地域給に関する請願
(第一九八八八号)
- 北海道壮瞥村の地域給に関する請願
(第一九八九九号)
- 奈良県宇太町の地域給に関する請願
(第一九九〇〇号)
- 奈良県三郷村の地域給に関する請願
(第一九九一一号)
- 奈良県内牧村の地域給に関する請願
(第一九九二二号)
- 宮崎県高城町の地域給に関する請願
(第一九九三三号)
- 宮崎県細田町の地域給に関する請願
(第一九九四四号)
- 静岡県垂山村の地域給に関する請願
(第二〇〇〇五号)
- 北海道恵庭町の地域給に関する請願
(第二〇〇一六号)
- 北海道当別町の地域給に関する請願
(第二〇〇二七号)
- 北海道留寿都村の地域給に関する請願
(第二〇〇三八号)
- 北海道広島村の地域給に関する請願
(第二〇〇四九号)
- 北海道八雲町の地域給に関する請願
(第二〇〇五〇号)
- 北海道豊浦町の地域給に関する請願
(第二〇〇六一号)
- 北海道砂原村の地域給に関する請願
(第二〇〇七二号)
- 北海道余別村の地域給に関する請願
(第二〇〇八三号)
- 北海道浦臼村の地域給に関する請願
(第二〇〇九四号)
- 北海道函館地方の地域給に関する請願
(第二〇一〇五号)
- (第二〇一三〇号)
- 北海道幕別町の地域給に関する請願
(第二〇一四一号)
- 北海道美瑛町の地域給に関する請願
(第二〇一五二号)
- 北海道遠別町の地域給に関する請願
(第二〇一六三号)
- 北海道広尾町の地域給に関する請願
(第二〇一七四号)
- 北海道岩内町の地域給に関する請願
(第二〇一八五号)
- 北海道砂川町の地域給に関する請願
(第二〇一九六号)
- 北海道増毛町の地域給に関する請願
(第二〇二〇七号)
- 北海道江部乙町の地域給に関する請願
(第二〇二一八号)
- 北海道下川町の地域給に関する請願
(第二〇二二九号)
- 北海道小沢村の地域給に関する請願
(第二〇二四〇号)
- 北海道太田村の地域給に関する請願
(第二〇二五一号)
- 北海道足尾村の地域給に関する請願
(第二〇二六二号)
- 北海道神楽村の地域給に関する請願
(第二〇二七三号)
- 北海道前田村の地域給に関する請願
(第二〇二八四号)
- 北海道阿寒村の地域給に関する請願
(第二〇二九五号)
- 北海道鬼鹿村の地域給に関する請願
(第二〇二六六号)
- 北海道京極村の地域給に関する請願
(第二〇二七七号)
- 北海道大江村の地域給に関する請願
(第二〇二八八号)
- 北海道神恵内村の地域給に関する請願
(第二〇二九九号)
- (第二〇三〇〇号)
- 北海道銭亀沢村の地域給に関する請願
(第二〇三〇一〇号)
- 北海道真狩村の地域給に関する請願
(第二〇三〇二〇号)
- 北海道追分村の地域給に関する請願
(第二〇三〇三〇号)
- 北海道島野村の地域給に関する請願
(第二〇三〇四〇号)
- 北海道中札内村の地域給に関する請願
(第二〇三〇五〇号)
- 北海道東藻琴村の地域給に関する請願
(第二〇三〇六〇号)
- 北海道西興部村の地域給に関する請願
(第二〇三〇七〇号)
- 福島県浅川町の地域給に関する請願
(第二〇三〇八〇号)
- 埼玉県野本村の地域給に関する請願
(第二〇三〇九〇号)
- 埼玉県三箇村の地域給に関する請願
(第二〇三〇一〇〇号)
- 長野県池田町の地域給に関する請願
(第二〇三〇二〇〇号)
- 愛知県赤坂町の地域給に関する請願
(第二〇三〇三〇〇号)
- 愛知県平和村の地域給に関する請願
(第二〇三〇四〇〇号)
- 愛知県横須賀村の地域給に関する請願
(第二〇三〇五〇〇号)
- 和歌山県海南市の地域給に関する請願
(第二〇三〇六〇〇号)
- 和歌山県安楽川町の地域給に関する請願
(第二〇三〇七〇〇号)
- 和歌山県小倉村の地域給に関する請願
(第二〇三〇八〇〇号)
- 和歌山県根来村の地域給に関する請願
(第二〇三〇九〇〇号)
- 和歌山県山崎村の地域給に関する請願
(第二〇三一〇〇〇号)
- 和歌山県東貴志村の地域給に関する請願
(第二〇三一〇一〇〇号)

- 山口県光市の地域給に関する請願 (第二二七七号)
- 鳥取県浜村町の地域給に関する請願 (第二二七八号)
- 鳥取県松保村の地域給に関する請願 (第二二七九号)
- 鳥取県泊村の地域給に関する請願 (第二二八〇号)
- 鳥取県宇倍野村の地域給に関する請願 (第二二八一号)
- 鳥取県網代村の地域給に関する請願 (第二二八二号)
- 鳥取県渡村の地域給に関する請願 (第二二八三号)
- 鳥取県大高村の地域給に関する請願 (第二二八四号)
- 鳥取県日野上村の地域給に関する請願 (第二二八五号)
- 鳥取県夜見村外、箇村の地域給に関する請願 (第二二八六号)
- 鳥取県黒坂町の地域給に関する請願 (第二二八七号)
- 鳥取県根雨町の地域給に関する請願 (第二二八八号)
- 鳥取県青谷町の地域給に関する請願 (第二二八九号)
- 鳥取県江尾町の地域給に関する請願 (第二二九〇号)
- 鳥取県智頭町の地域給に関する請願 (第二二九一号)
- 鳥取県上井町の地域給に関する請願 (第二二九二号)
- 鳥取県岩井町の地域給に関する請願 (第二二九三号)
- 鳥取県八橋町の地域給に関する請願 (第二二九四号)
- 鳥取県若桜町の地域給に関する請願 (第二二九五号)
- 鳥取県鹿野町の地域給に関する請願 (第二二九六号)
- 鳥取県淀江町の地域給に関する請願 (第二二九七号)
- 鳥取市の地域給に関する請願 (第二二九七号)
- 鳥取県河原町の地域給に関する請願 (第二二九八号)
- 鳥取県船岡町の地域給に関する請願 (第二二九九号)
- 鳥取県浦安町の地域給に関する請願 (第三〇〇〇号)
- 鳥取県溝口町の地域給に関する請願 (第三〇〇一号)
- 鳥取県由良町の地域給に関する請願 (第三〇〇二号)
- 鳥取県東郷町の地域給に関する請願 (第三〇〇三号)
- 鳥取県外江町の地域給に関する請願 (第三〇〇四号)
- 鳥取県米子市の地域給に関する請願 (第三〇〇五号)
- 鳥取県用瀬町の地域給に関する請願 (第三〇〇六号)
- 鳥取県境町および上道村の一部の地域給に関する請願 (第三〇〇七号)
- 鳥取県上道村の地域給に関する請願 (第三〇〇八号)
- 鳥取県丹比村の地域給に関する請願 (第三〇〇九号)
- 鳥取県中浜、大篠津兩村の地域給に関する請願 (第三〇一〇号)
- 鳥取県杜村の地域給に関する請願 (第三〇一一号)
- 鳥取県美穂、大和兩村の地域給に関する請願 (第三〇一二号)
- 鳥取県津ノ井村の地域給に関する請願 (第三〇一三号)
- 鳥取県手間村の地域給に関する請願 (第三〇一四号)
- 鳥取県栗村の地域給に関する請願 (第三〇一五号)
- 鳥取県大和村の地域給に関する請願 (第三〇一六号)
- 鳥取県高麗村の地域給に関する請願 (第三〇一七号)
- 鳥取県大岩村の地域給に関する請願 (第三〇一八号)
- 鳥取県田後村の地域給に関する請願 (第三〇一九号)
- 鳥取県成実村の地域給に関する請願 (第三〇二〇号)
- 鳥取県所子村の地域給に関する請願 (第三〇二一号)
- 鳥取県日野村の地域給に関する請願 (第三〇二二号)
- 鳥取県和田村の地域給に関する請願 (第三〇二三号)
- 鳥取県崎津村の地域給に関する請願 (第三〇二四号)
- 鳥取県法勝寺村の地域給に関する請願 (第三〇二五号)
- 鳥取県上山村の地域給に関する請願 (第三〇二六号)
- 山形県柏倉門伝村の地域給に関する請願 (第三〇二七号)
- 茨城県古河市の地域給に関する請願 (第三〇二八号)
- 山梨県昭和村の地域給に関する請願 (第三〇二九号)
- 長野県上川村の地域給に関する請願 (第三〇三〇号)
- 群馬県下川村の地域給に関する請願 (第三〇三一号)
- 群馬県上川村の地域給に関する請願 (第三〇三二号)
- 群馬県桂置村の地域給に関する請願 (第三〇三三号)
- 群馬県下川村の地域給に関する請願 (第三〇三四号)
- 群馬県上川村の地域給に関する請願 (第三〇三五号)
- 群馬県南橋村の地域給に関する請願 (第三〇三六号)
- 群馬県岡田町外四箇村の寒冷地手当に関する請願 (第三〇三七号)
- 岡山県金光町の地域給に関する請願 (第三〇三八号)
- 岡山県飯岡村の地域給に関する請願 (第三〇三九号)
- 岡山県美の郷村の地域給に関する請願 (第三〇四〇号)
- 広島県美の郷村の地域給に関する請願 (第三〇四一号)
- 鹿児島県吉松町の地域給に関する請願 (第三〇四二号)
- 鹿児島県方世町の地域給に関する請願 (第三〇四三号)
- 鹿児島県小松町外二箇村の寒冷地手当に関する請願 (第三〇四四号)
- 山形県東沢村の地域給に関する請願 (第三〇四五号)
- 栃木県山崎村の地域給に関する請願 (第三〇四六号)
- 鳥取県浦富町の地域給に関する請願 (第三〇四七号)
- 宮崎県南郷村の地域給に関する請願 (第三〇四八号)
- 岡山県難崎町の地域給に関する請願 (第三〇四九号)
- 鳥取県御来屋町の地域給に関する請願 (第三〇五〇号)
- 鳥取県日吉津村の地域給に関する請願 (第三〇五一号)
- 鳥取県大山村の地域給に関する請願 (第三〇五二号)
- 鳥取県三朝村の地域給に関する請願 (第三〇五三号)
- 福島県浪江町の地域給に関する請願 (第三〇五四号)
- 福島県富岡町の地域給に関する請願 (第三〇五五号)
- 福島県双葉村の地域給に関する請願 (第三〇五六号)
- 福島県久之浜町の地域給に関する請願 (第三〇五七号)
- 福島県標葉町の地域給に関する請願 (第三〇五八号)
- 福島県大野村の地域給に関する請願 (第三〇五九号)
- 福島県桑折町の地域給に関する請願 (第三〇六〇号)
- 栃木県佐野市の地域給に関する請願 (第三〇六一号)
- 宮城県白石町の地域給に関する請願 (第三〇六二号)
- 愛知県扶桑町の地域給に関する請願 (第三〇六三号)
- 奈良県吉野町の地域給に関する請願 (第三〇六四号)
- 鳥根県美保岡町の地域給に関する請願 (第三〇六五号)
- 岡田県和気町の地域給に関する請願 (第三〇六六号)
- 香川県田村の地域給に関する請願 (第三〇六七号)

- (第二三二一號) ○香川県高室村の地域給に関する請願 (第二三二二號)
- (第二三二三號) ○香川県伊吹村の地域給に関する請願 (第二三二四號)
- (第二三二五號) ○愛媛県船木村の地域給に関する請願 (第二三二六號)
- (第二三二七號) ○長野県南箕輪村の地域給に関する請願 (第二三二八號)
- (第二三二九號) ○長野県朝日村の地域給に関する請願 (第二三三〇號)
- (第二三三一號) ○長野県飯島村の地域給に関する請願 (第二三三二號)
- (第二三三三號) ○長野県宮田村の地域給に関する請願 (第二三三四號)
- (第二三三五號) ○長野県西春近村の地域給に関する請願 (第二三三六號)
- (第二三三七號) ○長野県小野、筑摩地内村の地域給に関する請願 (第二三三八號)
- (第二三三九號) ○長野県赤穂町の地域給に関する請願 (第二三四〇號)
- (第二三四一號) ○長野県高遠町の地域給に関する請願 (第二三四二號)
- (第二三四三號) ○長野県伊那町の地域給に関する請願 (第二三四四號)
- (第二三四五號) ○山形県滝山村の地域給に関する請願 (第二三四六號)
- (第二三四七號) ○和歌山県和佐村の地域給に関する請願 (第二三四八號)
- (第二三四九號) ○熊本県清里村の地域給に関する請願 (第二三三〇號)
- (第二三三一號) ○宮城県七北田村の地域給に関する請願 (第二三三二號)
- (第二三三三號) ○新潟県河崎村の地域給に関する請願 (第二三三六號)
- (第二三三七號) ○山口県内日村の地域給に関する請願 (第二三三八號)
- (第二三三九號) ○山梨県島田村の地域給に関する請願 (第二三三〇號)
- (第二三三一號) ○埼玉県金杉村の地域給に関する請願 (第二三三二號)
- (第二三三三號) ○埼玉県手子林村の地域給に関する請願 (第二三三四號)
- (第二三三五號) ○埼玉県川辺村の地域給に関する請願 (第二三三六號)
- (第二三三七號) ○埼玉県南根井村の地域給に関する請願 (第二三三八號)
- (第二三三九號) ○東京都由木村外十箇村の地域給に関する請願 (第二三三〇號)
- (第二三三一號) ○岐阜県上宝村の地域給に関する請願 (第二三三二號)
- (第二三三三號) ○静岡県二俣町の地域給に関する請願 (第二三三四號)
- (第二三三五號) ○愛知県大和町の地域給に関する請願 (第二三三六號)
- (第二三三七號) ○岡山県吉岡村の地域給に関する請願 (第二三三八號)
- (第二三三九號) ○広島県松永町の地域給に関する請願 (第二三四〇號)
- (第二三四一號) ○鹿児島県西長島村の地域給に関する請願 (第二三四二號)
- (第二三四三號) ○石川県金沢市の地域給に関する請願 (第二三四四號)
- (第二三四五號) ○石川県門前町の地域給に関する請願 (第二三四六號)
- (第二三四七號) ○石川県高浜町の地域給に関する請願 (第二三四八號)
- (第二三四九號) ○東京都町田市の地域給に関する請願 (第二三三〇號)
- (第二三三一號) ○千葉県本納町の地域給に関する請願 (第二三三二號)
- (第二三三三號) ○埼玉県井原村の地域給に関する請願 (第二三三六號)
- (第二三三七號) ○愛知県形原、西原町の地域給に関する請願 (第二三三八號)
- (第二三三九號) ○滋賀県能登川町の地域給に関する請願 (第二三三〇號)
- (第二三三一號) ○岡山県方富町の地域給に関する請願 (第二三三二號)
- (第二三三三號) ○群馬県共和村の地域給に関する請願 (第二三三六號)
- (第二三三七號) ○新潟県河原田町の地域給に関する請願 (第二三三八號)
- (第二三三九號) ○和歌山県比井崎村の地域給に関する請願 (第二三四〇號)
- (第二三四一號) ○栃木県吾妻村の地域給に関する請願 (第二三四二號)
- (第二三四三號) ○岡山県美甘村の地域給に関する請願 (第二三四四號)
- (第二三四五號) ○岡山県美和村の地域給に関する請願 (第二三四六號)
- (第二三四七號) ○岡山県木山村の地域給に関する請願 (第二三四八號)
- (第二三四九號) ○岡山県川東村の地域給に関する請願 (第二三五〇號)
- (第二三五二號) ○岡山県河内村の地域給に関する請願 (第二三五三號)
- (第二三五五號) ○岡山県月田村の地域給に関する請願 (第二三五六號)
- (第二三五七號) ○岡山県津田村の地域給に関する請願 (第二五八〇號)
- (第二五八二號) ○岡山県上村の地域給に関する請願 (第二五八三號)
- (第二五八五號) ○岡山県八束村の地域給に関する請願 (第二五八六號)
- (第二五八八號) ○岡山県美川村の地域給に関する請願 (第二五九〇號)
- (第二五九二號) ○岡山県富原村の地域給に関する請願 (第二五九三號)
- (第二五九五號) ○静岡県焼津市の地域給に関する請願 (第二五九六號)
- (第二五九八號) ○三重県浜島町の地域給に関する請願 (第二五九九號)
- (第二六〇〇號) ○石川県穴水町の地域給に関する請願 (第二六〇一號)
- (第二六〇三號) ○群馬県下仁田町の地域給に関する請願 (第二六〇四一號)
- (第二六〇四二號) ○岐阜県八百津町の地域給に関する請願 (第二六〇四三號)
- (第二六〇四五號) ○滋賀県玉緒村の地域給に関する請願 (第二六〇四六號)
- (第二六〇四七號) ○茨城県大穂町の地域給に関する請願 (第二六〇四八號)
- (第二六〇五〇號) ○茨城県那珂新井町の地域給に関する請願 (第二六〇五一號)
- (第二六〇五二號) ○大阪府北松尾村の地域給に関する請願 (第二六〇五三號)
- (第二六〇五五號) ○大阪府南池田村の地域給に関する請願 (第二六〇五六號)
- (第二六〇五七號) ○大阪府北池田村の地域給に関する請願 (第二六〇五八號)
- (第二六〇六〇號) ○石川県七尾市の地域給に関する請願 (第二六〇六一號)
- (第二六〇六二號) ○大分県神崎村の地域給に関する請願 (第二六〇六三號)
- (第二六〇六五號) ○熊本県松橋町等の地域給に関する請願 (第二六〇六七號)
- (第二六〇六九號) ○鹿児島県高江村の地域給に関する請願 (第二六〇七〇號)
- (第二六〇七二號) ○千葉県勝山町の地域給に関する請願 (第二六〇七三號)
- (第二六〇七五號) ○愛知県武豊町の地域給に関する請願 (第二六〇七六號)
- (第二六〇七八號) ○三重県桃園村外四箇村の地域給に関する請願 (第二六〇七九號)
- (第二六〇八一號) ○兵庫県飯屋町の地域給に関する請願 (第二六〇八二號)
- (第二六〇八四號) ○福岡県吉武村の地域給に関する請願 (第二六〇八五號)
- (第二六〇八七號) ○千葉県布佐町の地域給に関する請願 (第二六〇八八號)
- (第二六〇九〇號) ○広島県大竹町の地域給に関する請願 (第二六〇九二號)
- (第二六〇九四號) ○奈良県大正村の地域給に関する請願 (第二六〇九五號)
- (第二六〇九七號) ○栃木県北郷村の地域給に関する請願 (第二六〇九八號)
- (第二六〇九九號) ○兵庫県三木村の地域給に関する請願 (第二六一〇〇號)
- (第二六一〇二號) ○千葉県片貝町の地域給に関する請願 (第二六一〇三號)
- (第二六一〇五號) ○広島県平良村外三箇村の地域給に関する請願 (第二六一〇六號)
- (第二六一〇八號) ○福島県柳津町の地域給に関する請願 (第二六一〇九號)
- (第二六一一一號) ○埼玉県川口市の地域給に関する請願 (第二六一一二號)
- (第二六一一四號) ○長野県朝陽村の地域給に関する請願 (第二六一一五號)
- (第二六一一七號) ○千葉市の地域給に関する請願 (第二六一一八號)
- (第二六一二〇號) ○千葉県旭町の地域給に関する請願 (第二六一二一號)
- (第二六一二三號) ○千葉県土村の地域給に関する請願 (第二六一二四號)
- (第二六一二六號) ○愛知県阿久比町の地域給に関する請願 (第二六一二七號)
- (第二六一二九號) ○富山県石動町の地域給に関する請願 (第二六一三〇號)
- (第二六一三二號) ○石川県粟生、吉田町の地域給に関する請願 (第二六一三三號)
- (第二六一三五號) ○鹿児島県指宿町の地域給に関する請願 (第二六一三七號)
- (第二六一三九號) ○岐阜県中津川市の寒冷地手当に関する請願 (第二六一四〇號)
- (第二六一四二號) ○教職員給与準則制定反対に関する請願 (第二六一四三號)
- (第二六一四五號) ○群馬県綿打村の地域給に関する請願 (第二六一四六號)
- (第二六一四八號) ○群馬県生品村の地域給に関する請願 (第二六一四九號)
- (第二六一五一號) ○栃木県赤見町の地域給に関する請願 (第二六一五二號)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| ○岐阜県関市の地域給に関する請願
(第二四八五号) | ○山梨県敷島町外五箇村の地域給に関する請願
(第二四八六号) | ○京都府の寒冷地手当に関する請願
(第二四八七号) | ○山形県谷地町の地域給に関する請願
(第二四八八号) | ○山形県北谷地村の地域給に関する請願
(第二四八九号) | ○青森県大沢町の地域給に関する請願
(第二四九〇号) | ○島根県出雲市の地域給等に関する請願
(第二四九一号) | ○山形県村木沢村の地域給に関する請願
(第二四九二号) | ○京都府長岡町外四箇町村の地域給に関する請願
(第二四九四号) | ○島根県平田町の地域給に関する請願
(第二四九五号) | ○長野県平瀬村の地域給に関する請願
(第二四九六号) | ○兵庫県佐野町の地域給に関する請願
(第二四九七号) | ○千葉県富津町の地域給に関する請願
(第二四九八号) | ○茨城県大村の地域給に関する請願
(第二四九九号) | ○兵庫県鴨川村の寒冷地手当に関する請願
(第二五〇〇号) | ○岐阜県坂上村の地域給に関する請願
(第二五〇一号) | ○群馬県木崎町の地域給に関する請願
(第二五〇二号) | ○広島県木江町の地域給に関する請願
(第二五〇三号) | ○岡山県真備町の地域給に関する請願
(第二五〇四号) | ○福島県常葉町の地域給に関する請願
(第二五〇五号) |
| ○福島県船引町の地域給に関する請願
(第二五三六号) | ○福島県東十郷村の地域給に関する請願
(第二五三八号) | ○福島県九頭竜公園地帯の地域給に関する請願
(第二五三九号) | ○大分県蒲江町の地域給に関する請願
(第二五四〇号) | ○福島県広野町の地域給に関する請願
(第二五四一号) | ○高知県大方町の地域給に関する請願
(第二五四二号) | ○群馬県前橋市の地域給に関する請願
(第二五四三号) | ○長崎県瀬戸町の地域給に関する請願
(第二五四四号) | ○長崎県千々石町の地域給に関する請願
(第二五四五号) | ○長崎県南串山村の地域給に関する請願
(第二五四六号) | ○長崎県北串山村の地域給に関する請願
(第二五四七号) | ○青森県金木町の地域給に関する請願
(第二五四八号) | ○青森県市川村の地域給に関する請願
(第二五四九号) | ○栃木県梁田村の地域給に関する請願
(第二五五〇号) | ○栃木県筑波村の地域給に関する請願
(第二五五一号) | ○栃木県那須村黒田原地区の地域給に関する請願
(第二五五二号) | ○国鉄職員の手当に関する請願
(第二五五三号) | ○愛知県半田市の地域給に関する請願
(第二五五四号) | ○愛知県高岡村の地域給に関する請願
(第二五五五号) | |
| ○愛知県明治村の地域給に関する請願
(第二五九〇号) | ○奈良県畝傍町の地域給に関する請願
(第二五九一号) | ○京都府由良村の地域給に関する請願
(第二五九二号) | ○京都府岡田上村の地域給に関する請願
(第二五九三号) | ○京都府岡田中村の地域給に関する請願
(第二五九四号) | ○京都府岡田下村の地域給に関する請願
(第二五九五号) | ○京都府神崎村の地域給に関する請願
(第二五九六号) | ○岡山県赤坂町の地域給に関する請願
(第二五九七号) | ○愛媛県東南村の地域給に関する請願
(第二五九八号) | ○大分県宇佐町の地域給に関する請願
(第二五九九号) | ○大分県津留郷便局の地域給に関する請願
(第二六〇〇号) | ○茨城県瓜連町の地域給に関する請願
(第二六〇一号) | ○埼玉県鳩ヶ谷町の地域給に関する請願
(第二六〇二号) | ○愛知県佐久島村の地域給に関する請願
(第二六〇三号) | ○兵庫県浅野村の地域給に関する請願
(第二六〇四号) | ○広島県因島市の地域給に関する請願
(第二六〇五号) | ○広島県音戸町の地域給に関する請願
(第二六〇六号) | ○広島県南生口村の地域給に関する請願
(第二六〇七号) | ○福井県加戸村の地域給に関する請願
(第二六〇八号) | ○福井県細呂木村の地域給に関する請願
(第二六〇九号) |
| ○福井県高根村の地域給に関する請願
(第二六二二号) | ○福井県栗野村の地域給に関する請願
(第二六二三号) | ○福井県東郷村の地域給に関する請願
(第二六二四号) | ○福井県中郷村の地域給に関する請願
(第二六二五号) | ○福井県島羽村の地域給に関する請願
(第二六二六号) | ○福井県伊井村の地域給に関する請願
(第二六二七号) | ○福井県能川村の地域給に関する請願
(第二六二八号) | ○福井県三宅村の地域給に関する請願
(第二六二九号) | ○福井県瓜生村の地域給に関する請願
(第二六三〇号) | ○福井県乾側村の地域給等に関する請願
(第二六三一〇号) | ○福井県渥羽村の地域給に関する請願
(第二六三二〇号) | ○福井県和田村の地域給に関する請願
(第二六三三〇号) | ○福井県河野村の地域給に関する請願
(第二六三四〇号) | ○福井県北日野村の地域給に関する請願
(第二六三五〇号) | ○福井県今庄村の地域給に関する請願
(第二六三六〇号) | ○福井県加斗村の地域給に関する請願
(第二六三七〇号) | ○福井県岡本村の地域給に関する請願
(第二六三八〇号) | ○福井県北新庄村の地域給に関する請願
(第二六三九〇号) | ○福井県城崎村の地域給に関する請願
(第二六四〇〇号) | |
| ○福井県宮崎村の地域給に関する請願
(第二六四一〇号) | ○福井県小山村の地域給に関する請願
(第二六四二〇号) | ○福井県下志比、志比谷両村の地域給に関する請願
(第二六四三〇号) | ○福井県新保村の地域給に関する請願
(第二六四四〇号) | ○福井県岡村の地域給に関する請願
(第二六四五〇号) | ○福井県丸岡町の地域給に関する請願
(第二六四六〇号) | ○福井県丸岡町の地域給に関する請願
(第二六四七〇号) | ○三重県津田村の地域給に関する請願
(第二六四九〇号) | ○三重県射和村の地域給に関する請願
(第二六五〇〇号) | ○岡山県山田村の地域給に関する請願
(第二六五一〇号) | ○岩手県冷地手当に関する請願
(第二六六〇〇号) | ○茨城県下館町の地域給に関する請願
(第二六七一〇号) | ○京都府綾部市の地域給に関する請願
(第二六七二〇号) | ○大阪府玉川町の地域給に関する請願
(第二六七三〇号) | ○福井県上中地区の地域給に関する請願
(第二六七四〇号) | ○公務員の石炭手当等に関する請願
(第二六七五〇号) | ○新潟県新井村の地域給に関する請願
(第二六七六〇号) | ○鹿児島県高江村外八箇村の地域給に関する請願
(第二六七八〇号) | ○北海道土幌村の地域給に関する請願
(第二六八〇〇号) | |

○京都府宮前村の地域給に関する請願

- | | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|--|------------------------------------|---------------------------------|
| ○京都府旭村の地域給に関する請願
(第二八八〇号) | ○京都府千歳村の地域給に関する請願
(第二八九九号) | ○宮城県雄勝町の地域給に関する請願
(第二九三九号) | ○奈良県高市村の地域給に関する請願
(第二九五八号) | ○京都府井手町の地域給に関する請願
(第二九七七号) |
| ○京都府馬路村の地域給に関する請願
(第二八八一号) | ○京都府千歳村の地域給に関する請願
(第二九〇〇号) | ○福島県飯坂、湯野両町の地域給に関する請願
(第二九四〇号) | ○奈良県葛城村の地域給に関する請願
(第二九五九号) | ○京都府田辺町の地域給に関する請願
(第二九七八号) |
| ○京都府東別院村の地域給に関する請願
(第二八八二号) | ○京都府畑野村の地域給に関する請願
(第二九〇一号) | ○茨城県関本町の地域給に関する請願
(第二九四一号) | ○奈良県阪合村の地域給に関する請願
(第二九六〇号) | ○京都府多賀村の地域給に関する請願
(第二九八九号) |
| ○京都府本梅村の地域給に関する請願
(第二八八三号) | ○京都府樫田村の地域給に関する請願
(第二九〇二号) | ○茨城県筑波町の地域給に関する請願
(第二九四二号) | ○奈良県伊那佐村の地域給に関する請願
(第二九六一号) | ○京都府宇治田原村の地域給に関する請願
(第三〇〇〇号) |
| ○京都府西本梅村の地域給に関する請願
(第二八八四号) | ○京都府西別院村の地域給に関する請願
(第二九〇三号) | ○千葉県白濁町の地域給に関する請願
(第二九四三号) | ○奈良県榛原町の地域給に関する請願
(第二九六二号) | ○愛知県老津村の地域給に関する請願
(第三〇〇一号) |
| ○京都府森田野村の地域給に関する請願
(第二八八五号) | ○京都府篠村の地域給に関する請願
(第二九〇四号) | ○岐阜県久々野村の地域給に関する請願
(第二九四四号) | ○三重県宿田曾村の地域給に関する請願
(第二九六三号) | ○北海道旭川市の地域給に関する請願
(第三〇〇二号) |
| ○京都府河原林村の地域給に関する請願
(第二八八六号) | ○京都府吉川村の地域給に関する請願
(第二九〇五号) | ○鹿兒島県蒲生町の地域給に関する請願
(第二九四五号) | ○官庁技術系統職員の取扱に関する請願
(第二九六四号) | ○北海道船泊村の地域給に関する請願
(第三〇〇三号) |
| ○京都府保津村の地域給に関する請願
(第二八八七号) | ○京都府舞鶴市の地域給に関する請願
(第二九〇六号) | ○北海道美幌市の地域給に関する請願
(第二九四六号) | ○北海道札幌村の地域給に関する請願
(第二九六四号) | ○北海道磯谷村の地域給に関する請願
(第三〇〇四号) |
| ○京都府千代川村の地域給に関する請願
(第二八八八号) | ○鹿兒島県串木野市の地域給に関する請願
(第二九〇七号) | ○北海道岩見沢市の地域給に関する請願
(第二九四七号) | ○栃木県足利市の地域給に関する請願
(第二九八五号) | ○北海道中頓別町の地域給に関する請願
(第三〇〇六号) |
| ○京都府大井村の地域給に関する請願
(第二八八九号) | ○鹿兒島県加世田町の地域給に関する請願
(第二九〇九号) | ○国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願
(第二九四八号) | ○兵庫県曾根町外三箇町村の地域給に関する請願
(第二九八六号) | ○北海道余村の地域給に関する請願
(第三〇二七号) |
| ○京都府東本梅村の地域給に関する請願
(第二八九〇号) | ○鹿兒島県鹿島村の地域給に関する請願
(第二九一〇号) | ○埼玉県長若村の地域給に関する請願
(第二九四九号) | ○愛媛県岡田村の地域給に関する請願
(第二九八七号) | ○鹿兒島県新城市の地域給に関する請願
(第三〇二八号) |
| ○京都府高原村の地域給に関する請願
(第二八九一号) | ○鹿兒島県帖佐町の地域給に関する請願
(第二九一一号) | ○愛知県神戸村の地域給に関する請願
(第二九五〇号) | ○大分県国東町の地域給に関する請願
(第二九八八号) | ○鹿兒島県大根占町の地域給に関する請願
(第三〇二九号) |
| ○京都府鹿嶋村の地域給に関する請願
(第二八九二号) | ○鹿兒島県笠沙町の地域給に関する請願
(第二九一二号) | ○愛知県野田村の地域給に関する請願
(第二九五一号) | ○大分県伊美町の地域給に関する請願
(第二九八九号) | ○石川県川北村の地域給に関する請願
(第三〇三〇号) |
| ○京都府上和知村の地域給に関する請願
(第二八九四号) | ○鹿兒島県横川町の地域給に関する請願
(第二九一三号) | ○奈良県杉山村の地域給に関する請願
(第二九五二号) | ○大分県武蔵町の地域給に関する請願
(第二九九〇号) | ○青森県白石町の地域給に関する請願
(第三〇三二号) |
| ○北海道猿払村の地域給に関する請願
(第二八九五号) | ○宮城県根白石村の地域給に関する請願
(第二九一四号) | ○奈良県宇賀志村の地域給に関する請願
(第二九五三三三) | ○大分県富来町の地域給に関する請願
(第二九九一号) | ○栃木県大田原町の地域給に関する請願
(第三〇三九号) |
| ○京都府下和知村の地域給に関する請願
(第二八九六号) | ○宮城県村田町、富岡村の寒冷地手当に関する請願
(第二九一六号) | ○奈良県御杖村の地域給に関する請願
(第二九五四四) | ○山形県地城給に関する請願
(第二九九二二) | ○山口県奈古町の地域給に関する陳情
(第二二二二) |
| ○京都府胡麻郷村の地域給に関する請願
(第二八九七号) | ○北海道稚内市の地域給に関する請願
(第二九三七七) | ○奈良県天満村の地域給に関する請願
(第二九五五五) | ○京都府都々城村の地域給に関する請願
(第二九九三三) | ○山口県麻里府村の地域給に関する陳情
(第二二二二) |
| ○京都府世木村の地域給に関する請願
(第二八九八号) | ○北海道静内町の地域給に関する請願
(第二九三八号) | ○奈良県葛城村の地域給に関する請願
(第二九五五五) | ○京都府田原村の地域給に関する請願
(第二九九四四) | ○山口県麻里府村の地域給に関する陳情
(第二二二二) |
| ○京都府五ヶ荘村の地域給に関する請願 | | ○奈良県忍海村の地域給に関する請願
(第二九五七五) | ○京都府有智郷村の地域給に関する請願
(第二九九五五) | ○山口県麻里府村の地域給に関する陳情
(第二二二二) |

○岡山県万富町の地域給に関する陳情
(第二三九号)

○公務員の夏期手当に関する陳情(第二四〇号)

○大阪府枚岡町の地域給に関する陳情
(第二四二号)

○岩手県盛岡市の寒冷地手当に関する陳情
(第二四八号)

○熊本県津村の地域給に関する陳情
(第二五〇号)

○熊本県維新の地域給に関する陳情
(第二五二号)

○鹿児島県鹿屋市の地域給に関する陳情
(第二五六号)

○愛媛県郡中町の地域給に関する陳情
(第二五五号)

○愛媛県三内村の地域給に関する陳情
(第二五六号)

○愛媛県在原村の地域給に関する陳情
(第二五七号)

○愛媛県井手村の地域給に関する陳情
(第二五八号)

○愛媛県坂本村の地域給に関する陳情
(第二五九号)

○愛媛県小野村の地域給に関する陳情
(第二六〇号)

○愛媛県南吉井、北吉井両村の地域給に関する陳情(第二六一号)

○愛媛県松前町の地域給に関する陳情
(第二五二号)

○委員長(村尾重雄君) 只今より人事委員会を開会いたします。

本日の議題は公報記載の通りであります。先ず国家公務員の給与問題に関する調査並びに国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。政府から給与局長盛徳庄意さん、説明員として大蔵省主計局給与課秋吉義雄さんが出席されております。御質疑なり御意見のあるかたは御発言願いたいと思います。

○岡三郎君 その前に、今の議題と関連もあると思うのであります。恩給法の一部を改正する法律案が現在内閣委員会で検討されておるわけであり、この一部を改正する法律案の中に公務員の恩給に関する重大な問題があるわけであり、それは、簡単に申し上げると、三十一、三十二乃至四十条の規定が現行法から削除されることになっておつて、それによりまして、三十八条以下の不健康業務に従事する公務員、例えば蒸気機関車の乗員、炭坑内の切羽における現業勤務員、結核患者の看護員等に対する加算が打ち切られることになっておるわけであり、この問題については、従来しばしばいわれておつたように、公務員に対する恒久的な恩給制度乃至は退職給付の制度、こういったものが現在進行しつつあるなかであります。これら、これらの打ち切りについて、暫しそれらの法案が整備されるまで御猶予をお願いしたい、そして更に検討する余地を与えてもらいたいというふうな点について、本人事委員会として、内閣委員会にその実現方について考慮してもらいたいという点を申し上げたい、この点について一つお諮りを願いたいと思ひます。

○委員長(村尾重雄君) 只今の岡君の御発言に対しては他に御意見ございませうか。――なければ岡君の申入れに於いての用意された文書の一つ御発言願ひましたらどうか。

○岡三郎君 それでは一応申入れする文案をここで読みます。

恩給法の一部を改正する法律案に関する件
昭和二十八年七月二十九日人事委員会において議決の件に左のようによつて決定したのでその実現方について努力せられたく、当委員会の申合せにより申し入れる。

一、本改正法律案においては、恩給法の第三十一、三十二乃至四十条の規定を削除することになつておるが、その結果、第三十八条以下の不健康業務に従事する公務員、例えば蒸気機関車乗員、炭坑内切羽に於ける現業勤務員、結核患者の看護員等に対する在職年数計算加算の制度が全廃せらるることとなる。政府の理由とするところは、旧軍人等に対する加算を廃止したる関係並びにこの種業務に従事する公務員に最近一般よりも割といふ給が給せられ、従つて、恩給金額計算の基礎俸給額が増加する事実によるものとして、これらを如く給付制度、退職金制度全般に關連して検討すべき事項は、これを法律が予定する総合的恒久的退職給付制度の制定の際に譲るべきものと認められ、且つ現在従事している公務員の待遇を低下すると認められるから、貴委員会におかれましては、当分の間は、この制度を存置せらるる機御取計願ひたい。

以上であります。

○委員長(村尾重雄君) 連記をとめて。

○委員長(村尾重雄君) 次は、只今官房長官が御出席になつておりますので、国家公務員の給与問題に関する調査について御質疑のあるかたは御発言願ひます。

○千葉信君 官房長官にお尋ねいたしますが、去る十八日国会と政府に対してなされた公務員給与の改訂に関する人事院の勧告については、すでに官房長官としては、これに對する御考慮となされたかどうか、この問題について、御承知の通りこの問題については衆参両院における本会議でも緊急質問が行われ、又予算委員会、人事委員会等においても、この問題をめぐつて議論をされたところであり、然るにその経過の中では、この問題に對して所管外の大蔵大臣が、しばしば内閣の意見と見まがうような発言を行われておられるし、而も権限外の大蔵大臣が勧告の内容に立ち入つてまで差しがましき意見を述べられておられることも往々ございまして、一体この問題に關する権限と責任は官房長官にあるはずであります。そういう権限外の発言等に対して官房長官のほうから何かの意思表示をされたことがあ

あるかどうか。先ずそれから承わりたいと思ひます。

○政府委員(福永健司君) 只今御指摘のごとく、お話の点につきましては、官房長官が権限乃至責任を有することではございませぬ。大蔵大臣がたまに、この人事院勧告と関連いたしまして、本会議その他におきまして所見を述べました点は、それ、御質問を頂戴したもので申し上げたわけでございますが、国家財政を預かる立場の大蔵大臣としての所見であるとして承る次第でございます。従ひまして、今後この人事院勧告を如何に政府が取扱つかうかという点につきましては、政府としてすでに研究もいたしておるが、これから検討をしなければならぬ問題が多いのであります。さういふ経過におきまして、官房長官は官房長官としての立場において大蔵大臣といふ、折衝することもあるかと存じます。只今のところ共に研究をいたして、このうち次第でございます。

○千葉信君 共に研究されるということとは大いに結構なやり方だと思ひますが、併し、今、官房長官のほうから、大蔵大臣は質問をされたからそれに対して答弁をしたのだらうというお話ですが、その答弁の内容が誠に、おだやかでない答弁に発展しておるのです。これは官房長官も御承知のように、新聞記者団との会見等の場合には、人事院の勧告が三百数十の事業場に対する調査を行つたといつて勧告しているが、事實は、現在における民間賃金の状態は横這ひ若しくは下落の傾向にあるので、――明らかにこの点は人事院の勧告に對する排謗という状態です。更に又、予算委員会における答弁等にお

て、この問題に關連して官房長官に確
かめておきたいことは、政府としては
只今研究中だという御答弁でございま
したが、今度の人事院の勧告が主張し
ている給与改訂と同時に給与準則の制
定を行うべきだという勧告に対して、
場合によつては政府はこれを別々に扱
うお考えがおりかどうか。その点に
ついてお尋ねしておかなければなら
ない。今も申上げたように、官房長官の
が提案されている政庁の中からその法
律案が、官房長官としても、その問題
に対して一応の御意見があらうと思
うのです。従つて給与準則と給与改
訂とを切離して、場合によつては給
与の制定だけとか、或いは場合によ
つては給与改訂だけで、現在の一般職
の職員は給与法で給与の改訂を行な
うたりするやうなことがあるかないか。
その点についての官房長官の御意見と
見通しを承わつておきたいと思いま
す。

○政府委員(福永健司君) 勧告の中に
ありますものから引出して議員立法
にした云々と言われます点は、どの点
になりますか。教員の三本建ての問題
かと了承いたしますが、議員立法でご
ざいますので、政府みずからはもとよ
りこれを検討いたしまして提出いたし
ましたものではございませんが、先般の
閣議におきまして、この議員立法が
提出になるということで、大体的内容
等の説明も、研究いたしました事務當
局から伺いましたのでございますが
そのときも、なか／＼、今度出るとい
う議員立法の内容をつぶさに検討して
見ますと、政府といたしましてはほ
う問題があるようにも考えておりま
す。でございますから、これはいずれ

にいたしましたでも、もとより国会においてそういう立法がなされました場合には、これに従ひまして政府は善処して行くことは言うまでもないことでございします。だがその他の点につきましては、最終的の結論に今又直ちには到達しておるわけではございませんが、問題の性質上、先ほどのお話のごとく、別々にということもないとはいへないと思うわけでございますが併し別になつたつて、どうしようということを徹底的に協議いたしましたしてそういうことにきめておることでございしません。

○溝口三郎君 官房長官にお伺いいたしますが、昨年の十一月の給与ペーシス等の改訂等の当時におきまして、前の菅野官房副長官はしばしば本委員会等において言明いたしたのでございますが、公務員の最低の生活は財源が如何に不足しようと必ず確保するのだということをしばしば関連いたしましたので昨年八月一日に人事院が勧告いたしました十八歳の成年男子の俸給は四千七百円という勧告をいたしたのだが、十八歳の成年男子はそれが政府としては不足するのだというので、人事院の勧告を上廻つて四千八百円にいたしたのでございます。それから、だんにに率を落して行つたのだが、人事院の勧告は、昨年の五月一日を標準にして、その前の勧告の当時よりかなり民間給与やC・P・Sが二割くらい増加になつてゐるからという根拠で、一万三千五百十六円という勧告をしたのです。政府のほうでは十一月一日を基準にして、その前年の十一月一日から昨年の十一月一日までのC・P・Sや民間給与

が二割上廻つておる。そしてそのときの公務員の給与の実態に民間給与のつた二割分をベース・アップをして、昨年の一万二千八百二十円でございますか、それに決定したのであります。それは、十八歳の成年男子は、俸給は人事院の勧告よりも上廻つてゐるんですが、後は人事院の勧告通りに並行して給与ベースをきめたのだというところだつたのでございます。ところで、その内容は、いろいろな計算等からいたしますといわゆる中だるみという現象になつていたのであります。そして政府できめた給与のベースから言いますと、四級の公務員は標準生計費を二割六分下廻つてゐる。五級の公務員については三割下廻つてゐる。六級は二割三分下廻り、七級は九分下廻つてゐるものでございます。五十二万人の公務員に対してその総額は百六十三億にも上るような不合理な給与の改訂をしたのでございます。そこで私どもは、あの法律案を採決いたしますときに、本表は、暫定的であつて成るべく速かに合理的の改訂を行うものとするという修正をして決議をいたしましたのでございます。その後、今回の人事院の勧告におきましてはそれらについて非常に御研究になつて、平均一割三分九厘というベース・アップのところを、六級の公務員等については一割八分のベース・アップをして、中だるみというようなことをできるだけ正をして来たというように説明を伺つてゐるのでございます。そこで、なお今回の給与の改訂の勧告につきまして、只今申しました六級の職員の標準の俸給は、現行の給与では三十二号というのが一万六百五十円といふふうになつております。勧告では

一万二千六百円だ、その一万二千六百円は、同じような境遇にいる民間給与の俸給が一萬二千六百八十円だから、それと同じような給与にするのだという勧告の建前になつてゐることでございます。丁度民間給与と同じような待遇をしようということが勧告の原則になつてゐるようでございますが、この民間給与の一萬二千六百八十円というのは、これは民間におきましてきまつてゐる手当で、それが標準生計費を償つてゐる金額かどうかという問題とは別だ私は思うのでございす。その通りに実施がされれば民間給与と同じようなことになりませんが、このほかに非常に大きな問題があるのではないかと思います。財政の都合等も考慮して人事院の勧告通りに改訂をすることができそうもないように大蔵大臣の御答弁でもあり、只今の官房長官の御答弁でも、財政の都合も考慮してというようなこともありませんが、政府はしばしば最低限度の生活費は保障するのだということは従前か言つておることでございます。財政上どうしてもできないというのならば、赤字の起償をしてもこれを上げろというようなことは、私どもはこれはできないことだと思ひますが、どうしてもできないのならば、はつきりした理由を説明をして、公務員の納得の行くような方法でやつて行くように、今度態度をおきめになるとときには、そういう点で是非とも官房長官は御努力をお願いいたしたいと思ひますが、できないならば、これは今はどうしてもできないのだけけれども、今公務員の働いてゐるこの仕事については、その人その人の仕事ではなく、それが国の長い将来に亘る仕

事までやっているということになれば、足りない分は何らかの方法で将来なしくずしにでも返して行くようなことも考えなければ、公務員にただオーパー労働をしてやりつ放しということじゃ、納得はできないのじゃないかと考えるのでございます。そこで、只今申上げましたこの勧告通りに行かないということになると、それだけ標準生計費を割ってしまうことになるのじゃないかと思いますが、只今までの人事院から、その一万二千六百円の六級の平均の給与に対して、標準生計費が幾らだということを、資料を要求いたしておりますが、慎重に研究しているということで、一万二千六百円が果して標準生計費だか、それよりかもつと上廻っているのか足りないかは、今はわかりませんが、人事院からそういう標準生計費の資料が出ましたならば、それを下廻らないように是非御努力をお願いしたいと思う。なお民間の一万二千六百八十円のそのほかに、この民間の給与の実体調査におきましては、民間では超過勤務手当というのが二十時間から三十時間あるのでございます。それを加えて民間の労働者は生活を支えて行くのでございますが、公務員の超過勤務手当は御承知の通りに十五時間程度じゃないかと思えます。民間の給与と、丁度きまつた給与は同じような勧告をいたしておりますが、実際の給与というものは民間のほうがはこの上にもう二割くらい入っております。公務員は一割にも足りないくらい。この超過勤務手当じゃないかと思えます。比較をなさる場合に、私は、その超過勤務手当をどの程度に民間は加算せられており、公務員はどの程度に

加算されているかということを加え
上で、両方比較して行かないと、本
の給与の改訂というものは出て来な
んじやないかと思ひます。昨年、合
法的な改訂をするものとするという修
をいたしましたときにもその点が私
もは重要な不合理な点であると考え
いたのでございます。今度政府のほ
で態度をおきめになる場合には、是非
ともその点を御考慮になつて、公務員
の生活費さえも切り下げてしまつて
うようなことは絶対にないように御
力をお願いいたしたいと思ひます。

もう一点お伺ひいたしたいと思ひま
すが、本日、委員会の議題にも出てお
りますが、先ほどお話のありました教
育職員の三本建の問題でございますが、
あの議員立法は今日提案理由を伺うは
ずでございますが、施行期日は二十九
年の一月一日になつてるのでござい
ます。この人事院の勧告給与ベースの
改訂と給与準則の制定と、この二つが、
ここに入つておるのでございますが、
成るべく速かに実施するように勧告に
なつておりますが、先ほどの御答弁で
もこれから政府のほうで態度をおきめ
になるので、いつ法律案を出すか、マ
キシマムのところわからない。大蔵大
臣は新聞等で拝見いたしますと、二十
九年度から給与改訂をするようになる
かも知れないといったようなことが発
表されておるのでございます。本日は
ら、会期が迫つておりますけれども、
教育職員の三本建の問題は委員会とい
たしましても慎重に審議をいたしまし
て、何らかの態度をきめなければい
けません。一月一日の施行期日とい
うことは、給与準則をいつ頃政府では
法律案にするかということが前提でな

いと、あの法案は審議してもこれはできないと私は考えるのでございます。教育職員の本建が一月一日から施行をするという原案通りに仮に可決をいたしました場合に、十月一日頃に給与準則が政府のほうで法律案を出すというふうなことになる、あの議員立法は私は又そのときに改訂するのが、無駄になつてしまふような気がいたすのでございます。その関連におきまして、大体、政府では給与準則の法律案はいつ頃にお出しになる見込みでいられるか。官房長官のお考えをお伺いいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(福永健司君) 先ず前段御指摘の点でございしますが、いろいろ詳細にお伺いをいたしましたのでございしますが、お説の点を参考にいたしまして、今後に資したいと考える次第でございします。ただ先ほども申しましたような事情もございしますので、そういう点からいたしまして、お説の通りそのままに行か行かないかということにつきましては、なか／＼困難性はないとは言えないと思ひ次第でございしますが、後段の点につきましては、大蔵大臣が二十九年度から給与の改訂を云々というふうなことを言つたとかというふうなことに付いて答弁を要求されておられますが、政府といたしましては、給与の改訂は二十九年度からにしようというふうなことは、きめておるわけではございません。そういう次第でございしますから、私といたしましては、決して二十九年度から改訂をするのだということを前提としてゐる／＼申上げるといふ次第ではないことを、御了承頂きたいと思ひます。給与準則の法律案をいつ頃というお話でございします

が、今日直ちに、いつということとはちよつと申上げたいのでございします。これ又速かに検討をいたしたい。それによつて結論を得て善処いたしたいというように考えておる次第でございします。なお議員立法ができた場合、この場合におきましては、もとよりこの議員立法の御趣旨に従ひまして政府は善処すべきであることは申すまでもないことであります。

○溝口三郎君 只今給与準則の法律案の提出時期について、まだおきめになつていないように伺つたのであります。議員立法の施行期日が一月一日からになつてゐるというのを、若しこの委員会決定する場合に、私は今度の無期臨時国会もあるように考えるのでございしますが、そのときに、給与準則が、長い間、人事院が職階制に基給与準則の改訂を確立しようということで行かれてゐても、今度初めてこういう準則が出たのでございします。それが、若し法律案で政府がこれをどういうふうにお取扱いになるか知りませんが、法律案が出た場合に、私は十分にこれを検討することが必要だと考えるのでございしますが、早くにこの給与準則の法律案が出れば、施行期日は一月一日になるか、十月一日になるかというふうな見通しになると思ひます。と

○政府委員(福永健司君) 只今の点は、議員立法をどうお扱いになりますかという点に影響を与えないでもないような点がございしますので、ちよつと政府側の私といたしましては、どう申上げてよろしいか申上げ方が非常にむずかしいと思ひます。議員立法をどうお取扱いになりますかという点については、どうぞ国会のほうで然るべくお考えを頂きたいと思ひます。給与準則の法制化ということにつきましては、先ほども申上げましたやうなわけで、できるだけ速かに検討を進めたいと思ひます。臨時国会がどうこうというやうなことも、ちよつと只今直ちに私の立場で申上げるわけにも参りません。何とぞ御了承を頂きたいと思ひます。

○委員(長村尾重雄君) 先ほどから運輸省鉄道監督局長植田純一政府委員が御出席になつておりますから御質疑のかたは願ひます。

○岡三郎君 ちよつと人事院の慶徳さんからおられますので、公務員の恩給退職等について関連がありまゝるので、伺いたいと思ひます。それは、当委員会において国家公務員に対する退職手当の臨時措置に関する法律案が出ておるわけではございします。而もこれは期限付きになつてゐるわけではございします。而もこの法案はたび／＼暫定措置をとつて来たというふうな性格があるものであります。なお内閣委員会においても、軍人恩給と併せて公務員の恩給に対する重大な問題が検討されておるものであります。給与局の次長の慶徳氏がこの直接担当に當つてゐるということも聞いてゐるので、その点は如何なものでしょうか。

○説明員(慶徳庄重君) 只今御質問がございしましたように、人事院といたしましては、国家公務員法の規定に基きまして、相当長い期間に亘りまして、新しい恩給制度の調査研究を続けて参りましたことは、御指摘の通りでございします。卒直に申上げますと、昨年の六月に、一応事務的な、事務としての一応の成案を得ておつたのでございします。ところが、その後におきまして、例えば、電通省が電々公社となりまして、国家公務員の範囲から除かれるというやうな新しい情勢、更に又、現在国会において審議されておりますところの、軍人の恩給復活に伴いますところの恩給法の改正、これ又その実体的内容におきましては、従来の文官にも相当の影響を持つというやうな内容になつておるやうな点、更に又、只今御指摘になりまして、国家公務員の暫定措置である退職手当法、これも現に国会で御審議中の問題になつております。そのほか、恩給関係の問題につきまして、前国会におきまして、これは大要事務的な問題になりましたが、いろいろの点において改訂が行われております。更に又、昨年六月、事務的試案を作りました後におきまして、御承知のやうに、ベース・アップも行われたというやうな、相当いろいろの情勢の変化がございします。それらを総合的に考慮いたしまして、目下新しい体系、給付の内容というやうな点についても研究中でございします。同時に又、新しい公務員法におきましては、健全な保険数理に基づく長期財政計画によらなければならぬというところになつておりますので、先ほど申上げました適用範囲の変更、ベースの変更、或いは給付内容に若干の変更があれば、これにも又関係を持つというやうな、保険数理

との関係というやうな面からいたしましても再検討を続けてございします。これ又、卒直に申上げますならば、相当準備は進捗いたしております。併し、遺憾ながら、今開会されております国会も余すところも僅か三日でございします。遺憾ながらこの国会に報告になりますことは少し無理ではなからうかというふうな考へておる次第でございします。

○岡三郎君 今、慶徳氏から、作業の進捗状況に関するいろいろの問題についてお答えがあつたわけでありまして、人事院の責任者である浅井総裁が、この会期中に公務員に対する恩給勧告を、退職金を含めて必ず出した、出すという約束を明言したと確認してゐるわけですから、その点について、浅井総裁のほうから、担当者であるところの給与局のほうに、そういう点の連絡なり、打合せ等があつたかどうか。そういう点について伺いたい。

○説明員(慶徳庄重君) 浅井総裁から、そのような答弁を国会においていたしたというところは伺つております。同時に又、その総裁の御意見に従ひまして、実はベース・アップ及び給与準則の勧告を行いますと同時に、連日連夜というやうな状態で、実は先ほど申上げましたやうな問題点につきましても、引続き検討を続けて参つておることも事実でございします。従ひまして、総裁みずから、昔の言葉で言いますならば、文字通り頭頭指揮に立ちまして実はおやり願つて参つたのであります。ところが、何分にも、年金制度といふものは、御承知のやうに、相当内容的に複雑であり、且つむずかしい問

題がございまして、遺憾ながら、最善の協力はして参つたのであります。が、余ところ日が短かいこの国会に勧告いたしますこと自身が、事務的な準備過程を通じて、誠に遺憾と存じますけれども、困難であらうと考えまして、お考え申上げたような次第であります。

○千葉信君 これは、少し問題が重大だと思つておられる。人事院の内部の問題として、どういふ仕事があつたか、又どういふ作業の経過を辿つたか、これは別問題として、浅井総裁がこの人事委員会に答弁された内容は、今の委員会は退職手当に関する臨時措置法が予備審査になつておられて、私ども、この退職手当の臨時措置法を審議する前提として、如何なる恩給法の勧告が人事院から出るかというところに重大関心を持つてゐるし、従つて又、我々としては、恩給法の勧告が出てからでなければ、この問題の進行はあり得ない。従つて、いつ浅井総裁は出すつもりか、この退職手当臨時措置法の審議に間に合うように出すかどうかというのを私は聞いたのですが、それに対して、浅井総裁のほうから、つきりと、その審議に間に合うように恩給法の勧告をいたしますということに答弁された。そういたしますと、如何なる事情が仮にあつたにせよ、それから又どういふふうな複雑多岐に亘る内容を持つ勧告案であるにせよ、少くとも国会に対する答弁と明らかに食い違つた態度を今の慶徳次長の答弁から確認せざるを得ないと思つて、従つて、これは、かなり重大な浅井総裁の責任問題ということにならうかと思つて、私は、この問題を十分に究明することな

しには、この問題に關しては、これ以上ここで、責任者たる浅井総裁のいな

○説明員(慶徳庄憲君) 甚だ僥倖であります。只今千葉先生の御意見に就きまして、飽くまでも私は事務当局の立場をいたしましてただ一言だけ、御了承を願いますかどうかは別といたしまして、申上げさせて頂きたいと思つて、先ほど触れましたように、この新しい恩給制度は、保険数理に基く長期財政計画という問題もございす。純然たる現行恩給法と同じように、全く法律論としてきめまして、長期財政計画を立てることなしに、ほん

状態、それから事務当局の苦心の状態は、よくわかつておりますし、又おつ

○委員(村尾重雄君) どうぞ。
○岡三郎君 現在予備審査として国家公務員に対する退職手当の臨時措置に

その経緯を一つ聞いておきたいと思

○政府委員(植田純一君) 私は運輸省の鉄道監督局長でございまして、国

との間に調印をされておるわけですが、その後、国鉄当局として、本退職

○岡三郎君 それについていわれる三

○政府委員(植田純一君) 国鉄とい

しましては、中裁裁定の趣旨もござい
まして、この協約と申しますか、退職
金に關しまする双方の団体交渉を突は
持つておたつたわけでありまして。た
だ、法律の有効の間におきまして果して
働協約を結ぶことが至当であるかどう
かというような問題も突はございまし
て、その間いろいろと法律的な解釈等
につきまして、運輸省のほうに對しま
していろいろ問合せその他もございま
したが、この団体交渉のほうは大体進
みまして、退職金に關する話合いは調
印一步手前のところまで来ておるとい
うふうに私は承わつております。

○岡三郎君 では、時間も大分たつて
おりますので、この点についてなお
聞きたい面もあるわけですが、その
他の問題もあるようでありますので、
問題を後刻に残して、總括的に退職金
に伴う臨時措置法案に對する検討がさ
れる時にお審議したいと思ひますの
で、今日はこれでやめます。

○溝口三郎君 關連して……国鉄の
仲裁裁定の調書がありましたら資料と
して御提出をお願いしたいのでござ
いますか……

○委員長(村尾重雄君) それじや至急
にそう取計らいたします。ちよつと
速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて
下さい。

調査並びに法律案につきましてはな
お質疑が残つてゐること存じます
が、本日はこの程度にいたしまして、
請願及び陳情の審査に移ることにいた
したいと存じます。御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村尾重雄君) それでは請願
第千五百六十三号は九百四十件及び
陳情第百九十九号は九十九件を議題に供
します。

先ず地域給に關する請願、陳情につ
いて専門員のほうから御説明をお願いま
す。

○専門員(熊登御堂定君) 地域給に關
する請願は只今九百二十二件参つてお
ります。そのほか陳情が十八件、北
海道から殆んどこれは全国に亘つてお
りますが、いずれも現在の無給地或い
は現在の給地を引上げるといふ請願で
ございます。

○委員長(村尾重雄君) 只今御説明の
ありました地域給に關する請願、陳情
について、御質疑なり御意見のあるか
たは御発言をお願いします。……別に御発
言がなければ、請願第千五百六十三号
は九百二十二件及び陳情第百九十九号
は十七件を採択し、議院の會議に付
し、更に内閣に送付するを要するもの
と決定して御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(村尾重雄君) 御異議ないも
のと認め、さよう決定いたします。

次に寒冷地手当及び石炭手当に關す
る請願及び陳情につきまして専門員の
ほうから御説明願ひます。

○専門員(熊登御堂定君) 寒冷地手当
に關する請願は十三件、陳情が一件で
ございます。石炭手当に關する件は一
件でございます。いずれも上級の手当
或いは新たに手当を付してほしいとい
ふ請願陳情であります。

○委員長(村尾重雄君) 只今の御説明
のありました請願及び陳情について、

御質疑なり御意見のあるかたは御発言
願ひます。

別に御発言がなければ、異議ないも
のと認め、請願第千七百八十五号は
十三件及び陳情第百九十八号を採択
し、議院の會議に付し、更に内閣に送
付するを要するものと決定して御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(村尾重雄君) 御異議ないも
のと認め、さよう決定いたします。

次に教職員の給与準則に關する請願
等、残余の請願陳情について、専門員
のほうから御説明願ひます。

○専門員(熊登御堂定君) 教職員の給
与準則に關する請願が二件参つてお
ります。これは今問題になつております
教員の給与の三本建に對しまするもの
の反對の請願でございます。

次の国鉄職員の退職手当に關する件
は、国鉄職員の退職手当を一般の公務
員の退職手当法から外したほうがいい
といふ請願でございます。

次の官庁技術系統職員の取扱に關
する請願が一件ございしますが、これは
官庁の技術の關係の職員の給与の体系
が甚だ合理的でないから、これを合理
的に改訂してほしいといふ請願でござ
います。

それから一般職の職員の給与に關す
る法律中の一部改正についての請願、
これは地域給の改訂を、昔のように三
段階の甲、乙、丙の三段階のものにし
たらどうかといふ請願でございます。

○委員長(村尾重雄君) 只今の御説明
のありました請願及び陳情について、
御質疑なり御意見のあるかたは御発言
願ひます。

○溝口三郎君 只今の請願の中で、官

庁技術職員の給与の改善に關する請願
でございしますが、この問題は三、四十
年以前からの技術者の要望であるの
でございします。いわゆる水平運動とい
うような名前で三十年前頃から各省の
技術者団体が要望してゐるのでござい
ますが、現在の官庁の機構の上から言
ひまして、技術者が非常な待遇なり地
位の上において不利益をこうむつてお
るのだ、是非ともこれを改善してもら
いたいといふことでございしますが、こ
の問題につきましては、職階制の問題
等におきまして、アメリカの職階制
等におきましては、科学技術職のよう
なものも獨立して立てられてゐるので
ございしますが、日本の職階制において
は、今まで一般の行政職といふような
中に入つておるのでございします。そ
の上からも、技術者は、給与等におきま
しても、事務官系統に比べて四、五号
も低いような状態になつてゐるよう
でございします。こういうようなことにつ
いては是非とも改善をして、そうして
地位についても向上のできるようにし
てもらいたいといふ要望があるように
私は伺つておるのでございします。どう
かそういう点につきまして請願をお取
上げになつて頂いて、この要望の達成
するように皆さんに御協力をお願いい
たしたいと思ひます。

○千葉信君 只今審議になつておりま
す請願の四件については、その中の国
鉄の職員に對する退職手当に關する問
題、それから教員の給与三本建に對す
る反對の請願、それから地域給に關す
る給与法改訂の請願は、これは、前の
二点は、現在この委員會に法案が付託
になつておりまして、審議の最中であ
りますから、その意味から言ひます

と、当院の議院運営委員會において、
審議中の予算に直接關連のある請願、
陳情等について至急に事前に委員會に
おいて結論を出すことは避けたいとい
う申合せがあるわけでありまして、こ
の二件は、その意味から言ひまして
も保留といふことにするのが至当だと
思ひます。それから又、地域給の改訂
に關する給与法の一部改正の請願につ
いては、これ又當委員會においても、
地域給の問題については根本的には如
何にするかといふ問題、それから、當
面この問題はどうか処理するべきかとい
ふ問題について、いろいろまだ審議中
であるといふ条件から、これも當委員
會としては保留にすること、それから
溝口委員からお話のありました官庁技
術職員等の待遇に關する問題について
は、丁度この問題の解決に符節を合せ
るがごとく、人事院のほうから、技術
職員に對する、技能職員に對する給与
表等も勧告されておるわけございま
して、従ひまして、この勧告を國會が
如何に扱うか、それから政府が如何に
扱うかといふ問題になりますと、これ
は我々としてできるだけ人事院の勧告
を尊重するといふ建前から、技能職員
等に對する特別な俸給表の策定は、こ
れは当然日程に上り、取上げなければ
ならない問題でありますから、これは
院議に付して内閣に送付することを妥
当と認めますので、これは採択せられ
たい。以上四件に對して動議を提出い
たします。

○委員長(村尾重雄君) 只今の溝口委
員並びに千葉委員の御発言の通り、第
二千九百六十四号官庁技術系統職員待
遇に關する請願の件は採択し、議院の
會議に付し、内閣に送付するものと

し、他はこれを保留することに決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(村岡重雄君) それではさよう決定いたします。

別に御発言がなければ、本日はこれを以て散会いたします。

午後零時四十八分散会

七月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

イ 大学等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五、七〇〇	五、八五〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	八、一五〇	八、四〇〇	
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	
三級	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇	八、九五〇	九、二五〇	九、五五〇	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇
四級	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一四、〇〇〇	一四、四〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一四、〇〇〇	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、〇〇〇	一七、一〇〇
六級	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、一〇〇	一七、八〇〇	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、〇〇〇
七級	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、三〇〇	二四、二〇〇			
八級	二三、三〇〇	二四、二〇〇	二五、一〇〇	二六、二〇〇	二七、三〇〇	二八、四〇〇					
九級	二七、三〇〇	二八、四〇〇	二九、五〇〇	三〇、六〇〇	三一、九〇〇	三三、二〇〇	三四、五〇〇	三五、九〇〇	三七、三〇〇		

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「企業官庁職員級別俸給表(別表第五)」

「企業官庁職員級別俸給表(別表第五)」を

「教育職員級別俸給表(別表第六)」に改め、同条に次の

表を

ハロイ高等学校、小学校等教育職員級別俸給表

第五(六) 規則で指定する職員

高等学校等教育職員級別俸給表

高等学校その他これに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他人事院規則で指定する職員

三 中学校、小学校等教育職員級別俸給表

中学校、小学校、幼稚園その他これらに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、助教諭、実習助手その他人事院規則で指定する職員

第六条の二中「十五級に格付される官職及びその官職」を「十五級に格付される官職及び教育職員級別俸給表の十二級に格付される官職並びにこれらの官職」に改める。

第十二条第三項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次のように加える。

別表第六 教育職員級別俸給表

十級	三三、二〇〇	三四、五〇〇	三五、九〇〇	三七、三〇〇	三八、八〇〇	四〇、三〇〇											
十一級	三八、八〇〇	四〇、三〇〇	四一、八〇〇	四三、三〇〇	四四、八〇〇	四六、三〇〇	四七、八〇〇	四九、五〇〇	五一、二〇〇								
十二級	五一、二〇〇	五六、七〇〇	六二、六〇〇	六九、〇〇〇													

備考

1 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

2 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

ロ 高等学校等教育職員級別俸給表

備考 1 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

2 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

口 高等学校等教育職員級別俸給表

職務の級	給	俸	給	月	額													
一級	五、七〇〇	五、八五〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	七、一五〇						
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇								
三級	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇	八、九五〇	九、二五〇	九、五五〇	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一〇、九〇〇	一一、一五〇	一一、四〇〇	一一、六五〇	一二、〇〇〇	一二、二五〇	一二、五〇〇	一二、七五〇
四級	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、八〇〇	一四、二〇〇	一四、六〇〇	一五、〇〇〇	一五、四〇〇	一五、八〇〇	一六、二〇〇	一六、六〇〇	一七、〇〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一四、〇〇〇	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、〇〇〇	一七、六〇〇	一八、二〇〇	一八、八〇〇	一九、四〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、六〇〇	二一、二〇〇	二一、八〇〇
六級	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、〇〇〇	一七、六〇〇	一八、二〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、〇〇〇	二四、八〇〇	二五、六〇〇	二六、四〇〇	二七、二〇〇
七級	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、〇〇〇	二四、八〇〇	二五、六〇〇	二六、四〇〇	二七、二〇〇	二八、〇〇〇	二八、八〇〇	二九、六〇〇	三〇、四〇〇	三一、二〇〇	三二、〇〇〇
八級	二三、三〇〇	二四、二〇〇	二五、一〇〇	二六、二〇〇	二七、三〇〇	二八、四〇〇	二九、五〇〇	三〇、六〇〇	三一、九〇〇	三三、二〇〇	三四、五〇〇	三五、八〇〇	三六、一〇〇	三六、四〇〇	三六、七〇〇	三六、一〇〇	三六、四〇〇	三六、七〇〇
九級	二七、三〇〇	二八、四〇〇	二九、五〇〇	三〇、六〇〇	三一、九〇〇	三三、二〇〇	三四、五〇〇	三五、八〇〇	三七、三〇〇	三八、八〇〇	四〇、三〇〇	四一、八〇〇	四三、三〇〇	四四、八〇〇	四六、三〇〇	四七、八〇〇	四九、五〇〇	五一、二〇〇
十級	三一、九〇〇	三三、二〇〇	三四、五〇〇	三五、九〇〇	三七、三〇〇	三八、八〇〇												
十一級	三八、八〇〇	四〇、三〇〇	四一、八〇〇	四三、三〇〇	四四、八〇〇	四六、三〇〇	四七、八〇〇	四九、五〇〇	五一、二〇〇									

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

ハ 中学校、小学校等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸
一級	五、七〇〇	五、八五〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇		
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	八、一五〇	
三級	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇	八、九〇〇	九、一五〇	九、四〇〇	九、六五〇	一〇、〇〇〇	一〇、二五〇
四級	九、五五〇	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、〇〇〇	一一、四〇〇	一二、〇〇〇	一二、四〇〇	一二、八〇〇	一三、四〇〇
五級	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一四、〇〇〇	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇
六級	一四、〇〇〇	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、〇〇〇	一七、六〇〇	一八、二〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇
七級	一七、八〇〇	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、三〇〇		
八級	二二、四〇〇	二三、三〇〇	二四、二〇〇	二五、一〇〇	二六、二〇〇	二七、三〇〇				
九級	二六、二〇〇	二七、三〇〇	二八、四〇〇	二九、五〇〇	三〇、六〇〇	三一、九〇〇	三三、二〇〇	三四、五〇〇	三五、九〇〇	
十級	三一、九〇〇	三三、二〇〇	三四、五〇〇	三五、九〇〇	三七、三〇〇	三八、八〇〇				

備考 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

附則

- この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- この法律施行の日（以下「切替日」という。）において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法第六条第二項に掲げる俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表に掲げる教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表の職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（大学等教育職員級別俸給表の四級から十級まで又は高等
- 学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表の新俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に対応する教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
- 前項の規定により求められた職員の俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。
- 前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。
- 附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

附則別表 教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員の職務の級				教育職員級別俸給表の職務の級				高等学校等教育職員級別俸給表の職務の級				中学校、小学校等教育職員級別俸給表の職務の級			
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	一	二	三	四
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級

七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、栃木県吾妻村の地域給に関する請願（第二三三七五号）
- 一、岡山県美甘村の地域給に関する請願（第二三三七六号）
- 一、岡山県美和村の地域給に関する請願（第二三三七七号）
- 一、岡山県木山村の地域給に関する請願（第二三三七八号）
- 一、岡山県川東村の地域給に関する請願（第二三三七九号）
- 一、岡山県河内村の地域給に関する請願（第二三八〇号）

- 一、岡山県月田村の地域給に関する請願（第二三八一〇号）
- 一、岡山県津田村の地域給に関する請願（第二三八二〇号）
- 一、岡山県川上村の地域給に関する請願（第二三八三〇号）
- 一、岡山県二川村の地域給に関する請願（第二三八四〇号）
- 一、岡山県八東村の地域給に関する請願（第二三八五〇号）
- 一、岡山県美川村の地域給に関する請願（第二三八六〇号）
- 一、岡山県富原村の地域給に関する請願（第二三八七〇号）
- 一、静岡県焼津市の地域給に関する請願（第二三八七〇号）

- 請願（第二三八八号）
- 一、三重県浜島町の地域給に関する請願（第二三八九号）
- 一、石川県穴水町の地域給に関する請願（第二三九〇号）
- 一、群馬県下仁田町の地域給に関する請願（第二四〇一〇号）
- 一、岐阜県八百津町の地域給に関する請願（第二四〇二〇号）
- 一、滋賀県玉緒村の地域給に関する請願（第二四〇三〇号）
- 一、茨城県大穂町の地域給に関する請願（第二四一三〇号）
- 一、茨城県那珂新井町の地域給に関する請願（第二四一四〇号）
- 一、大阪府北松尾村の地域給に関する請願（第二四一五〇号）
- 一、大阪府南池田村の地域給に関する請願（第二四一六〇号）
- 一、大阪府北池田村の地域給に関する請願（第二四一七〇号）
- 一、石川県七尾市の地域給に関する請願（第二四一八〇号）
- 一、大分県神崎村の地域給に関する請願（第二四一九〇号）
- 一、熊本県松橋町等の地域給に関する請願（第二四二〇〇号）
- 一、鹿児島県高江村の地域給に関する請願（第二四二一〇号）
- 一、千葉県勝山町の地域給に関する請願（第二四二三〇号）
- 一、愛知県武豊町の地域給に関する請願（第二四二四〇号）
- 一、三重県桃園村外四箇村の地域給に関する請願（第二四二五〇号）
- 一、兵庫県飯屋町の地域給に関する請願（第二四二六〇号）
- 一、福岡県吉武村の地域給に関する請願（第二四二七〇号）

- 一、千葉県布佐町の地域給に関する請願（第二四二八〇号）
- 一、広島県大竹町の地域給に関する請願（第二四二九〇号）
- 一、奈良県大正村の地域給に関する請願（第二四三三〇号）
- 一、栃木県北郷村の地域給に関する請願（第二四三四〇号）
- 一、兵庫県三木村の地域給に関する請願（第二四四〇〇号）
- 一、千葉県片貝町の地域給に関する請願（第二四四一〇号）
- 一、広島県平良村外三箇村の地域給に関する請願（第二四四二〇号）
- 一、福島県柳津町の地域給に関する請願（第二四四九〇号）
- 一、埼玉県川口市の地域給に関する請願（第二四六〇〇号）
- 一、長野県朝陽村の地域給に関する請願（第二四六一〇号）
- 一、千葉市の地域給に関する請願（第二四六七〇号）
- 一、千葉県旭町の地域給に関する請願（第二四六八〇号）
- 一、千葉県土村の地域給に関する請願（第二四六九〇号）
- 一、愛知県阿久比町の地域給に関する請願（第二四七〇〇号）
- 一、富山県石動町の地域給に関する請願（第二四七一〇号）
- 一、石川県粟生、吉田両村の地域給に関する請願（第二四七二〇号）
- 一、鹿児島県指宿町の地域給に関する請願（第二四七三〇号）
- 一、岐阜県中津川市の寒冷地手当に関する請願（第二四七四〇号）
- 一、教職員給与準則制定反対に関する請願（第二四七五〇号）
- 一、群馬県綿打村の地域給に関する請願（第二四八二〇号）

- 一、群馬県生品村の地域給に関する請願（第二四八三〇号）
- 一、栃木県赤見町の地域給に関する請願（第二四八四〇号）
- 一、岐阜県関市の地域給に関する請願（第二四八五〇号）
- 一、山梨県敷島町外五箇村の地域給に関する請願（第二四八六〇号）
- 一、京都府の寒冷地手当に関する請願（第二四八七〇号）
- 一、山形県谷地町の地域給に関する請願（第二四八八〇号）
- 一、山形県北谷地村の地域給に関する請願（第二四八九〇号）
- 一、青森県大沢町の地域給に関する請願（第二四九〇〇号）
- 一、島根県出雲市の地域給等に関する請願（第二四九一〇号）
- 一、山形県村木沢村の地域給に関する請願（第二四九二〇号）
- 一、京都府長岡町外四箇村の地域給に関する請願（第二四九四〇号）
- 一、島根県平田町の地域給に関する請願（第二四九五〇号）
- 一、長野県平穂村の地域給に関する請願（第二四九六〇号）
- 一、兵庫県佐野町の地域給に関する請願（第二四九七〇号）
- 一、千葉県富津町の地域給に関する請願（第二四九八〇号）
- 一、茨城県大村の地域給に関する請願（第二四九九〇号）
- 一、兵庫県鴨川村の寒冷地手当に関する請願（第二五〇〇〇号）
- 一、岐阜県坂上村の地域給に関する請願（第二五〇一〇号）
- 一、群馬県木崎町の地域給に関する請願（第二五二六〇号）

一、広島県本江町の地域給に関する請願(第二五二七号) 一、岡山県真備町の地域給に関する請願(第二五三五号) 一、福島県常楽町の地域給に関する請願(第二五三六号) 一、福島県船引町の地域給に関する請願(第二五三七号) 一、福井県東十郷村の地域給に関する請願(第二五三八号) 一、福井県九頭竜公園地帯の地域給に関する請願(第二五三九号) 一、大分県蒲江町の地域給に関する請願(第二五四一号) 一、福島県広野町の地域給に関する請願(第二五五二号) 一、高知県大方町の地域給に関する請願(第二五五三号) 一、群馬県前橋市の地域給に関する請願(第二五五九号) 一、長崎県瀬戸町の地域給に関する請願(第二五六〇号) 一、長崎県千々石町の地域給に関する請願(第二五六一号) 一、長崎県南串山村の地域給に関する請願(第二五六二号) 一、長崎県北串山村の地域給に関する請願(第二五六三号) 一、青森県金木町の地域給に関する請願(第二五六四号) 一、青森県市川村の地域給に関する請願(第二五六五号) 一、栃木県栗田村の地域給に関する請願(第二五六六号) 一、栃木県筑波村の地域給に関する請願(第二五七〇号) 一、栃木県那須村黒田原地区の地域給に関する請願(第二五七一号) 一、国鉄職員退職手当に関する請願(第二六一八号)	一、愛知県半田市の地域給に関する請願(第二五八八号) 一、愛知県高岡村の地域給に関する請願(第二五八九号) 一、愛知県明治村の地域給に関する請願(第二五九〇号) 一、奈良県磯部町の地域給に関する請願(第二五九一号) 一、京都府由良村の地域給に関する請願(第二五九二号) 一、京都府岡田上村の地域給に関する請願(第二五九三号) 一、京都府岡田中村の地域給に関する請願(第二五九四号) 一、京都府岡田下村の地域給に関する請願(第二五九五号) 一、京都府神崎村の地域給に関する請願(第二五九六号) 一、岡山県赤坂町の地域給に関する請願(第二五九七号) 一、愛媛県奥南村の地域給に関する請願(第二五九八号) 一、大分県宇佐町の地域給に関する請願(第二五九九号) 一、大分県南津留郵便局の地域給に関する請願(第二六〇〇号) 一、茨城県瓜連町の地域給に関する請願(第二六一三三号) 一、埼玉県鳩ヶ谷町の地域給に関する請願(第二六一四号) 一、愛知県佐久島村の地域給に関する請願(第二六一五号) 一、兵庫県浅野村の地域給に関する請願(第二六一六号) 一、広島県因島市の地域給に関する請願(第二六一七号) 一、広島県音戸町の地域給に関する請願(第二六一八号)	一、広島県南生口村の地域給に関する請願(第二六一九号) 一、福井県加戸村の地域給に関する請願(第二六二〇号) 一、福井県細呂木村の地域給に関する請願(第二六二二号) 一、福井県高松村の地域給に関する請願(第二六二二二号) 一、福井県栗原村の地域給に関する請願(第二六二三三三) 一、福井県東郷村の地域給に関する請願(第二六二四四) 一、福井県中郷村の地域給に関する請願(第二六二五五) 一、福井県島羽村の地域給に関する請願(第二六二六六) 一、福井県伊井村の地域給に関する請願(第二六二七七) 一、福井県龍川村の地域給に関する請願(第二六二八八) 一、福井県三宅村の地域給に関する請願(第二六二九九) 一、福井県瓜生村の地域給に関する請願(第二六三〇〇) 一、福井県乾側村の地域給に関する請願(第二六三一一) 一、福井県遅羽村の地域給に関する請願(第二六三二二) 一、福井県和田村の地域給に関する請願(第二六三三三) 一、福井県河野村の地域給に関する請願(第二六三四四) 一、福井県北日野村の地域給に関する請願(第二六三五五) 一、福井県今庄村の地域給に関する請願(第二六三六六) 一、福井県加斗村の地域給に関する請願(第二六三七七) 一、福井県岡本村の地域給に関する請願(第二六三八八)	一、福井県北新庄村の地域給に関する請願(第二六三九九) 一、福井県城崎村の地域給に関する請願(第二六四〇〇) 一、福井県宮崎村の地域給に関する請願(第二六四一一) 一、福井県小山村の地域給に関する請願(第二六四二二) 一、福井県下志比、志比谷両村の地域給に関する請願(第二六四三三) 一、福井県新保村の地域給に関する請願(第二六四四四) 一、福井県岡村の地域給に関する請願(第二六四五五) 一、福井県丸岡町の地域給に関する請願(第二六四六六) 一、福井県の地域給に関する請願(第二六四七七) 一、三重県津田村の地域給に関する請願(第二六四九九) 一、三重県射和村の地域給に関する請願(第二六五〇〇) 一、岡山県山田村の地域給に関する請願(第二六五一〇) 一、岩手県の地域給に関する請願(第二六六五五) 一、岩手県の寒冷地手当に関する請願(第二六六六六) 一、茨城県下館町の地域給に関する請願(第二六六七〇) 一、京都府綾部市の地域給に関する請願(第二六七一七) 一、大阪府玉川町の地域給に関する請願(第二六七二二) 一、福井県上中地区の地域給に関する請願(第二六七三三) 一、公務員の石炭手当等に関する請願(第二六七四四)	一、新潟県の新潟市の地域給に関する請願(第二六七九号) 一、鹿児島県高江村外八箇村の地域給に関する請願(第二六八〇号) 一、北海道土士幌村の地域給に関する請願(第二六八一号) 一、滋賀県水口町の地域給に関する請願(第二六九〇号) 一、和歌山県高野町の地域給に関する請願(第二六九一七) 一、和歌山県高野町の寒冷地手当に関する請願(第二六九二二) 一、大阪府枚岡町の地域給に関する陳情(第二九二二) 一、岩手県蔵美村の寒冷地手当に関する陳情(第二九八八) 一、熊本県今津村の地域給に関する陳情(第三〇二二) 第二三七五号 昭和二十八年七月九日受理 栃木県吾妻村の地域給に関する請願 請願者 栃木県足利郡吾妻村長 島田武外三名 紹介議員 相馬治君 栃木県吾妻村は、足利市と佐野市にはさまれた半農半工の村であり、物価は両市と同様で物によつては、かえつて運賃が加味され高物価の現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。 第二三七六号 昭和二十八年七月九日受理 岡山県美甘村の地域給に関する請願 請願者 岡山県真庭郡美甘村長 広岡美賀外十一名 紹介議員 加藤武徳君
--	--	--	--	--

岡山県美甘村は、勝山、新庄両町の間位置し、背部は湯原町に接続しており、最近着工せられた湯原ダム建設工事の影響を受けて物価高をきたし勝山町、湯原町と生活程度は何等変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二三七七号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県美和村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡美和村長 平田謙三郎

紹介議員 加藤武徳君

岡山県美和村は、真庭郡下特殊産物としてその王座を占める木炭、三つまた、こんにやく、用材等を広く阪神地を始め名古屋、東京、鳥取、広島および四国、九州の市場に供給しているため、本村はこれら各方面と直結し、生活状態は都会の影響を受け、加うるに湯原ダム、旭川ダム工事に伴う多くの人事移動はますます諸物価の高騰を促している現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二三七八号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県木山村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡木山村長 高峰秀海外五十七名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県木山村は、東西の幅員三十町、南北七十町に達する山間地で諸物資購入等に多大の不利不便を伴い諸物価の高騰を招いている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二三七九号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県川東村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡川東村長 久保田定二外七十二名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県川東村は、真庭郡南部の政治、経済、交通の中心地で生活状態は阪神地方および岡山市に直結しているため生活費はむしろ阪神地方より高い実情にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第二三八〇号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県河内村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡河内村長 宮本精一外五十二名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県河内村は、昨今の交通の発達により村内生産物の多くは近接の久世町および落合町等へ流れ、これに反して村内需要の物資は僅かに農協購買部一、二の商店によつてまかなわれている実情にあり、勢い物価は高騰の一途をたどり生活は困難を加えつつある現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二三八一号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県月田村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡月田村長 角田佐吾外六名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県月田村は昭和二十四年三月三十一日までは隣町勝山町の一大字であつたもので同年四月一日から分離し村として発足したのであるが、阪神地方、岡

山市に直結しているため、これら大都市の恩恵を受ける反面、生活状況は次第にこれら都市に近づき諸物価はかえつて都会地より高く、生活は困難となり、公務員は地域給の支給地勤務を希望し優秀な人材を求めることが困難となりつつあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二三八二号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県津田村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡津田村長 二枝照雄外五名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県津田村は、隣接落合町および岡山市等より物価高であり、ことに昭和二十五年から旭川開闢事業に伴うダムの築造、発電所工事関係者および六千人を数えこれが一層の物価高をもたらししている状態であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二三八三号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県川上村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡川上村長 龜山乾外六十七名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県川上村は、陰陽交通上の要衝であり、また郡央地産物の中心地であつて湯原ダム建設と相まつて諸物価は高騰し、生活状態の派手な状況は勢い南部地帯の地域給指定町村をしのぐ状況に置かれ生活費の増高を示している現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二三八四号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県二川村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡二川村長 飯田峰一郎外八十四名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県二川村は、中国山脈の頂部に近い高地に位置する交通の最も不便の地であるため運賃の関係上物価が高く生活は困難な状態にあり、ことに湯原ダム建設工事の影響は日々の生活程度を高めつつある状況であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二三八五号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県八束村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡八束村長 池田帝外九十五名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県八束村は、交通不便でしかも年間降雪期間が五ないし六箇月間に及ぶために物資の導入に多大の困難をきたしこれに要する諸費用が加算される等の関係上必然的に高物価となつてゐるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二三八六号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県美川村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡美川村長 森川高蔵外五十四名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県美川村は、交通不便は山間地であるため諸物資の購入や運送等に多大の不便を生じ、当然物価も高騰して生活費が増高するとともに一般生活態度が派手になりつつある現状と相呼応し

て生活上困難な状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二三八七号 昭和二十八年七月九日受理

岡山県富原村の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡富原村長 松尾智猛外七名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県富原村は、上房、阿哲、真庭三郡の交通の要路に当り、農産物、林産物、その他各種物資の集散地として重要な地点にあるが、主食を除く他の生活諸物資は他地方より移入しているため物価高にあり、加うるに本村と同一状況にある隣接勝山町、新庄村が地域給支給地に指定されているため入行政は少なからぬ支障をきたしているから本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二三八八号 昭和二十八年七月九日受理

静岡県焼津市の地域給に関する請願

請願者 静岡県焼津市長 高富義一

紹介議員 小林武治君

静岡県焼津市は、最近における漁港設備の強化と、水産業界の隆盛によつて当地水産業関係者、一般商業者および民間労働者等の生活は向上したが、公務員の給与は民間のベースにも達せず、いよいよその差をひろげこのまま推移する時は生活の破たんはもろ論、職務の完遂に及ぼす影響はそのままだけにない実情にあるから、当市の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二三八九号 昭和二十八年七月九日受理

三重県浜島町の地域給に関する請願
請願者 三重県志摩郡浜島町長 森新助外七名

紹介議員 井野慎哉君 前田穰君
三重県浜島町は、志摩国立公園南部の中心地であり、商業地、漁港としての消費地域である上、多数の観光客の来訪と宇治山田市等から生活必需品が逆移入されるという奇現象のため物価は高く、消費生活者の生計費はきわめて高率であるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二三九〇号 昭和二十八年七月九日受理

石川県穴水町の地域給に関する請願
請願者 石川県鳳至郡穴水町長 白藤秀四郎外二十二名

紹介議員 中川幸平君 井村徳二君
石川県穴水町は、奥能登海上交通の要衝であるが、主食その他の農水産物は自給ができず、消費物資は輪島、七尾、飯田、金沢等の都市に依存しているため、物価は常にこれら諸都市の影響を受け、当地勤務の公務員の消費生活は他に比して重い経済的負担に苦しめられている上、経済的に密接不離の關係にある七尾市および輪島町が二級地指定、三級地引上げを運動中である事情に照らしても、当町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二四〇一号 昭和二十八年七月九日受理

群馬県下仁田町の地域給に関する請願
請願者 群馬県甘楽郡下仁田町

紹介議員 長 佐藤清一外十三名 最上英子君 伊能芳雄君
群馬県下仁田町は、高崎駅を起点とする上信電気鉄道の終点に位し、甘楽郡西部の中心地として物価指数も近接の富岡、安中、高崎等と大差ない実状であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二四〇二号 昭和二十八年七月九日受理

岐阜県八百津町の地域給に関する請願
請願者 岐阜県加茂郡八百津町長 佐藤鉄磨外十名

紹介議員 田中啓一君
岐阜県八百津町は、有数のねん糸工業地帯として活況を呈している上に、昭和二十六年十月から本町内に百餘億円の巨費を投じて日本有数の関西電力丸山発電所の開発着工を見て数千人の関係労働者が入町したため、物価は急激に上昇し、現在県下市町村中第二位にあり、順位において飛騨神岡と同一位置にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二四〇三号 昭和二十八年七月九日受理

滋賀県玉緒村の地域給に関する請願
請願者 滋賀県蒲生郡玉緒村長 西沢久兵衛

紹介議員 西川甚五郎君
滋賀県玉緒村は、八日市町に隣接してその同一経済圏内にあり、さきに地域給一級地に指定された御園村、中野村とは文化、生活水準、物価指数その他において差異がない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

との請願。

第二四一三号 昭和二十八年七月九日受理

茨城県大穂町の地域給に関する請願
請願者 茨城県筑波郡大穂町役場内 白井三郎外八十一名

紹介議員 宮田重文君
茨城県大穂町は、交通を自動車に依存している関係上、高額の輸送費が加算されて物価は東京都内、土浦市を上回り、一面東京へ一時間半、土浦へは四十分の近距離にあるため都会風が流入し、公務員も級地の高い都市への転出を希望する者が続出し、ひいては本町の行政、産業、教育、文化等の各般の向上発展に影響するところがきわめて大きい状況にあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二四一四号 昭和二十八年七月九日受理

茨城県那珂湊町の地域給に関する請願
請願者 茨城県那珂郡那珂湊町長 宮原庄助外四百四十名

紹介議員 宮田重文君
茨城県那珂湊町は、人口一万余を有し近接町村の合併によつて市制の施行も間近であるが、本県最大の漁港であるため大型船の出入によつて物価に大きくひびき、公務員も水戸市と交錯勤務の状況にあつて人事の交流が思うにまかせず、私鉄バスに依存する通勤費は多額によつて公務員の生活状態は困窮しているから、本町の地域給を水戸市と同程度に引き上げられたいとの請願。

第二四一五号 昭和二十八年七月九日受理

大阪府北松尾村の地域給に関する請願
請願者 大阪府泉北郡北松尾村長 河野政雄外一名

紹介議員 左藤義詮君
大阪府北松尾村は、大小紡績工場百八十に近くこれに関連する小売業、鉄工業も発達し、電気収入は人口三倍の和泉町の半分という実情であるが、地域給においては五級地に對する二級地という大差があつて村行政、教育上絶大な支障をきたしているから、本村の地域給を隣接の岸和田市、和泉町同等の五級地に引き上げられたいとの請願。

第二四一六号 昭和二十八年七月九日受理

大阪府南池田村の地域給に関する請願
請願者 大阪府泉北郡南池田村長 和田康臣外二名

紹介議員 左藤義詮君
大阪府南池田村は、泉州織物の中心地として知られ、紡績工場はむねを連ねて黒煙をはき盛況を呈しているが、地域給においては和泉町の五級地に對して本村は二級地の低位におかれているため、公務員の生活は困窮をきわめ上級地への転出希望者が続出して、村行政および教育上に重大な悪影響を与えているから、本村の地域給を五級地に引き上げられたいとの請願。

第二四一七号 昭和二十八年七月九日受理

大阪府北池田村の地域給に関する請願
請願者 大阪府泉北郡北池田村長 池田恒雄外五名

紹介議員 左藤義詮君
大阪府北池田村は、数次にわたる地域給引き上げの陳情もいまだ実現することができずまことに遺憾であるが、最近泉大津市および和泉町に合併問題が真剣に考えられ、これらの都市と同様の工業の生産高は近隣に比類ない地帯であるから、公務員の転出防止、優良人材確保のためにも、本村の地域給引き上げられたいとの請願。

第二四一八号 昭和二十八年七月九日受理

石川県七尾市の地域給に関する請願
請願者 石川県七尾市馬出町七尾労働事務所内 松浦助之助外五十名

紹介議員 青山正一君 井村徳二君
石川県七尾市は、海に面した小平野に位置しようやく主食、野菜、鮮魚等の自給自足をする程度で他の生活必需品は全部他地方からの移入に依存する状態におかれ、港町の常として経済的変動が多く、観光地であるための物価高も必然的で、高水準の民間給与生活者の中に苦しい生活にあえぐ公務員の窮状は特にはなほだしいから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二四一九号 昭和二十八年七月九日受理

大分県神崎村の地域給に関する請願
請願者 大分県北海部郡神崎村長 古代操一外十一名

紹介議員 矢嶋三義君
大分県神崎村は、二級地佐賀関町に隣接し直接その影響を受け、また近接す

る大分市の影響も大きく常に高物価に悩まされ、公務員は最低生活の維持が困難な実情にある上、大分市以南における唯一の地域給未指定地であり附近市町村との均衡上からもぜひ本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二四二〇号 昭和二十八年七月九日受理

熊本県松橋町等の地域給に関する請願
請願者 熊本県益城郡松橋町五二六 浜田政雄

紹介議員 矢嶋三義君

熊本県松橋町には、宇土郡十二箇町村と下益城郡十八箇町村を管轄する地方事務所、福祉事務所等二十五の官公署があり、松橋町の乗降人員は一日五千人に及び、本地方の中心地であるが、主食以外の生活必需品は熊本市や遠く阪神地方から移入するため高価となり、住宅難もいちじるしく現在熊本、八代両市から当地区内に通勤する公務員は百八十八人に達し、公務員の生活の困難はまことに悲惨であるから、松橋町ならびにこれに接続する当尾村のうち曲野、大野および不知火村のうち御領、高良を地域給に指定せられたいの請願。

第二四二二号 昭和二十八年七月九日受理

鹿児島県高江村の地域給に関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡高江村 長 前平善次郎

紹介議員 佐多忠隆君

鹿児島県高江村は、二級地川内、串木野両市の間にはさまれ、交通がひん

で勢い生活必需品は主食を除きほとんど両市に依存し、経済圏を同じくしているため一般物価水準は両市を上回り公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいの請願。

第二四二三号 昭和二十八年七月九日受理

千葉県勝山町の地域給に関する請願
請願者 千葉県安房郡勝山町長 山野井健章外六名

紹介議員 青山正一君

千葉県勝山町の職業分布状態は漁業三十三パーセント、商業十七パーセント、勤労者その他三十五パーセント農業十五パーセントとなっており、消費都市の性格を強く示し、その上年間を通じての避暑、避暑客も多くこれが一層消費都市性格を強め物価高を招来しているから、本町を地域給支給地に指定せられたいの請願。

第二四二四号 昭和二十八年七月九日受理

愛知県武豊町の地域給に関する請願
請願者 愛知県知多郡武豊町長 中川益平外十二名

紹介議員 成瀬晴治君

愛知県武豊町は、日本油脂武豊火薬工場をはじめとして大小四十有余の工場があつて、勤労階級の九割はこれらの生産事業に従事し一般公務員に比し消費生活もさぶる活況を呈しているが、消費物資の大部分は名古屋市を経由する関係上、物価は隣接の半田市および名古屋市を上回るものが多く、こ

の中にある三百余人の公務員の生活はきわめて不安定であるから、この生活危機を幾分なりとも打解するため、当町の地域給を三級地に引き上げられたいの請願。

第二四二五号 昭和二十八年七月九日受理

三重県桃園村外四箇村の地域給に関する請願
請願者 三重県一志郡桃園村役場内 山下貞郎外二十一名

紹介議員 永岡光治君

三重県桃園、高岡、戸木、川合、七栗五箇村は、松阪、津両市に近接し、久居町の周辺村であるが、主食は生産地でありながらいままな買出し客が多いため京阪に準ずる高価であり、その他の生活必需品は都市を上回り、一大観光地御原温泉の来遊客の影響も大きく、かつ高水準にある民間給与生活者の中にある公務員の生活はまことに困窮しているから、当地区の地域給を一級地に指定せられたいの請願。

第二四二六号 昭和二十八年七月九日受理

兵庫県仮屋町の地域給に関する請願
請願者 兵庫県津名郡仮屋町長 富田良平外十名

紹介議員 岡崎眞一君

兵庫県仮屋町は、二級地指定の岩屋町と同一経済圏内にあつて、平地が少く主食の生産が不足し、主生産品である漁獲物は阪神地方に吸収されて高物価の主因となつており、阪神地方に近接して商品のはほとんど全部を同地方から購入するため淡路島内における高物価

地となつてゐるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいの請願。

第二四二七号 昭和二十八年七月九日受理

福岡県吉武村の地域給に関する請願
請願者 福岡県宗像郡吉武村長 立石昇

紹介議員 吉田法晴君

福岡県吉武村は、笠松、西川、岡垣各村の三、四級地に隣接し、北九州にも近く、村内に吉武、宗像両炭坑があつて物価指数においても地理的その他の事情においても差異が認められず、公務員は待遇のよいところへ転勤しつつある現状であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいの請願。

第二四二八号 昭和二十八年七月九日受理

千葉県布佐町の地域給に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡布佐町長 秋田壽壽外五名

紹介議員 宮本邦彦君

千葉県布佐町は、東京都内への行商人の多いことと知られてゐるが、このため町内の物資は欠乏して物価は我孫子、柏町および四級地の松戸市よりもはるかに高く、ために勤労者は東京都またはその周辺に職を求める傾向にあるから、本町の地域給を四級地に指定せられたいの請願。

第二四二九号 昭和二十八年七月九日受理

広島県大竹町の地域給に関する請願
請願者 広島県佐伯郡大竹町長 二階堂哲朗外二十二名

紹介議員 岩沢忠泰君

広島県大竹町は、商工業新興都市として文化的施設経営に努力しているため文化水準はいちじるしく向上するとともに生活水準も他都市以上であるが、生活必需品は広島市等に依存しているため高物価であり、当町周辺には大会社工場が多く駐留軍用務者の需要もまた多く民間給与は公務員の給与をはるかに上回つてゐる実情であるから当町の地域給を四級地に引き上げられたいの請願。

第二四三三三号 昭和二十八年七月十日受理

奈良県大正村の地域給に関する請願
請願者 奈良県南葛城郡大正村役場内 山口忠司外十名

紹介議員 新谷貢三郎君

奈良県大正村は、御所町に隣接して同町とは一体不離の關係におかれ、本村一部の児童、生徒は御所中、小学校に依託教育を實施してゐる現状であり、一方本村総合の約六割がその製造販売に従事してゐる草履工業の発展は、全国的な取引をしてゐるため出入商人も多く生活水準、生活費も高度となり、公務員の生活をいちじるしく圧迫しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいの請願。

第二四三四号 昭和二十八年七月十日受理

栃木県北郷村の地域給に関する請願
請願者 栃木県足利郡北郷村長 中島滝造外百二名

紹介議員 相馬助治君

紹介議員 成瀬隆治君
愛知県阿久比町は、名古屋市中心とした生活圏、経済圏内にあつて、同圏内の最隣接地半田市は三級地、武豊、横須賀、大府は二級地に指定されている状況であるが、本町は本年一月町制を施行し産業、経済、教育、文化、交通等の発展を遂げ、あらゆる面において隣接の上級地に劣らぬ実績をあげているにもかかわらず、一級地であるため町内出身の公務員さえ上級地への転勤を希望する実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二四七二号 昭和二十八年七月十一日受理
富山県石動町の地域給に関する請願
請願者 富山県西礪波郡石動町 全官公庁協議会内 水牧平助

富山県石動町は、西礪波郡地方事務所所在地で各官公庁、大小工場が多く郡の産業、経済、文化、交通、政治、行政等の中心地であり、近く合併によつて人口三万以上の近代的地方中心城市に発展しようとしているが、附近に名所、旧跡が多く年々観光客が増し町民の生活程度が高められているにもかかわらず、生活必需品物資の大半は移入にまつ関係上、物価指数は高まり、しかも民間における給与は高くなり、当町の景気をいじめるしく高め、物価のつり上げに拍車をかけたために公務員の生活は非常に苦しくなつてゐるから、本町の地域給をすみやかに二級地に引き上げられたいとの請願。

紹介議員 久保等君

富山県石動町は、西礪波郡地方事務所所在地で各官公庁、大小工場が多く郡の産業、経済、文化、交通、政治、行政等の中心地であり、近く合併によつて人口三万以上の近代的地方中心城市に発展しようとしているが、附近に名所、旧跡が多く年々観光客が増し町民の生活程度が高められているにもかかわらず、生活必需品物資の大半は移入にまつ関係上、物価指数は高まり、しかも民間における給与は高くなり、当町の景気をいじめるしく高め、物価のつり上げに拍車をかけたために公務員の生活は非常に苦しくなつてゐるから、本町の地域給をすみやかに二級地に引き上げられたいとの請願。

第二四七三号 昭和二十八年七月十一日受理
石川県粟生、吉田両村の地域給に関する請願
請願者 石川県能美郡粟生村長 浅井長一郎外四名
紹介議員 中川幸平君 井村徳二君 青山正一君

石川県粟生、吉田両村は、地味の関係で主食の収獲が少い上、石川郡各村への買出し部隊の通路にあるためその影響を受けて主食ばかりでなく必然的に物価の高騰を招き、衣料品、水産品等は小松、美川の市町より二、三割の物価高を示している現状であり、一方地域給一級地の寺井町、根上町および山上村に接し地理的、経済的、文化的に何らこれらの町村と差異が認められない実情であるから、両村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二四七三号 昭和二十八年七月十一日受理
鹿児島県指宿町の地域給に関する請願
請願者 鹿児島県指宿郡指宿町 議会議員 田中藤太郎 外三十一名
紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県指宿町は、温泉地帯を中心として都市的形態を急速に整備強化し、市制実現に努力中であるが、本町が国際観光都市として発展する可能性はきわめて強く、しかも行政、経済、文化、交通、観光面にますます重要な地区となる反面において生活水準の高い純然とした消費都市であるため、公務員の生活は苦境に陥つてゐるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの請願。

第二四七四号 昭和二十八年七月十一日受理
岐阜県中津川市の寒冷地手当に関する請願
請願者 岐阜県中津川市長 市岡訓介
紹介議員 千葉信君

岐阜県中津川市は、名古屋市中から中央線にて二時間三十分を要し、岐阜、長野、山梨、長野にわたる美濃第一の高峰恵那山ろくに在つて、冬季いちじるしく気温の低下を示し、加えて日本海を渡つて飛来する冷北風は木曾川系にさへぎられ恵那おろしとなつて吹き下し、かつまた木曾川によつて流下する木曾谷の水雪のために、この地方特有の寒さがつづり、これがために冬の採掘に殊のほか意を用いざるを得ない寒冷地帯であるから、本市の寒冷地給を隣接長野県同様三級地に指定せられたいとの請願。

第二四七五号 昭和二十八年七月十一日受理
教職員給与準則制定反対に関する請願
請願者 東京都台東区北堀町 四四下谷小学校内全国連合小学校長会内 小野重内

教職員給与を三本建とし、小中教員を高校教員の下風に立たせようなどとなれば、人材が小中校から高校へ転出するばかりか、激減の故をもつていよいよ小中校に対し人材誘致の道をとざす結果となり、ひいては義務教育の軽視、弱体化の虞があるから、教職員給与（三本建）準則制定には反対であるとの請願。

第二四八二号 昭和二十八年七月十一日受理
群馬県綿打村の地域給に関する請願
請願者 群馬県新田郡綿打村長 岩崎久成外六名
紹介議員 紅露みつ君

群馬県綿打村は、伊勢崎、太田、桐生、大間々、尾島、境、深谷各都市へは三キロないし五キロしか離れておらず、諸物価は何らこれらの市町と変るところがなく、生活費は日々高騰をつづけている上、民間企業の給与は公務員の給与よりはるかに高いため公務員の生活は苦しくなつてゐるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二四八三号 昭和二十八年七月十一日受理
群馬県生品村の地域給に関する請願
請願者 群馬県新田郡生品村長 田村勇次郎外八名
紹介議員 紅露みつ君

群馬県生品村は、桐生、太田、伊勢崎三市のほぼ中央にあるため、諸物価はこれらの都市を上回り、公務員の給与は民間給与に及ばぬ現状においては、生活の苦しさが増えかねて上級地への転勤希望者が続出する実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

紹介議員 千葉信君
栃木県赤見町は、佐野、足利、桐生、伊勢崎市に次ぐ織物生産地で、殊に佐野市、足利市とは北部が直接しているため一般の文化および生活水準が両市とはほとんど同様であり、また生活水準が当町より低いと思われる隣接の田沼町が一級地の指定を受け、本町が無指定であることは、在勤公務員の経済生活にいちじるしく影響しているから、本町を地域給支給地として指定せられたいとの請願。

第二四八五号 昭和二十八年七月十一日受理
岐阜県関市の地域給に関する請願
請願者 岐阜県関市長 龜山一
紹介議員 千葉信君

岐阜県関市は、生活必需品を大消費地名古屋市、岐阜市を経て入手しているため生活費の増加をきたし、加うるに都市の性格が産業都市である関係上、名古屋、岐阜方面よりの往来が多く、一般生計費は大都市に比較して決して劣らない現状であるから、本市を地域給三級地に引き上げられたいとの請願。

第二四八六号 昭和二十八年七月十一日受理
山梨県敷島町外五箇村の地域給に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡敷島町 長 深山昇外九名
紹介議員 千葉信君

山梨県敷島町、龍王村、玉幡村、昭和村は、甲府市と道一筋を境とする接続

地で地理的、経済的、文化的等各方面において甲府と不離一体の相關關係にあり、とくに経済事情は同市と同一の経済圏で生活水準は何等変るところがないから、本四箇町村を地域給二級地に指定せられるとともに本四箇町村と同一条件にある大饒田村および二川村を一級地に指定せられたいとの請願。

第二四八七号 昭和二十八年七月十一日受理
京都府の寒冷地手当に関する請願
請願者 京都府舞鶴市引土四四
給協議会内 加藤宗太
郎外二十四名

紹介議員 千葉信君
京都府下の寒冷地手当は莫く日本の一部のみ二級地その他は一律に一級地で、実際とは全然異なる不合理極まるものであり、昭和二十七年年度の全国寒冷積雪地給対策協議会の全国統一算出基礎が決定したが、その資料で明らかな通り京都府下は一級地より五級地の五段階に区分され、隣接福井県においては最低二級地より四級地までに区分支給されていることによつても京都府の寒冷地給支給区分が不合理であることを示すものであるから、昭和二十八年年度には合理的支給がなされるよう取り計らわれたいとの請願。

第二四八八号 昭和二十八年七月十一日受理
山形県谷地町の地域給に関する請願
請願者 山形県西村山郡谷地町
長 市川清矩
紹介議員 千葉信君
山形県谷地町は、往時最上川の舟運を

利して米、紅花およびその他の農産物の集散の中心地としてその名は遠く京都まできこえた所であるが、その後道路の開通、鉄道の敷設が実現されるに及んでこの恩恵から取残された本町はちよう落の傾向をたどり、一方本町を中心として主要市町村に至るバスの発達は勢い低物価を示す他市町村へ消費者を誘ひ、さなきだに運輸交通の不便による高物価を示す本町の物価に拍車をかけている現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二四八九号 昭和二十八年七月十一日受理
山形県北谷地村の地域給に関する請願
請願者 山形県西村山郡北谷地村
長 大場正市
紹介議員 千葉信君
山形県北谷地村は、谷地町と経済圏を同じくし、いま合併は日時の問題となつており、ことに谷地、北谷地は汽車の交通から置き忘れられた地域であるが、近時バス、トラックの便があるのでもあまり不便は感じられないとはいえず、交通費、物資は高く安価に入手することが困難な実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二四九〇号 昭和二十八年七月十一日受理
青森県大沢町の地域給に関する請願
請願者 青森市長嶋町一官公庁
労働組合協議会内 村
木市太郎外二十五名
紹介議員 千葉信君
青森県大沢町は、米駐留軍三沢航空基地の所在地としてその環境の特異性は一般消費都市に見られないほどにあらゆる消費物価の高騰を招来している現状であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第二四九一号 昭和二十八年七月十一日受理
島根県出雲市の地域給等に関する請願
請願者 島根県出雲市長 森
山繁樹外九十名
紹介議員 千葉信君 小瀧彬君 大庭茂雄君
島根県出雲市は、市郡部の行政中心地であるとともに交通、産業の発達に伴い各種工場、会社、官公庁、病院等の設置が相次ぎ、これに附随して物価指数の上昇もいじむるしく、さらに大会社が多いためこれら会社等の勤労者の給与も、公務員給与をはるかに上回っている状況であるため地方都市としての文化水準は比較的高く、これに対する生活費も極度に高騰する実情であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二四九二号 昭和二十八年七月十一日受理
山形県村木沢村の地域給に関する請願
請願者 山形県南村山郡村木沢村
長 加藤富弥外七名
紹介議員 千葉信君
山形県村木沢村は、山形市に近接し、生活物資等を同市に依存しているため物価は市より高く、加えて積雪寒冷地

第二四九三号 昭和二十八年七月十三日受理
京都府長岡町外四箇町村の地域給に関する請願
請願者 京都府乙訓郡長岡町役場内 富岡千太郎外八名
紹介議員 井上清一君
京都府乙訓郡は、現在長岡町、向日町、久世村、大山崎村、大原野村の二箇町三箇村でほとんどその実態を同じくしているにもかかわらず、地域給において郡内が三階級に分れていること不合理もはなはだしく、地方自治の円滑なる運営を妨げるものであるから、本郡内五箇町村を同一の地域給にするよう是正向上せられたいとの請願。

第二四九四号 昭和二十八年七月十三日受理
島根県平田町の地域給に関する請願
請願者 島根県平田町長 木佐徳之助外二十四名
紹介議員 小瀧彬君 大庭茂雄君
島根県平田町は、出雲市および大杜町と隣接しているため、物価も同地と変らず、むしろ仕入れの関係で生活必需品物資の中には出雲、松江の両市を上回るものもあり、同町在勤公務員の生活

第二四九五号 昭和二十八年七月十三日受理
兵庫県佐野町の地域給に関する請願
請願者 兵庫県津名郡佐野町長 藤岡弥三郎外四十五名
紹介議員 山縣勝見君
兵庫県佐野町は、観光地であるため全国有数の高物価地帯であり、加うるに本町は生活必需品を阪神地方または洲本市、志筑町に仰ぐため物価は常にこれらの地域を上回る実情であるから、本町の地域給を志筑町、飯屋町、岩屋町と同級地に指定せられたいとの請願。

第二四九六号 昭和二十八年七月十三日受理
長野県平穂村の地域給に関する請願
請願者 長野県下高井郡平穂村長 湯本二郎外十一名
紹介議員 池田宇右衛門君
長野県平穂村は、国立公園志賀高原を控えた豊富な温泉地であるため、観光客、浴客の来村がいじむるしいため必然的に物価の上昇をきたし、さらに生活程度の進展とともに一大消費地を形成し、加えて積雪寒冷地域であるため越冬用生活物資等の購入費が多額を要するから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二四九七号 昭和二十八年七月十三日受理
山形県谷地町の地域給に関する請願
請願者 山形県西村山郡谷地町長 市川清矩
紹介議員 千葉信君
山形県谷地町は、往時最上川の舟運を

第二四九八号 昭和二十八年七月十三日受理
山形県谷地町の地域給に関する請願
請願者 山形県西村山郡谷地町長 市川清矩
紹介議員 千葉信君
山形県谷地町は、往時最上川の舟運を

第二四九九号 昭和二十八年七月十三日受理
山形県谷地町の地域給に関する請願
請願者 山形県西村山郡谷地町長 市川清矩
紹介議員 千葉信君
山形県谷地町は、往時最上川の舟運を

千葉県富津町の地域給に関する請願
請願者 千葉県君津郡富津町長
佐久間清外四名

紹介議員 川口爲之助君

千葉県富津町は、横浜市、横須賀市の
大都市を近隣に控え、しかも富津公園
への観光客の出入が激しいため必然的
に町民の生活が派手になり物価指数の
変動は極めていちじるしく、さらに生
活物資等は東京、横浜、木更津方面か
ら移入する関係上、物価は運賃諸掛を
加算するため高物価となり、本町在勤
公務員は差戻の苦境にあえいでいる実
情であるから、本町を地域給二級地と
して指定されたいとの請願。

第二四九号 昭和二十八年七月
十三日受理

茨城県大村の地域給に関する請願

請願者 茨城県真壁郡大村長
加倉井郁三郎外七名

紹介議員 宮田重文君

茨城県大村は、下館、土浦、真壁、下
妻を結ぶ交通線の交差点に位置し、県
西地区の交通、産業、経済の中心地と
して位するばかりでなく、筑波線、水
戸線、常総線等を利用して、東京方面と
の交通が極めて便利のため、諸物価の
変動に極めて敏感で常時衣類、食糧お
よび日用品等は東京より三割方高価で
あり、かつ下館、下妻等よりも一割高
をもつて販売されている現況で、公務
員の経済生活は極度に困窮している実
状であるから、本村を地域給一級地と
して指定せられたいとの請願。

兵庫県鴨川村の寒冷地手当に関する請
願
請願者 兵庫県加東郡鴨川村長
藤浦勇二外五名

紹介議員 岡田信次君

兵庫県鴨川村は、加東郡の北東部に位
し、地内有馬郡および多紀郡と相隣接
する丹波高地南部の一角を占めてお
り、四圍を高くけわしい山岳に囲まれ
ているため、冬季は高原特有の寒風が
吹きつり、十月中旬頃には既に降雪
をみ、三月末頃までは毎日のように雪
が降り積雪量も多い時には六十センチ
ン、普通でも三十センチンを下らない状
態で、加東郡の北海道といわれている
ように寒冷度においては周辺町村をは
るかに引き離す寒状にあるから、本村
を寒冷地手当の支給地として指定せら
れたいとの請願。

第二五〇号 昭和二十八年七月
十三日受理

岐阜県上村の地域給に関する請願

請願者 岐阜県古城郡上村長
嶋広蔵

紹介議員 古池信三君

岐阜県上村は、飛越地域総合開発の
中心地として目下電源開発工事が十数
箇所におわたつて活発に施行されてお
り、これによつて約二千五百人余の関
係労働者が入村し就労しているため、
物価も平時の三ないし四割程度上昇
し、物価指数も飛躍地区第一の高水準
を示している実状であるから、本村を
地域給二級地として指定せられたいと
の請願。

群馬県木崎町の地域給に関する請願
請願者 群馬県新田郡木崎町長
梶塚兼四郎外二十六名

紹介議員 野本吉吉君

群馬県木崎町は、太田市をはじめ伊勢
崎市、尾島町の各種工業が漸次復活す
るとともに、戦時中の余波と、これら
近接都市の影響を受けて、消費農村に
移行し、その上外国軍隊の駐留等のた
め諸物価は高騰して、民間給与にはる
かに及ばぬ公務員の生活を圧迫してい
るから、本町を地域給一級地に指定せ
られたいとの請願。

第二五一七号 昭和二十八年七月
十三日受理

広島県木江町の地域給に関する請願

請願者 広島県豊田郡木江町長
正島忠夫

紹介議員 小林政夫君

広島県木江町は、(一)耕地が狭く生産
物が少いこと、(二)生活必需品の供給
地が遠く交通不便であること、(三)海
上生活者の急激な購買力が物価高を招
来すること、(四)文化、産業の中心地
であるため、市部をしのぐ物価高であ
ること、(五)住宅難と物価高とで隣村
からの通勤者が多いこと、(六)生活基
準が高くて賃給生活者の生活が苦しいこ
と等の理由により、本町の地域給を二
級地に引き上げられたいとの請願。

岡山県真備町の地域給に関する請願
請願者 岡山県真備町長
妹尾恵喜雄外二百三十
七名

紹介議員 加藤武徳君

岡山県真備町は、昨年地域給一級地の
指定を受けたが、その後も物価は上昇
の一途をたどり、特に衣類、日用品具
類は移入の関係で岡山、倉敷両市を上
回り、公務員の生活が苦しくなつたか
ら、本町の地域給を二級地に引き上げ
られたいとの請願。

第二五三六号 昭和二十八年七月
十三日受理

福島県常葉町の地域給に関する請願

請願者 福島県田村郡常葉町長
白岩忠夫

紹介議員 木村守江君

福島県常葉町は、交通不便な山間高冷
地のため移入物資は高価格であり、住
宅不足によつて家賃、間代も高く自転
車通勤をせねばならぬ上、慣習上の交
際費もかさみ、公務員の生活は困窮し
ているから、本町の地域給を一級地に
指定せられたいとの請願。

第二五三八号 昭和二十八年七月
十三日受理

福井県東十郷村の地域給に関する請願

請願者 福井県坂井郡東十郷村
長 宮川治雄外七名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県東十郷村は、北陸線の交通の要
衝に当り、学校、農林省調査統計事務
所、郵便局等があつて他町村よりも多
くの公務員が勤務しているが、生活必
需物資は移入によるため福井市を上回
り、公務員の生活は窮乏している上、
坂井農業高等学校は県立十五高等学校
中唯一の地域給の支給を受けない高校
となつていて、本村の地域給を一
級地に指定せられたいとの請願。

第二五三九号 昭和二十八年七月
十三日受理

福井県九頭竜公園地帯の地域給に関する請願

請願者 福井県坂井郡三国町長
光成滋

紹介議員 堂森芳夫君

福井県九頭竜公園地帯は、「石川県大
聖寺を中心とする温泉地帯と全く同じ
条件である」と衆院調査団の方が言明
されたにもかかわらず大聖寺一帯のみ
が地域給二級地に指定せられ、本地区
が取り残されたことはまことに遺憾で
あつて、温泉地としての施設の完備し
た芦原町、景勝の地東尋坊をひかえ、
北日本第一のモーターポイント設営中
の三国を中心とする当地域一帯は県立公
園として指定を受け、観光保養地とし
て四季来客が絶えず、福井県人口の六
分の一を内包して、人口密度も大聖寺
地帯に勝るとも劣らぬ実情にある、三
国、芦原両町を地域給二級地に、雄

島、加戸、本荘、本部、新保各村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第二五四号 昭和二十八年七月十四日受理

大分県蒲江町の地域給に関する請願
請願者 大分県南海部郡蒲江町 長 長田八平外一名

紹介議員 永岡光治君

大分県蒲江町は県の最南端に位する漁業基地で、漁業の最盛期には二千人に及ぶ漁民が集結し、漁獲高も一億円以上に達する状況であるが、佐伯、延岡両市の影響を受けることが大きく、物価も両市より一割以上高価であるため、公務員の生活は苦しく市およびその周辺に転任を希望する者が多い実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二五五号 昭和二十八年七月十四日受理

福島県広野町の地域給に関する請願
請願者 福島県双葉郡富岡町小浜双葉地方事務所内 太田耕治外一名

紹介議員 石原幹市郎君

福島県広野町は、双葉郡一の炭鉱地であるが、起伏の多い地形のためバス賃は鉄道の約三倍となり、住宅は不足し、食糧事情は副食物の野菜さえ移入する状況で、魚介類は平、小名浜に依存する実情の上、慣習的交際費も多額に上り、公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二五五号 昭和二十八年七月

十四日受理
高知県大方町の地域給に関する請願
請願者 高知県幡豆郡大方町長 田辺菊治

紹介議員 寺尾豊君

高知県大方町は、中村町に近接し、政治、産業、交通、土木、教育、経済等不離一体の關係にあつて、同町への通勤者は四十九名、高等学校への通学者は百五十名に及び、生活水準、消費の実情においても何ら異なるところなく、通勤、通学者等は中村町在住者より出費が多い状況であるから、本町の地域給を二給地に指定せられたいとの請願。

第二五九号 昭和二十八年七月十四日受理

群馬県前橋市の地域給に関する請願
請願者 群馬県前橋市長 関口 志行外七十六名

紹介議員 伊能秀雄君

群馬県前橋市に現在所在する官公庁は七十六及び公務員の数も七千余人に達し、高崎線の電化は東京の衛星都市としての性格を一段と強め、浦和、千葉両市と何ら変るところがないばかりでなく、人口の密度は八千六百五十一五人の最高を示し、生計費は東京に匹敵し、物価指数も九十六・二を示している実情であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの請願。

第二六〇号 昭和二十八年七月十四日受理

長崎県瀬戸町の地域給に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡瀬戸町 長 四辻芳雄

紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル

長崎県瀬戸町は、交通不便のため物価が高く、官公庁も多いためこれらへの来任者は住宅不足になやみ二重の苦しみを感じてゐる上に、バスによる交通費は出費を高め、生活の安易な都会地への転任を希望する公務員が流出する実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二六一号 昭和二十八年七月十四日受理

長崎県千々石町の地域給に関する請願
請願者 長崎県南高来郡千々石町長 田中登外一名

紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル

長崎県千々石町は、観光地として有名であり、また市街地的な性格を充分具備しており、島原、諫早両市と密接な關係におかれ、物価はむしろ両市を上回る実情であり、公務員の数も多数に上り、その生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二六二号 昭和二十八年七月十四日受理

長崎県南串山町の地域給に関する請願
請願者 長崎県南高来郡南串山村長 寺田善吉外一名

紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル

長崎県南串山村は、島原半島西部の農漁村であるが、主要食糧等の生産に乏しく、ために生活必需品の大部分を他から移入する状況にある上、観光地

帯である雲仙、小浜町に近接するためその影響を受けることが大きく、当村の経済事情はひつ迫しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六三号 昭和二十八年七月十四日受理

長崎県北串山町の地域給に関する請願
請願者 長崎県南高来郡北串山村長 金子榮男外一名

紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル

長崎県北串山村は、島原半島の西部に位置する農漁村であるが、主要食糧等の生産が少く、生活必需品の大部分を移入している上、観光地帯である雲仙、小浜町等の影響を受けることが大きく、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二六四号 昭和二十八年七月十四日受理

青森県金木町の地域給に関する請願
請願者 青森県北津軽郡金木町 長 花田一外十八名

紹介議員 千葉信君

青森県金木町は、農山村地帯の商業的形態を備えた観光価値の高い小都会であるが、米以外の諸物資は青森、弘前両市および五所川原町から移入するためこれらの都市より一割高で、公務員の生活は困窮し、転出を希望するような実情にあるから、この窮状打開のため、本町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六五号 昭和二十八年七月

十四日受理
青森県市川村の地域給に関する請願
請願者 青森市長島町一青森県官公労働組合内 村木 市太郎外十一名

紹介議員 千葉信君

青森県市川村は、八戸市に接しその経済圏内にあつて交通も至便であり、村内に米駐留軍キャンプ・ボーゲンがあるため、その環境の特異性は一般消費地に見られないほどに、あらゆる消費物価の高騰を招来している現状となり、公務員の生活にいちじるしい圧迫を加えているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二五六号 昭和二十八年七月十四日受理

栃木県栗田村の地域給に関する請願
請願者 栃木県足利郡栗田村長 柳田松太郎外四名

紹介議員 相馬助治君

栃木県栗田村は、足利市および御厨町に隣接し、足利市の郊外の観を呈し、経済圏はもと論生活水準も同市に準ずる上、民間給与の向上は、公務員の生活にいちじるしい圧迫を加えている実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二五七号 昭和二十八年七月十四日受理

栃木県筑波村の地域給に関する請願
請願者 栃木県足利郡筑波村長 中村喜一外三名

紹介議員 相馬助治君

栃木県筑波村は、足利市と至近距離にあつて生産および消費市場は直結しており、あらゆる流行文化は全く同市と

歩調を一にしている現状の上、民間給与の向上と、事業経営者の生活水準の向上にあることは、公務員の生活を圧迫し生活費の増加を不可避のものとしている実情であるから、当村を地域給支給地に指定せられたとの請願。

第二五七二号 昭和二十八年七月十四日受理

栃木県那須郡黒田原地区の地域給に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須村長 益子仁助外十二名

紹介議員 戸叶武君

栃木県那須郡黒田原地区は、芦野町、伊王野村の門戸であるとともに物資の集散地として最近急に発展している地区であり、戦後五百戸にのぼる入植農家と、これに関連する施設、土木工事等によつて大々的な地域の中心地としての重要性を一層深めているが、自然的悪条件によつて作物の収量は少く、生活必需品は附近中都市を通じて移入するため高価となり、また教育、医療機関にもぐまげずためにその費用は割高となり、公務員の生活を困窮に陥れているから、本地区の地域給を一級地に指定せられたとの請願。

第二五八二号 昭和二十八年七月十五日受理

国鉄職員の出職手当に関する請願

請願者 岐阜県不破郡関ケ原町 三、六四七 高木良材

外三十九名

紹介議員 成瀬幡治君

昭和二十八年四月一日以降の「国家公務員等に対する退職手当に関する法律」の立法に当つては、国鉄における

労働の特殊性にかんがみ、国鉄職員の退職金については、労使双方の団体交渉に委ね、法律をもつて規定しないよう取り計らわれたとの請願。

第二五八八号 昭和二十八年七月十五日受理

愛知県半田市の地域給に関する請願

請願者 愛知県半田市長 森信藏

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県半田市は、昭和十二年相隣接せる三町が合併して市制を施行したものであるが地域給の分割指定は不合理であり、ことに本市の行政ならびに財政規模は近時いじりしに拡大せられ都市形態もまた商工都市として整備充実するに至り人口の増加、物資の交流、消費形態は大都市の相俟うを示すに至っているから、半田市全市を地域給四級地に指定せられたとの請願。

第二五八九号 昭和二十八年七月十五日受理

愛知県高岡村の地域給に関する請願

請願者 愛知県碧海郡高岡村長 石川藤吉外十二名

紹介議員 成瀬幡治君

愛知県高岡村の物価を中心とする人口、交通、産業等あらゆる実態は周辺の岡崎市、刈谷市、安城市、挙母市と何等異なることがないから、本村を地域給二級地指定せられたとの請願。

第二五九〇号 昭和二十八年七月十五日受理

愛知県明治村の地域給に関する請願

請願者 愛知県碧海郡明治村長 沢田芳男外十五名

愛知県明治村は、碧南市、刈谷市、安城市、西尾町に囲まれ、経済的にこれらの市町に存在するところが多くことに生活水準ならびに経済的諸条件は何等異なることがない現状であるから、本村を地域給二級地に指定せられたとの請願。

第二五九一号 昭和二十八年七月十五日受理

奈良県畝傍町の地域給に関する請願

請願者 奈良県高市郡畝傍町長 増田清一外十五名

紹介議員 新谷貢三郎君

奈良県畝傍町は、橿原神宮、畝傍御陵を中心とする日本文化発祥の地で、橿原市の実現も近く、都市計画も着々進められている現状にあり、また大阪、京都の経済圏内にある消費地であるため、物価指数も高いから、本地を地域給三級地に指定せられたとの請願。

第二五九二号 昭和二十八年七月十五日受理

京都府由良村の地域給に関する請願

請願者 京都府加佐郡由良村長 山下伊東外五名

紹介議員 竹中勝男君

京都府由良村は、舞鶴市と宮津市にはさまれた観光地と海水浴場をかね、両地域の住宅地となつていて、耕地の少い上に漁業も振わないため両地域への勤務によつて本村経済を保っている現状ですべての点で両地区と大差のない生活状況であるから、本村を地域給二級地に指定せられたとの請願。

第二五九三号 昭和二十八年七月十五日受理

京都府岡田上村の地域給に関する請願

請願者 京都府加佐郡岡田上村 長 道林吉郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府岡田上村は、岡田下村をへだてて舞鶴市に接している、耕地が少く主要食糧は本村の需要をみたすに足らず、生活必需品は輸送費その他の費用がかさみ都市よりも三、四割も高価な現情で村民の生活は極度に困窮し、公務員は鉄道がなくバスによるため交通費に多額を支出する実情であるから、本村を地域給支給地に編入せられたとの請願。

第二五九四号 昭和二十八年七月十五日受理

京都府岡田中村の地域給に関する請願

請願者 京都府加佐郡岡田中村 長 小嶋九兵衛

紹介議員 竹中勝男君

京都府岡田中村は、舞鶴市へ十二キロ、宮津町へ十キロ、福知山市へ十五キロの地点にあるが、国鉄より、バス、トラックの往来がひんぱんで、村の主産業は農、林業を主とするにもかかわらず、周囲の事情より物資は高く従つて生活水準も近接都市と何等変りがないから、本村の地域給二級地に指定せられたとの請願。

第二五九五号 昭和二十八年七月十五日受理

京都府岡田下村の地域給に関する請願

請願者 京都府加佐郡岡田下村 長 今西弥一郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府岡田下村は、舞鶴市に隣接し、同市内村落と環境が同一であつて従つて生活物資も同様高価なため本村在住の給与生活者は最低生活をしてもなお苦しい状態であり、その上耕地少く米の生産は村内の需要をみたすことができない状況であるから、本村の地域給を最低二級地に指定せられたとの請願。

第二五九六号 昭和二十八年七月十五日受理

京都府神崎村の地域給に関する請願

請願者 京都府加佐郡神崎村長 森本保次郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府神崎村は、由良川の右岸に位し舞鶴市に隣接しているが、農村でありながら耕地少く主食の三分の二および生活必需品は全部他に依存しているため京都市とほとんど変らぬ物価指数を示し、舞鶴市、宮津町に接しているため通勤その他の交流が多くその影響を受けてきわめて困難であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたとの請願。

第二五九七号 昭和二十八年七月十五日受理

岡山県赤坂町の地域給に関する請願

請願者 岡山県赤坂町長 田六五二地域給獲得協議会内 福井漢夫

紹介議員 江田三郎君 秋山長造君

岡山県赤坂町は、岡山市の経済圏に属しすべての経済生活は岡山市を離れては考えられない密接な関係にあるから、

本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二五九八号 昭和二十八年七月十五日受理

愛媛県南村の地域給に関する請願
請願者 愛媛県北宇和郡奥南村 酒井義太郎

紹介議員 湯山勇君

愛媛県南村は、宇和島市および吉田町に近接し、生活必需品はそほとんどを宇和島市および吉田町から購入しているため生活状態、物価は同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二五九九号 昭和二十八年七月十五日受理

大分県宇佐町の地域給に関する請願
請願者 大分県宇佐郡宇佐町町長 炭矢豊一外二名

紹介議員 永岡光治君

大分県宇佐町は、宇佐八幡で知られた観光地であつて、国鉄日豊線および三号国道によつて門司、小倉、八幡の各都府に接し、別府、大分とは至近の位置にある関係上交通は極めてひん繁であつて、交易経済の面においては北九州工業地帯と同一圈内にあり文化水準、生活状態は北九州諸都市と何等異なるところがないから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第二六一四号 昭和二十八年七月十五日受理

埼玉県鳩ヶ谷町の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡鳩ヶ谷町議会議長 新井庄衛 外十四名

紹介議員 松永義雄君 小林英三君

埼玉県鳩ヶ谷町は、川口市に周囲をとり囲まれ同市の農村地帯よりも生活費は高く、鉄道沿線を離れているため交通費もかさみ、諸物価も高くなる上、本町と東京部内との交通勤務者も多

く、さらに蕨町の四級地引き上げ指定とも均衡を欠き不合理であるから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの請願。

第二六一五号 昭和二十八年七月十五日受理

愛知県佐久島村の地域給に関する請願
請願者 愛知県幡豆郡佐久島村 長 高橋規矩雄外六名

紹介議員 青柳秀夫君

愛知県佐久島村は、農漁業の一小島村であつて農耕地は少く、漁獲物も僅少であるため自給は望まれず、経済はすべて海上運輸に依存してきたが、戦後村民の収入と特別地区運賃込の高物価および諸税の負担額との不均衡は経済的行き詰りをきたし、村の立地条件から観光地として外来客の誘致に努力してきた。しかしながらこの反面において消費の性格が増大し、諸物価は都市なみに高騰し村民の生活費は急上昇し、特に公務員の生活を圧迫しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二六一六号 昭和二十八年七月十五日受理

兵庫県浅野村の地域給に関する請願
請願者 兵庫県津名郡浅野村長 森隆一外十一名

紹介議員 岡崎眞一君

兵庫県浅野村は、一級地富島町に隣接し同町とは一箇町村であつた関係から混然一体の形をとり、物価、文化、生活水準等何ら変るところがなく、また来客があれば明石市に買物に行くと云ふ状況であり、既に一級地に指定されている尾崎、多賀岡村との均

衡上からもその選に入るべきものと考へるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二六一七号 昭和二十八年七月十五日受理

広島県因島市の地域給に関する請願
請願者 広島県因島市長 安松 延二外二十四名

紹介議員 宮澤喜一君

広島県因島市は、本年五月土生、田熊、三庄町および中村、重井、大浜、東生口村三町四箇村が合併して生れた全島一市、全国にその類例を見ない珍しい市であるが、従業者五千人を有する日立造船因島工場をはじめ田熊造船その他の工場を擁する工業都市で従業者の多数は農業者の兼業で、食と住とは兼業である農業者に依存し、一万九千円のベースに裕福な生活を送る中に公務員は苦しい圧迫を受けており、本市の規模ならびに他のすべての条件は三原、尾道、福山三市にほぼ同じであるから、本市の地域給を三級地に指定せられたいとの請願。

第二六一八号 昭和二十八年七月十五日受理

広島県音戸町の地域給に関する請願
請願者 広島県安芸郡音戸町長 櫻原勉外十四名

紹介議員 村尾重雄君 山下義信君

政治、経済、文化の面からみた広島県音戸町の実態は明らかに呉市の一環であり同市と不離一体の関係におかれ、本町の勤労者の約八割は同市に職場をもち、娯楽その他においては呉市一辺倒といつても過言でなく、本町呉市間

の連絡船は早朝五時から夜十二時まで四、五分間隔で一日六千人の乗降をみる実情であるが、地域給地において二級の大差のあることは本町の公務員の生活に大打撃を与えているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二六一九号 昭和二十八年七月十五日受理

広島県南生口町の地域給に関する請願
請願者 広島県豊田郡南生口町 長 奥河惣之助外十七名

紹介議員 宮澤喜一君

広島県南生口町は、本年五月因島市として新発足した元東生口村と組合立中学校を設立しているような密接不離の関係におかれていて、元東生口村は市として近く地域給指定地となること予想され、また生口島の北西半分の地域を占める瀬戸田町は地域給交付地となつておる現状から考へても、また同一島内として同一文化的、経済的条件にある本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二六二〇号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県加戸村の地域給に関する請願
請願者 福井県坂井郡加戸村長 山口市之介

紹介議員 堂森芳夫君

福井県加戸村は、芦原町と三国町にはさまれた地域を占めているため文化的、経済的に両町と全く変りはないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六二一号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県細呂木村の地域給に関する請願
請願者 福井県坂井郡細呂木村 長 佐藤繁夫外四名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県細呂木村は、芦原温泉、県立九頭龍公園等に取り囲まれているためにこれらの周辺からの強い経済的影響を受け村内は生活費の高騰をきたし特に公務員は困窮しているから、当村の地域給を一般地に指定せられたいとの請願。

第二六二二号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県高根村の地域給に関する請願
請願者 福井県坂井郡高根村長 柳九平外六名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県高根村は、丸岡町に接続してその一部のような観を呈し都市形態を形成し、交通も便利で物資の交流もひん繁である反面、消費物資の価格は福井市と変りない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六二三号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県栗野村の地域給に関する請願
請願者 福井県敦賀郡栗野村長 網沢喜一外七名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県栗野村は北を敦賀市に接している関係上、民情、風俗および平均物価指数は同市と全く同様であり、また生活程度も敦賀市街地と何等異なるところがないから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二六二四号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県東郷村の地域給に関する請願
請願者 福井県敦賀郡東郷村長 山本助右エ門

紹介議員 堂森芳夫君

福井県東郷村は、敦賀市に隣接してその境がわからぬほどであり、同市の住宅街として発展する傾向を示し、経済上はいまでもなくその他においても同市と不離一体の関係にある実情考慮の上、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六二五号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県中郷村の地域給に関する請願
請願者 福井県敦賀郡中郷村長 岸三蔵外五名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県中郷村は、敦賀市の中心点から本村の中心点まで約三キロの近距離にあり、敦賀市における最大の東洋紡績株式会社敦賀工場をはじめ敦賀製薬工場、前田化学工場等が本村に所在している関係上、生活、文化、経済等すべての面において同市と密接な関係にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六二六号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県島羽村の地域給に関する請願
請願者 福井県遠敷郡島羽村長 森下長正

紹介議員 堂森芳夫君

福井県島羽村は、積雪寒冷地帯であり、また県内若狭地帯における唯一の機業地として好景気に恵まれているため、生活程度は隣接の小浜市と全く同様であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六二七号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県伊井村の地域給に関する請願
請願者 福井県坂井郡伊井村長 斎藤順義外二名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県伊井村は、金津町都市計画区域に編入されているとおり、経済的諸条件は同町と全く同様であるから、本村を地域給一般地として指定せられたいとの請願。

第二六二八号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県熊川村の地域給に関する請願
請願者 福井県遠敷郡熊川村長 内藤英正

紹介議員 堂森芳夫君

福井県熊川村は、二級地小浜市に隣接し、同市および隣接地域とは人情風俗はもとより経済的状態など何ら異なるところがない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六二九号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県三宅村の地域給に関する請願
請願者 福井県遠敷郡三宅村長 田中彌七外五名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県三宅村は、二級地新小浜市に隣接し、同市および隣接地域とは人情風俗はもとより、経済的状態など何ら異なるところがない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六三〇号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県瓜生村の地域給に関する請願
請願者 福井県遠敷郡瓜生村長 田辺安蔵外二名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県瓜生村は、交通不便に加えて冬季の降雪多くすでに地域給二級地の指定を受けている近接小浜市に比し諸物価は高く生活ははるかに困難を極めていから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六三一号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県乾側村の地域給に関する請願
請願者 福井県大野郡乾側村長 小林仁右外一名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県乾側村は、大野町および下庄町に隣接して生活程度ならびに物価において差異がなく、また大野郡内は上下穴馬、西谷方面を除いては積雪寒冷の度に差が認められないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六三二号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県蓮羽村の地域給に関する請願
請願者 福井県大野郡蓮羽村長

紹介議員 堂森芳夫君

福井県蓮羽村は、比較的漁業盛大な漁港三つを有し、漁期には他県から来住する者が多いため人口は増加し、また夏期には海水浴客も多く物価は上昇し、加うるに交通はバスおよびトラックを利用する以外にないため消費物資は隣接武生市より一割ないし二割高の実情であるから、本村を地域給支給地は指定せられたいとの請願。

仲村利章
紹介議員 堂森芳夫君

福井県蓮羽村は、勝山町に隣接して、同町に職場を持つ者が多く経済圏は同町の町内に包含せられ文化、生活水準においても差異がない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六三三号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県和田村の地域給に関する請願
請願者 福井県大飯郡和田村長 芝原道信外二名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県和田村は、耕地面積少く主食は村内需要の半分しか生産できず、観光客および海水浴客が多数に上り、従って消費地としての生産に及ぼす影響は特に深刻であるから、本村の地域給を一般地に指定せられたいとの請願。

第二六三四号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県河野村の地域給に関する請願
請願者 福井県南条郡河野村長 山本又右エ門

紹介議員 堂森芳夫君

福井県河野村は、比較的漁業盛大な漁港三つを有し、漁期には他県から来住する者が多いため人口は増加し、また夏期には海水浴客も多く物価は上昇し、加うるに交通はバスおよびトラックを利用する以外にないため消費物資は隣接武生市より一割ないし二割高の実情であるから、本村を地域給支給地は指定せられたいとの請願。

第二六三五号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県北日野村の地域給に関する請願
請願者 福井県今立郡北日野村 長 服部与兵衛

紹介議員 堂森芳夫君

福井県北日野村は、武生市編入の氣運が村内に浸透し近時都市的傾向が強まりつつあり、物価等は武生市と何等異なることがない状態であるから、本村を武生市と同様の地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二六三六号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県今庄村の地域給に関する請願
請願者 福井県南条郡今庄村長 福島伊兵衛

紹介議員 堂森芳夫君

福井県今庄村は、南条郡の商業の中心地をなし、地形上農耕地に乏しいため主食はもろこしその他の生活必需品はすべて武生市、敦賀市、福井市に求められており、従つて物価はこれら諸都市より一割ないし一割五分高となつてゐるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二六三七号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県加斗村の地域給に関する請願
請願者 福井県大飯郡加斗村長 竹中憲二

紹介議員 堂森芳夫君

福井県加斗村は、小浜市の中心市街地に近接し生活万般にわたつて密接不離の關係にあり、生活程度、物価は比較的高い実情にあるから、本村を地域給

支給地指定せられたいとの請願。

第二六三八号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県岡本村の地域給に関する請願
請願者 福井県今立郡岡本村長 吉田利藏外二名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県岡本村は、商工業地で商取引のための業者の往来がひん繁を極め、自然物価指数は上昇し生活程度は都市なみであつて、俸給生活者の生活は困難な実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六三九号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県北新庄村の地域給に関する請願
請願者 福井県今立郡北新庄村 長 田中一二

紹介議員 堂森芳夫君

福井県北新庄村は、武生市、鯖江町、栗田町に隣接し、しかも交通が便利であるため生活程度も高く生活費は増大する傾向にあり、すでに武生市に編入された国高、吉野、大虫の各町と同等変りがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六四〇号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県城崎村の地域給に関する請願
請願者 福井県丹生郡城崎村長 仙石勇治外五名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県城崎村は、主食をはじめ生活必需品の大部分を武生市、福井市方面から購入して關係で物価はこれらの都市より高く、加うるに最近海水浴場の盛況により都市の風俗生活が次第に滲

透して生活程度、物価はいちじるしく上昇し俸給生活者の生活は困難を極めているから、本村を武生市、四ヶ浦町同様の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六四一号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県宮崎村の地域給に関する請願
請願者 福井県丹生郡宮崎村長 田中一之

紹介議員 堂森芳夫君

福井県宮崎村は、県立農業試験場、村田製作所、福井耐火煉瓦株式会社、その他の農産物加工場、機業等の発展および交通の便利により人口は年々増加し、また観光地として生活程度が高く全村活気を呈している実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六四二号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県小山村の地域給に関する請願
請願者 福井県大野郡小山村下 古小山中学校内 松田芳栄

紹介議員 堂森芳夫君

福井県小山村は、大野町に隣接し生活状態は同町と同様であり、加うるに深井鉾泉、黒谷観音があつて湯治、参詣客が絶えず、とくに夏期はバスの交通もあつて遊興客が多く、物価はこれらの影響によつて高い実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二六四三号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県下志比、志比谷兩村の地域給に関する請願
請願者 福井県吉田郡下志比村長 河合弥作外九名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県下志比、志比谷兩村は、曹洞宗大本山永平寺を村内に有してゐるため、全国からの観光客は年々その数を増し、永平寺の乗降客は年約二十五万人で、永平寺の玄関に當る電車の交差点東古市駅も年約四十二万人であり、しかも兩村の機業は戸数、機台数、従業員数において郡内森田町、松岡町（ともに一級地）をしのぎ、村部としては福井県内の第一位である。従つて日常必需品の物価は福井市や松岡町より高いので生計費はかさみ俸給生活者の窮乏はまことに深刻であるから、兩村を地域給一級地として指定せられたいとの請願。

第二六四四号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県新保村の地域給に関する請願
請願者 福井県坂井郡新保村長 代理助役 竹内操外二名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県新保村は、芦原、東尋坊等を含む九頭竜公園の中心部に位置するため、四季を通じて観光客が殺到し、春は花見、夏は海水浴のため入出も数万に上る現況にして、生活水準も石川県の犬伏寺を中心とする温泉地帯と全く同様であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの請願。

第二六四五号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県新保村の地域給に関する請願
請願者 福井県坂井郡新保村長 代理助役 竹内操外二名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県新保村は、芦原、東尋坊等を含む九頭竜公園の中心部に位置するため、四季を通じて観光客が殺到し、春は花見、夏は海水浴のため入出も数万に上る現況にして、生活水準も石川県の犬伏寺を中心とする温泉地帯と全く同様であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの請願。

十五日受理

福井県岡村の地域給に関する請願
請願者 福井県大野郡岡村長 田中茂外一名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県岡村は、勝山町に隣接し、地理的に歴史的に古来から關係深く、殊に同一経済圏内にあつて村の一部は市街地を形成し、勝山町の都市計画の中に加えられてゐる。しかも生活様式が同一であり、生活程度も変らない本村がきわめて不利な待遇におかれてゐることは遺憾であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの請願。

第二六四六号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県丸岡町の地域給に関する請願
請願者 福井県坂井郡丸岡町長 友影賢也

紹介議員 堂森芳夫君

福井県丸岡町は、さきに二級地に指定された三国地区と隣接して経済的諸条件を等しくしてゐるから、本町を地域給二級地として指定せられたいとの請願。

第二六四七号 昭和二十八年七月十五日受理

福井県丸岡町の地域給に関する請願
請願者 福井県知事 小幡治和外二百七十七名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県丸岡町は、他府県の指定状況から見て非常に小範囲にとどまつており、また既に指定されてゐる隣接町村において、地理的位置、経済的環境ならびに生活程度からみては行的状態に置かれており、すべての客観情勢は広

範圍の指定を必要としているから、三方町外四十七箇村を一般地に、青原、三国、丸岡、金津、勝山、大野、鯖江、神明の八箇町を二級地に、敦賀、武生両市を三級地に、福井市を四級地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第二六四九号 昭和二十八年七月十五日受理

三重県津田村の地域給に関する請願
請願者 三重県多気郡津田村津田地区全官公庁職員連絡協議会内 浦田節夫

紹介議員 堀木鎌三君

三重県津田村は、相可町に隣接し、かつ三重交通松阪線によつて大坂市に通じ、一般社会生活水準は両市町の影響をうけて高度化し、出費は年々かきみ公務員の生活をおびやかしている現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二六五〇号 昭和二十八年七月十五日受理

三重県射和村の地域給に関する請願
請願者 三重県飯南郡射和村射和地区全官公庁職員連絡協議会内 松原米蔵

紹介議員 堀木鎌三君

三重県射和村は、松阪市に隣接し、諸物価はその影響を受けて加工品においてはむしろ同市以上である。特に櫛田川の中浦橋期における観光客は年々増加の傾向にあつて町民の生活水準を向上せしめている実状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの請願。

第二六五一号 昭和二十八年七月十五日受理

岡山県山田村の地域給に関する請願
請願者 岡山県和気郡山田村長 岸本三千男

紹介議員 加藤武徳君

岡山県山田村は、県備南に位し、山陽本線から約二十分を要する近距離にあり、備前町に発し和気を経て櫛原山田に通ずる片上鉄道あり、また日生、林野間バス、山田、岡山間バス等があつて人と物資の交流が盛んであり、衣類、魚介類、日用品雑貨等はすべて京阪神、姫路方面または岡山市から移入するため、物価は高く、給料生活者の生活費はいやが上にも高額に達し、生活の困難はみるに忍びない実情であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの請願。

第二六六五号 昭和二十八年七月十六日受理

岩手県地域給に関する請願
請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村松助君 小笠原二三男君

岩手県の地域給のうち、釜石市、甲子村を四級地に、盛岡、宮古、一ノ関、大船渡市のうち盛岡、大船渡町を三級地に、大船渡市のうち三級地以外の地域および水沢、久慈、長内、花巻、遠野、黒沢尻、福岡、岩谷堂、岩泉、千厩、大槌、山田、一戸、田老、松尾、住吉、湯本の十七箇町村を二級地に沼宮内、巻堀、葛巻、磐石、平館、御所、日詰、石鳥谷、大迫、湯口、土沢、湯田、前沢、金ケ崎、花泉、平泉、大原、檜沢、藤沢、高田、気仙、広田、

世田米、軽米、稲市、浄法寺、田山、石切所の二十八箇町村を一般地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第二六六六号 昭和二十八年七月十六日受理

岩手県の寒冷地手当に関する請願
請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村松助君 小笠原二三男君

岩手県の寒冷地手当のうち、彌栄、金沢、花泉、花松、日形、油島、涌津、永井、折壁、薄衣、千厩、小梨、黄海、藤沢、八沢、矢越、大津保の十七箇町村を四級地に、大野、有芸、湯口、太田、土淵、青笹、上郷、笹間、藤根、横川目、岩崎、若柳、厳美の十三箇町村を五級地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第二六七〇号 昭和二十八年七月十六日受理

茨城県下館町の地域給に関する請願
請願者 茨城県真壁郡下館町長 秋山源吉外三十一名

紹介議員 宮田重文君

茨城県下館町は、水戸、真岡、常総三線の会合点として、東に水戸市、北に宇都宮市あり、交通、産業、経済上東西の中心地であるばかりでなく、東京方面への交通網もひらけているため、諸物価の変動に極めて敏感で常時衣類、食糧、日用品等は東京よりも二割方高値で販売されている現況で、生活様式はほとんど都会と同一であり、既に三級地に指定されている県内水戸、土浦、日立等の諸市と比べ何等そん色

のない条件を備えているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二六七一号 昭和二十八年七月十六日受理

京都府綾部市の地域給に関する請願
請願者 京都府綾部市長 長岡誠外一名

紹介議員 井上清一君

京都府綾部市は、京都府北部の中心都市であり、山陰線と舞鶴線の分岐点に位置し、東北に舞鶴市、西に福知山市と隣接し、両市とは気候風土はもとより経済的發展經過は交渉においても同一であり密接な接関係にあるから、本市ならびに舞鶴、福知山両市の一連都市は京都府北部の交通経済の要衝として同格の重要性と環境をもつものであるから、本市の地域給を両市と同格の四級地に引き上げられたいとの請願。

第二六七二号 昭和二十八年七月十六日受理

大阪府玉川町の地域給に関する請願
請願者 大阪府中河内郡玉川町長 西野米太郎外三名

紹介議員 左藤義詮君

大阪府玉川町は、布施市に接続し玉川北小学校は同市養父東にあつて地域給五級地の待遇を受け、南小学校および玉江中学校は三級地の待遇となつており、その地域差は町費をもつて負担せねばならない状態で、町財政窮迫の際そのねん出に途なく苦慮している実情であり、その経済、文化、生活等すべての面において布施市と差異が認められない現情であるから、本町の地域給

を布施市と同等五級地に引き上げられたいとの請願。

第二六七三号 昭和二十八年七月十六日受理

福井県上中地区の地域給に関する請願
請願者 福井県遠敷郡野木村長 小林基石門外二名

紹介議員 堂森芳夫君

福井県上中地区は、隣接二級地小浜市と生活程度など全く異なるところがなく、むしろ生活必需品については小浜市より高い値にある現状であるから、本地区を地域給二級地として指定せられたいとの請願。

第二六七四号 昭和二十八年七月十六日受理

公務員の石炭手当等に関する請願
請願者 福島市上浜町五 小島孝七

紹介議員 田畑金光君

昭和二十四年法律第二百号に基づく石炭手当、寒冷地給の金額では実質給与として確保されるべき性格もきくとなつてある中に公務員の生活は依然として劣悪な条件下にすえ置かれていて現状であるから、すみやかに法律第二百号に基づく石炭手当、寒冷地給等の法律改正を行われ、安んじて職務に精励でき得るよう措置せられたいとの請願。

第二六七九号 昭和二十八年七月十七日受理

新潟県の地域給に関する請願
請願者 新潟県知事 岡田正平 外一名

紹介議員 小林孝平君

新潟県下の主要市町村は、経済事情の推移、市町村間の均衡等の各般の事由よりして地域給の引き上げならびに指定が妥当と思われるから、新潟市を四級地に長岡、高田、三条の各市および糸魚川、青海町を三級地に、その他の市町村の地域給をそれぞれ引き上げられたいとの請願。

第二六八〇号 昭和二十八年七月十七日受理
鹿兒島県高江村八箇村の地域給に関する請願
請願者 鹿兒島県知事 重成格
紹介議員 佐多忠隆君

鹿兒島県高江村、新城村、高城村、今和泉村、利永村、開開村、山崎村、大川内村、西太良村は隣接地域等との均衡上地域給一級地指定が妥当であるから、すみやかに指定されたいとの請願。

第二六八一号 昭和二十八年七月十七日受理
北海道上士幌村の地域給に関する請願
請願者 北海道河東郡上士幌村 長 鈴木泰助外十二名
紹介議員 千葉信君

北海道上士幌村は、海浜ならびに米産地より遠隔の地にあるため、生活必需品および諸物資の輸送費が増高し、物価は帯広市に比し二割から三割高となつてゐる実状であるため、公務員の消費生産は窮乏を極める現状にあるから、本村を地域給地に指定されたいとの請願。

第二六九〇号 昭和二十八年七月

十七日受理
滋賀県水口町の地域給に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡水口町甲賀地方事務所内 木内 宗光外六百二十名
紹介議員 村上義一君

滋賀県水口町は、県下では大津市に次ぐ消費地で、しかも大津市ならびに京都市とは極めて近距離にあつて交通はひんばんであり、また物価もその影響を受けることが多くほとんど大差ない状態にあるから、本町を地域給三級地に指定されたいとの請願。

第二六九一号 昭和二十八年七月十七日受理
和歌山県高野町の地域給に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡高野町 高野宮林署内 和田軍 三外二十名
紹介議員 永井純一郎君

和歌山県高野町は、伊都郡の南部高地に位し平均気温十五度という超高地で、しかも農産物は耕地面積が極めて少いため町民需要の十分の一にも足らずその他の諸物資は全部大阪市や紀の川筋に求めている關係上常に物価は県下最高を示し、公務員は他町村とは比較にならない生活苦を 겪てゐるから、本町を地域給四級地に指定されたいとの請願。

第二六九二号 昭和二十八年七月十七日受理
和歌山県高野町の寒冷地手当に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡高野町 長 森谷勲外二十名
紹介議員 永井純一郎君

和歌山県高野町は、標高八百五十メートルの高原台地であり、年間を通じて気温低く特に冬期極寒時は零下十四、五度になり、積雪量も多く降雪日数は平均六十日、快晴日数平均三十日、零度以下に降る日数平均百十日という超高地である。殊に本町は全くの消費地であつて農産物は町民生活の十分の一にも足らず必需物資は常に県下最高額で大阪市より三、四割方高いことは常識となつており、特に冬季積雪結氷期交通機関不通時はさらに二、三割の高騰は当然とされている実情で、町内在勤の公務員は冬季の生活についていぢるしい脅威を受け経済的にきわめて不遇な地位におかれてゐるから、本町を寒冷地手当支給地域（五給地）として指定されたいとの請願。

第二九二二号 昭和二十八年七月十四日受理
大阪府枚岡町の地域給に関する陳情
陳情者 大阪府中河内郡枚岡町長 吉岡市次郎外十名

大阪府枚岡町は、大阪、布施両市に近く、累年の各種文化施設の増設とともに、その生活水準は最高位に達し、現在町であるがその地域面積ならびに人口等からみればなんら衛生都市に劣るところがなく、文化水準の向上とともに完全な消費都市であつて物価も布施市を上回る実情であるから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの請願。

陳情者 岩手県西磐井郡殿美村教育委員会内 佐藤丹右衛門
岩手県殿美村は、奥羽山脈中央部のふもとに位し、海拔百二十六メートル、平均気温二・六度、平均最深積雪七十一センチであり、面積が広く、かつ部落が散在している關係上、本村役場から約二十キロも離れた開こん地にまで分校があり、本村の交通状況は冬期間においては特に悪く、かつ生活必需品のほとんど一関市から移入してゐるため、生活費は都市と何等異なるところがないから、本村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいとの陳情。

第三〇二二号 昭和二十八年七月十六日受理
熊本県今津村の地域給に関する陳情
陳情者 熊本県天草郡今津村長 石兼武雄外四名
熊本県今津村は、天草上島における海陸連絡の要衝にあたり、官公庁十二を数え、また石材の産地として知られてゐるが、主食は自給ができず、その他の生活必需品も移入にたよるため高価で公務員の生活は困窮してゐるから、本村の地域給を上林、中村同様地域給支給地に指定されたいとの陳情。

七月二十八日本委員会に左の事件を付託された。
一、奈良県天川村の地域給に関する請願（第二六九六号）
一、宮城県七ヶ宿村の地域給に関する請願（第二六九七号）
一、茨城県多賀町の地域給に関する請願（第二六九八号）
一、千葉県姉崎町の地域給に関する請願（第二六九九号）
一、埼玉県須賀川町の地域給に関する請願（第二七〇〇号）
一、埼玉県蓮川町の地域給に関する請願（第二七〇一号）
一、京都府物部村の地域給に関する請願（第二七二九号）
一、京都府上林村の地域給に関する請願（第二七三〇号）
一、京都府豊里町の地域給に関する請願（第二七三二号）
一、京都府志賀郷村の地域給に関する請願（第二七三三号）
一、京都府網野町の地域給に関する請願（第二七三三三号）
一、京都府三岳村の地域給に関する請願（第二七三四号）
一、京都府菟原村の地域給に関する請願（第二七三五号）
一、京都府中六人部村の地域給に関する請願（第二七三六号）
一、京都府竹野村の地域給に関する請願（第二七三七号）
一、京都府下宇川村の地域給に関する請願（第二七三八号）
一、京都府上六人部村の地域給に関する請願（第二七三九号）
一、京都府豊栄村の地域給に関する請願（第二七四〇号）
一、京都府雲原村の地域給に関する請願（第二七四一号）
一、京都府上宇川村の地域給に関する請願（第二七四二号）
一、京都府野間村の地域給に関する請願（第二七四三三号）
一、京都府佐濃村の地域給に関する請願（第二七四四号）

- 一、京都府森田野村の地域給に関する請願(第二八八五号)
- 一、京都府河原林村の地域給に関する請願(第二八八六号)
- 一、京都府保津村の地域給に関する請願(第二八八七号)
- 一、京都府千代川村の地域給に関する請願(第二八八八号)
- 一、京都府大井村の地域給に関する請願(第二八九九号)
- 一、京都府東本極村の地域給に関する請願(第二九〇〇号)
- 一、京都府高原村の地域給に関する請願(第二八九一号)
- 一、京都府摩気村の地域給に関する請願(第二八九二号)
- 一、京都府瑞穂村の地域給に関する請願(第二八九三号)
- 一、京都府上和知村の地域給に関する請願(第二八九四号)
- 一、北海道猿払村の地域給に関する請願(第二八九五号)
- 一、京都府下和知村の地域給に関する請願(第二八九六号)
- 一、京都府胡麻郷村の地域給に関する請願(第二八九七号)
- 一、京都府世木村の地域給に関する請願(第二八九八号)
- 一、京都府五ヶ荘村の地域給に関する請願(第二八九九号)
- 一、京都府千歳村の地域給に関する請願(第二九〇〇号)
- 一、京都府畑野村の地域給に関する請願(第二九〇一号)
- 一、京都府榎田村の地域給に関する請願(第二九〇二号)
- 一、京都府西別院村の地域給に関する請願(第二九〇三号)
- 一、京都府篠村の地域給に関する請願(第二九〇四号)

願(第二九〇四号) 一、京都府吉川村の地域給に関する請願(第二九〇五号) 一、京都府舞鶴市の地域給に関する請願(第二九〇六号) 一、宮崎県八代村の地域給に関する請願(第二九〇七号) 一、鹿児島県串木野市の地域給に関する請願(第二九〇八号) 一、鹿児島県加世田町の地域給に関する請願(第二九〇九号) 一、鹿児島県鹿島村の地域給に関する請願(第二九一〇号) 一、鹿児島県帖佐町の地域給に関する請願(第二九一一号) 一、鹿児島県笠沙町の地域給に関する請願(第二九一二号) 一、鹿児島県横川町の地域給に関する請願(第二九一三号) 一、鹿児島県西太良村の地域給に関する請願(第二九一四号) 一、宮城県根白石村の地域給に関する請願(第二九一五号) 一、宮城県村田町、富岡村の寒冷地手当に関する請願(第二九一六号) 一、北海道稚内市の地域給に関する請願(第二九一七号) 一、北海道静内町の地域給に関する請願(第二九一八号) 一、宮城県雄勝町の地域給に関する請願(第二九一九号) 一、福島県飯坂、湯野両町の地域給に関する請願(第二九四〇号) 一、茨城県関本町の地域給に関する請願(第二九四一号) 一、茨城県筑波町の地域給に関する請願(第二九四二号) 一、千葉県白濁町の地域給に関する請願(第二九四三号)	一、岐阜県久々野村の地域給に関する請願(第二九四四号) 一、鹿児島県蒲生町の地域給に関する請願(第二九四五号) 一、北海道美幌市の地域給に関する請願(第二九四六号) 一、北海道岩見沢市の地域給に関する請願(第二九四七号) 一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願(第二九四八号) 一、埼玉県長若村の地域給に関する請願(第二九四九号) 一、愛知県神戸村の地域給に関する請願(第二九五〇号) 一、愛知県野田村の地域給に関する請願(第二九五一号) 一、愛知県杉山村の地域給に関する請願(第二九五二号) 一、奈良県宇賀志村の地域給に関する請願(第二九五三号) 一、奈良県御杖村の地域給に関する請願(第二九五四号) 一、奈良県天満村の地域給に関する請願(第二九五五号) 一、奈良県葛城村の地域給に関する請願(第二九五六号) 一、奈良県忍海村の地域給に関する請願(第二九五七号) 一、奈良県高市村の地域給に関する請願(第二九五八号) 一、奈良県葛城村の地域給に関する請願(第二九五九号) 一、奈良県阪合村の地域給に関する請願(第二九六〇号) 一、奈良県伊那佐村の地域給に関する請願(第二九六一号) 一、奈良県榛原町の地域給に関する請願(第二九六二号)	一、三重県宿田曾村の地域給に関する請願(第二九六三号) 一、官庁技術系統職員の取扱に関する請願(第二九六四号) 一、北海道札幌村の地域給に関する請願(第二九六五号) 一、栃木県足利市の地域給に関する請願(第二九六六号) 一、兵庫県曾根町外三箇町村の地域給に関する請願(第二九六七号) 一、愛媛県岡田村の地域給に関する請願(第二九七八号) 一、大分県国東町の地域給に関する請願(第二九七八号) 一、大分県伊美町の地域給に関する請願(第二九八九号) 一、大分県武蔵町の地域給に関する請願(第二九九〇号) 一、大分県富来町の地域給に関する請願(第二九九一号) 一、山形県旭川市の地域給に関する請願(第二九九二号) 一、京都府都々城村の地域給に関する請願(第二九九三号) 一、京都府田原村の地域給に関する請願(第二九九四号) 一、京都府有智郷村の地域給に関する請願(第二九九五号) 一、京都府八幡町の地域給に関する請願(第二九九六号) 一、京都府井手町の地域給に関する請願(第二九九七号) 一、京都府田辺町の地域給に関する請願(第二九九八号) 一、京都府多賀村の地域給に関する請願(第二九九九号) 一、京都府宇治田原村の地域給に関する請願(第三〇〇〇号) 一、愛知県老津村の地域給に関する請願(第三〇〇一号)	請願(第三〇〇一号) 一、北海道旭川市の地域給に関する請願(第三〇〇二号) 一、北海道船泊村の地域給に関する請願(第三〇〇三号) 一、北海道磯谷村の地域給に関する請願(第三〇〇四号) 一、北海道中頓別町の地域給に関する請願(第三〇〇六号) 一、北海道宗谷村の地域給に関する請願(第三〇〇七号) 一、鹿児島県新城市の地域給に関する請願(第三〇〇八号) 一、鹿児島県大根占町の地域給に関する請願(第三〇〇九号) 一、石川県川北村の地域給に関する請願(第三〇一〇号) 一、青森県百石町の地域給に関する請願(第三〇一一号) 一、熊本県維和村の地域給に関する請願(第三〇一二号) 一、鹿児島県鹿屋市の地域給に関する請願(第三〇一三号) 一、愛媛県郡中町の地域給に関する請願(第三〇一四号) 一、愛媛県三内村の地域給に関する請願(第三〇一五号) 一、愛媛県在原村の地域給に関する請願(第三〇一六号) 一、愛媛県井手村の地域給に関する請願(第三〇一七号) 一、愛媛県坂本村の地域給に関する請願(第三〇一八号) 一、愛媛県小野村の地域給に関する請願(第三〇一九号) 一、愛媛県南吉井、北吉井両村の地域給に関する請願(第三〇二〇号) 一、愛媛県松前町の地域給に関する請願(第三〇二一号) 陳情(第三五二二号)	第二六九六号 昭和二十八年七月十八日受理 奈良県天川村の地域給に関する請願者 奈良県吉野郡天川村長 宮田金寿外十七名 紹介議員 新谷貢三郎君 奈良県天川村は、近時奥地開発の進行と、これに伴う道路の改修、鉄道の敷設工事ならびに吉野国立公園の登山口としてまた避暑地として来村する者すこぶる多し、ために一般住民の生活風俗等は都会風となり、物価は高騰し、公務員の生活は困難を加えてきたから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。 第二六九七号 昭和二十八年七月十八日受理 宮城県七ヶ宿村の地域給に関する請願者 宮城県刈田郡七ヶ宿村 長 富沢直道外九十九名 紹介議員 高橋進太郎君 宮城県七ヶ宿村は、東北本線白石駅から七里の山間へき地にある薪炭、木材の生産地であるが、主食、野菜は村内消費をみたすことができず、また、積雪寒冷地帯であり、交通不便のため移入物資は高価となり、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。 第二六九八号 昭和二十八年七月十八日受理 茨城県多賀町の地域給に関する請願者 茨城県多賀郡多賀町長 大窪定一外六百名 紹介議員 宮田重文君
---	---	--	--	---

表城多賀町は、日立市の隣接地であつて、公務員の日常生活についてはすべての条件が同市と変わらず、一級地指定が同時であつたにもかかわらず、日立市は既に二級地に引き上げられ、なお水戸市の三級地と比較して、公務員の経済的事情等何ら変わらないのに本町だけ一級地のままであることはきわめて不合理であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二六九号 昭和二十八年七月十八日受理

千葉県姉崎町の地域給に関する請願
請願者 千葉県市原郡姉崎町長
鈴木益次郎

紹介議員 川口爲之助君
千葉県姉崎町は、戦争以前は避暑地としてまた別荘地として知られていたが、終戦後はやみ屋の町と化し土地物産の大量を京浜地区に移出したその町内の物産を異常につり上げる結果となり、公務員の生活はきわめて困難な窮状に陥つてゐるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二七〇号 昭和二十八年七月十八日受理

埼玉県須賀村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡須賀村
長 藤野高輔外六名

紹介議員 上原正吉君
埼玉県須賀村は、行田市に接続する農村であるが、生活必需品の購入は行田市はもとより近接の熊谷、羽生、館林等の都市に依存するため、交通費が加算されてこれら都市の居住者より高価なものを買うこととなり、その上地域給の支給を受けていないため公務員は

生活の苦しさから、一日も早く本村を離れて地域給支給地への転勤を希望する状況で本村の教育行政運営上一大支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二七〇一号 昭和二十八年七月十八日受理

埼玉県蓮田川村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡蓮田川村長 塩原梅之丞外七名

紹介議員 上原正吉君
埼玉県蓮田川村は、加須、三俣、不動岡に隣接し、栗橋、羽生町の間にあつてこれらの地域と経済圏を同一にし、文化、生活水準においても何ら変るところがないにもかかわらず地域給の支給を受けていないため、教職員の優秀な人材を確保することができず人事交流上大きな支障をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二七二九号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府物部村の地域給に関する請願
請願者 京都府何鹿郡物部村長 小室繁太郎外二名

紹介議員 竹中勝男君
京都府物部村は、綾部市の西北十キロの地点にあつて生活物資はことごとく京阪神から福知山、綾部を経て移入されるため、新炭以外の諸物資価格はむしろこれらの都市より高い現状にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

八日受理

京都府中上林村の地域給に関する請願
請願者 京都府何鹿郡中上林村
長 古和田敏夫

紹介議員 竹中勝男君
京都府中上林村は、何鹿郡の東北部に位し、東は奥上林村、西は綾部市、北は舞鶴市、南は船井郡上和知村に接しているが、運輸関係において移入中心地より相当距離にあるため、物価は舞鶴、綾部両市よりも相当高額の傾向にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二七三一号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府豊里村の地域給に関する請願
請願者 京都府何鹿郡豊里村長 田中俊一郎外一名

紹介議員 竹中勝男君
京都府豊里村は、大半綾部市に囲まれ、綾部市誕生の時も、本村抜きの新市の発足は意味なしとさえ言われた程、人情風俗はもと論文化北経済においても密接不離の關係にあり、生活様式、生活程度、物価もまた相等しいものがあるから、本村の地域給を綾部市なみに二級地に引き上げられたいとの請願。

第二七三二号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府志賀郷村の地域給に関する請願
請願者 京都府何鹿郡志賀郷村 長代理助役 倉橋鬼代 蔵外二名

紹介議員 竹中勝男君
京都府志賀郷村は、何鹿郡の最北端に位し、綾部市をさる十二キロの地点に

あるが、戦後の交通機関の発達と急速な文化の変化によつて地方経済は中央都市の影響を受けることが大きくなり、生活様式、生活必需品は都市と何等変るところがなく、諸物価においても同様であるから、本村の地域給を大江町ならびに豊里村、佐賀村と同等に是正せられたいとの請願。

第二七三三号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府網野町の地域給に関する請願
請願者 京都府竹野郡網野町長 井上辰治

紹介議員 竹中勝男君
京都府網野町は、京都府下第一の町で人口一万八千人丹後ちりめん織物の主産地として全国的に有名な町であつて、生計費においても京都市と比較して何ら差異を認め難い実情にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二七三四号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府三岳村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡三岳村長 小滝市之助

紹介議員 竹中勝男君
京都府三岳村は、福知山駅に八キロの地点にある農村であるが、終戦前後と現在の物価指数は都市と農村の比率を逆転し、交通費は増大し、当地方に勤務する者は生活費上昇の一路をたどり、生活困難の度を深めている実情であり、隣村上川口村、金谷村は既に一級地の指定を受けているのであるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七三五号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府栗原村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡栗原村長 細見儀右衛門

紹介議員 竹中勝男君
京都府栗原村は、周辺に福知山市、綾部市、園部町、篠山町を控えて、古来これらの都市および京都市、大阪市への交通の要衝で都市的性格を多分に備えた村であり、しかも生活用品の価格は移入に依存している關係で他市町村に比し極めて高い状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二七三六号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府中六人部村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡中六人部村 今川繁治

紹介議員 竹中勝男君
京都府中六人部村は、福知山市、綾部市にきわめて近く、特に国鉄バスの運営により福知山市との關係を深めているが、村内に商家がなく農協が唯一の商家であるため、物資は交通量と時間を費して福知山市に求める実情で生活必需生活費は上昇する一方であるから隣村の級地指定も考慮の上、本村を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七三七号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府竹野村の地域給に関する請願
請願者 京都府竹野郡竹野村長 野木善保

紹介議員 竹中勝男君

昭和二十五年四月三日法律第九十五号で一般職の給与に関する法律第十二条による勤務地手当地域についてはその後改正公布されたが、京都府竹野村は右法律実施当初より何等格付けされることなく今日に及んでいるが、本村は地勢、交通、経済生活、環境等何等支給地域町村と差異のない現状であるから、本村をこれら地域同様二級地として指定せられたいとの請願。

第二七三九条 昭和二十八年七月十八日受理
京都府下宇川村の地域給に関する請願
請願者 京都府竹野郡下宇川村 長 小野藤吉

紹介議員 竹中勝男君

京都下宇川村は、無給地のみ今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等近接の地域給支給地と比較して何等の差異も認められないから、本村を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七三九条 昭和二十八年七月十八日受理
京都府上六人部村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡上六人部 村長 高日久一

紹介議員 竹中勝男君

京都府上六人部村は、東に綾部市、西北に福知山市、西に下六人部村に隣接しているが、給与および営業所得と農業所得の比は三対二であつて耕地が狭く食糧の生産が少いため、消費地の形態にある。また生活必需品は両市に依存するためそれを上回る現状で公務員の生活は苦しく上級地への転出を希望する者が多く子女の教育に支障をきたす虞があるから、本村の地域給を下六人部村同様一級地に指定せられたいとの請願。

第二七四〇号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府豊栄村の地域給に関する請願
請願者 京都府竹野郡豊栄村 長 宇野勝治

紹介議員 竹中勝男君

京都府豊栄村は、地域給支給地に関する法律の実施当初より支給地域としてかえりみられることなく今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等何等差異のない支給地域町村と比較して適正を欠き不合理であるから、本村を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七四一号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府雲原村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡雲原村 長 西原龜三

紹介議員 竹中勝男君

京都府雲原村は、福知山市を離ること二十キロの交通不便な山間へき地で、物資は不足し、日用品等すべて福知山市まで買出しを要するため、物価は騰貴し生活は困難な実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二七四二号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府上宇川村の地域給に関する請願
請願者 京都府竹野郡上宇川村 長 岡田恒治郎
紹介議員 竹中勝男君

京都府上宇川村は、養蚕、畜牛、林産等を主とする農村であるが、冬季は積雪が多く、京都奈良等に出稼する者が多いため、山村の割に生活程度が高く、農家の収入は公務員の収入をはるかに上回つており、交通、経済上地域給指定地と何等の差異もないから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七四三号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府野間村の地域給に関する請願
請願者 京都府竹野郡野間村 長 木村勝治

紹介議員 竹中勝男君

京都府野間村は、主食を除く生活必需品を京都府宮津市、峰山町、網野町、間人町方面から移入している関係で、生活状態等宮津市、峰山町方面に類似しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二七四四号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府佐濃村の地域給に関する請願
請願者 京都府熊野郡佐濃村 長 森善二

紹介議員 竹中勝男君

さきに勤務地手当支給地域の改訂が実施され、当村と交通、経済、生活環境等を同じくする町村が地域給支給地に指定されたにもかかわらず、この等指定町村と同一条件にある当村がまだにその指定を見ないのは不合理であるから、諸般の実情を調査の上京都府佐濃村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二七四五号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府間人町の地域給に関する請願
請願者 京都府竹野郡間人町 長 蒲田保

紹介議員 竹中勝男君

京都府間人町は、勤務地手当の制度が実施されて以来一級地に格付けされたままであるから、地勢、交通、経済、生活環境等を同じくする他町村との均衡上同町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二七四六号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府上川口村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡上川口村 長 足立弘

紹介議員 竹中勝男君

京都府上川口村は、福知山市の西北に位置し、同市とは極めて密接な関係にあり、人事の交流もまことに多く本村在勤の教職員は九十パーセントまで福知山市在住者である状況であるにもかかわらず、現在地域給において二段階の相違があるのは不合理であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二七四七号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府川上村の地域給に関する請願
請願者 京都府熊野郡川上村 長 飯室明治郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府川上村は、地域給支給に関する法律の実施当初より支給地域としてかえりみられることなく今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等

何等差異のない支給地域町村と比較して適正を欠き不合理であるから、本村を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七四八号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府弥栄村の地域給に関する請願
請願者 京都府竹野郡弥栄村 長 平林信治

紹介議員 竹中勝男君

京都府弥栄村は、竹野郡の中部より東南に位置し、東は野間村、五十河村に隣し、南は新山村および丹波村に通じ、西は網野町、北は豊栄村に接して農業と織物業を主産業とする村で生活状態等地域給支給町村と何等差異がないにもかかわらず、今日まで地域給支給地域として指定されないことは適正を欠き不合理であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二七四九号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府神野村の地域給に関する請願
請願者 京都府熊野郡神野村 長 森本肇雄

紹介議員 竹中勝男君

京都府神野村は、東を網野町（二級地）に、西を久美浜町（一級地）に接して、地勢、交通、経済、生活環境等においてこれ等の町と何等差異のない実情にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七五〇号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府湊村の地域給に関する請願
請願者 京都府熊野郡湊村 長 木村金志

紹介議員 竹中勝男君
京都府漆村は、地域給支給に関する法律の實施当初より支給地域としてかえりみられることなく今日に及んでゐるが、地勢、交通、経済、生活環境等何等差異のない支給地域町村と比較し適正を欠き不合理であるから、本村を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七五二号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府川合村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡川合村 山本繁石三門

紹介議員 竹中勝男君

京都府川合村は、綾部市に隣接する農山村であるが、耕地が少く食糧は村内の需要をみたすことができず、その他の生活必需品は福知山、綾部両市に依存するため京都市に比し約二割の高値を示し、給与生活者の困窮はなほだしく地域給有給地への転出希望者が続出して本村の自治行政、教育、産業等に支障をきたす現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七五三号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府田村の地域給に関する請願
請願者 京都府熊野郡田村長 牧野善右門

紹介議員 竹中勝男君

京都府田村は、地域給支給地より除外されているが、現在支給地となつてゐる町村と本村の実情を検討せられ、一級地に指定せられたいとの請願。

第二七五三号 昭和二十八年七月十八日受理
京都府下六人部村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡下六人部村 松本庄吉

紹介議員 竹中勝男君

京都府下六人部村は、福知山市との合併問題がしばしば話題となつてゐる現状で、生活必需品は同市に買出しに行くため旅費だけ高くなり、主食の生産も村内の需要をみたすことができず、その上保安隊の演習地があり、その影響も大きい実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二七五四号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府金山村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡金山村長 牧定太郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府金山村は、福知山市、大江町、上川口村等に接続し、これらの市町村との間に人と物との交流激しく、ことに福知山市、大江町とは密接不離の關係にあつて何等の差異は認められない状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二七五五号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府久美浜町の地域給に関する請願
請願者 京都府熊野郡久美浜町 長岡田志郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府久美浜町は、熊野郡の政治、産業、文化の中心地で各種官公署の所在

地であるが、土地が狭く産業に恵まれず、交通運輸のひらけた今日諸物価は都市と大差なく、経済状態は安易でなから、地勢、交通、経済、生活環境等を同じくする他町村と同様本町の地域給を二級地に改訂せられたいとの請願。

第二七五六号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府上夜久野村外二箇村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡上夜久野村 日重次郎外二名

紹介議員 竹中勝男君

京都府上、中、下夜久野三箇村は、四級地福知山市、二級地兵庫縣深瀬町との間にはさまれ、物価高である上、寒冷期もながく天候にも恵まれぬ地域で燃料費および医療費も多額にのぼり公務員の生活は困窮しているから、当地の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二七五七号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府細見村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡細見村長 田中敬市

紹介議員 竹中勝男君

京都府細見村は、最近地域給支給地に指定された夜久野方面および下六人部村に比し少しも変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二七五八号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府金谷村の地域給に関する請願
請願者 京都府天田郡金谷村 石坪俊雄

紹介議員 竹中勝男君

京都府金谷村は、福知山市に接続し、交通、経済等すべての点に同市の影響を受け何等差異がないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二七五九号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府佐賀村の地域給に関する請願
請願者 京都府何鹿郡佐賀村長 間島春蔵外二名

紹介議員 竹中勝男君

京都府佐賀村は、何鹿郡の最西部に位置し、東は豊里村、西南は福知山市および綾部市に、北は加佐郡大江町に接しているため、物価も綾部、福知山両市を上回る実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二七六〇号 昭和二十八年七月十八日受理

京都府海部村の地域給に関する請願
請願者 京都府熊野郡海部村長 辻幸右衛門

紹介議員 岡田宗司君

京都府海部村は、地勢、交通、経済、生活環境等地域給支給地域と比較して何等差異のない実情にあるのに、今日まで支給地域としてかえりみられなかつたことは、いじむるしく適正を欠き不合理であるから、これら地域と同様本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七六一号 昭和二十八年七月十八日受理

一般職の職員の給与に関する法律中一部改正の請願
請願者 京都府庁内地域給対策委員会内 佐藤謙一外一名

紹介議員 竹中勝男君

一般職の職員の給与に関する法律のうち、勤務手当は長年にわたつて論議され、撤廃の声や引き上げの請願が、人事院や国会に対して山をなしておしよせては、この法律の實施された当時といひちじるしくすべての条件を異にし、第十二条にいう「生計費が著しく高い特定の地」というような地区は見られなくなつており、勤務手当は全廃すべき時期にきてゐると思はれるから、全廃するまでの一つの段階として、全地域を五級地なみの線まで引き上げて、現行無級地、一級地、二級地までをすべて廃止し、俸給月額ならびに家族手当にそれぞれ現行二級地相当額を加えて、これを第六条二項による別表と、第十一條三項の扶養親族について六百六十円、四百四十円と、それぞれ読み替へるよう本法の一部を改正せられたいとの請願。

第二七六二号 昭和二十八年七月十八日受理

福岡県秋月町の地域給に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡秋月町長 林卓外四名

紹介議員 吉田法晴君

福岡県秋月町は、城下町として発達し名勝旧跡に富み遊覧客が多く、最近は

工業地として博多織工場その他の工業が盛大になつてきたが、山間の盆地であるため物価が高く公務員の生活はさぶる困難に陥っているから本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七六三号 昭和二十八年七月十八日受理

福岡県上秋月村の地域給に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡上秋月村 長 尾畑常次郎外三名

紹介議員 吉田法晴君

福岡県上秋月村は、西に秋月町の純消費地をひかえてその需要のほとんどを賄い、県道の開設によつて半生産村でありながら主食等の農産物においてさへ二級地甘木町を上回る実情であり、公務員の生活は困難に陥っているから、周辺町村の地域給指定の状況から考へて本村の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二七六四号 昭和二十八年七月十八日受理

福岡県馬田村外二箇村の地域給に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡馬田村長 草場一外十二名

紹介議員 吉田法晴君

福岡県馬田、福田、崎城の三箇村は、甘木町、立石村に隣接して同町を中心として都市計画および町村合併も実現の機運にあつて、同一経済圏内にあることはいうまでもなく交通、文化、産業、教育等の面においても一体不離の關係におかれ公務員の勤務状況も相交錯しており、地域給におけるはなはだしい差異は人事交流上の支障となつてゐるから、馬田村外二箇村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七六五号 昭和二十八年七月十八日受理

福岡県小石原村の地域給に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡小石原村 長 長沢善之助

紹介議員 吉田法晴君

福岡県小石原村は、東部は四級地添田町に接し、南北は杷木町、宮野村に取囲まれ、筑豊炭田を控えて添田町、飯塚市に依存する生活必需品はきわめて高価であり、交通費の支出も多額に上り公務員の生活は困窮をきわめてゐるから、本村の地域給を四級地に指定せられたいとの請願。

第二七六六号 昭和二十八年七月十八日受理

福岡県立石村の地域給に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡立石村長 坂田茂三郎外三名

紹介議員 吉田法晴君

福岡県立石村は、甘木町に接して同一町村のような観を呈し、経済的にはいふに及ばずその他すべての面で一体不離の關係におかれ、本村内にある国立大刀洗病院、甘木中学校は既に地域給二級地に指定されている実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二七六七号 昭和二十八年七月十八日受理

福岡県高木村の地域給に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡高木村長 豊島義親外四名

紹介議員 吉田法晴君
福岡県高木村は、地域給二級地に指定されている甘木町、杷木町および吉井町等と村民の生活条件において何等変るところがなく、むしろ交通費ならびに必需品の価額において非常な高値を示しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七六八号 昭和二十八年七月十八日受理

福岡県宝珠山村の地域給に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡宝珠山村 長 井上佐太郎外八名

紹介議員 吉田法晴君

福岡県宝珠山村は、朝倉郡内における唯一の飯塚村で、主食の生産量は村需の半分にも満たない現状で純然とした消費村であるため、公務員の生活の困窮に陥つてゐることは、杷木、甘木町以上であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二七六九号 昭和二十八年七月十八日受理

山口県宇部、小野田両市の地域給に関する請願
請願者 山口県小野田市役所内 宇部小野田地区全官公庁地域給対策協議会内 山本利男外二十八名

紹介議員 村尾重雄君

山口県宇部、小野田両市は、中小業炭鉱地帯であるため、労働者の移動がはげしく、売掛金、立替金等の回収が困難なため生活物資は必然的に高価となりその上朝鮮動乱によつてこの地帯一帯の物価は高騰し、さらに戦災ならびに大風水害によつて住宅難と非衛生地

域のための生活費がかさみ公務員の生活は困窮をきわめてゐるから、両市の地域給を四級地に指定せられたいとの請願。

第二七七〇号 昭和二十八年七月十八日受理

滋賀県市辺村の地域給に関する請願
請願者 滋賀県蒲生郡市辺村長 藤野正夫

紹介議員 村尾重雄君

滋賀県市辺村は、京阪、関東に商家を持つ近江商人の出身地で農村とはいへ非農家が多数であり、生活必需品は八日市町を中継地として移入されるため京阪神はもと論八日市町を上回り、主食も買出しのため大都市並となり公務員の生活は困窮に陥つてゐるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二七七一号 昭和二十八年七月十八日受理

兵庫県有年村の地域給に関する請願
請願者 兵庫県赤穂郡有年村長 河本鉄夫外十六名

紹介議員 赤木正雄君

兵庫県有年村は、近くに姫路、相生、赤穂の中市を控えているために農産物においてこれら諸都市と差異がなく、日常生活必需品はこれらの都市を上回る実情のため、公務員の生活は困窮し、都市への転勤希望者が多く従つて人材を得ることに困難を感じる状況であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二七七二号 昭和二十八年七月十八日受理

静岡県北狩野村の地域給に関する請願
請願者 静岡県田方郡北狩野村 長 土屋四衛外九名

紹介議員 高瀬莊太郎君

静岡県北狩野村は、交通、経済、文化の各方面にわたり近年いちじるしい発展をとげ、修善寺駅は本村柏久保にあつて官公署、事業所も多く、物価は大仁町、修善寺町を上回る実情であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの請願。

第二七七三号 昭和二十八年七月十八日受理

茨城県結城町の地域給に関する請願
請願者 茨城県結城郡結城町長 木村正義外四百三名

紹介議員 宮田重文君

茨城県結城町は、人口二万余の県下有数の商工業地であるが、物価は東京都を上回る現状であり、下館、小山両町の二級地引上げによつて公務員の待遇上均衡を失したばかりでなく人事交流上の支障が大いから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二七七四号 昭和二十八年七月十八日受理

高知県須崎町の地域給に関する請願
請願者 高知県高岡郡須崎町須崎一六五三 丸山慶三

紹介議員 入交太蔵君 寺尾豊君

高知県須崎町は、昨年十一月地域給二級地に引き上げられたが、高知市からの転勤者は物価高、交通不便、地域給の關係から実質上は減俸となる実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

德田富治
井上青二君

を控えた観光都市であり、とくに近年は京阪神のみでなく、全国よりの観光客が多く、これらの観光客によつて諸物価を京阪神の都心並につり上げられ、日用雑貨、衣類において購入ルートの関係上京阪神より二割以上高価であるため、本町公務員の生活は都市以上の緊迫を告げているから、本町を地域給四級地に引き上げられたいとの請願。

第二八三八号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府岩滝町の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡岩滝町長 嶋田暉三

紹介議員 井上清一君

京都府岩滝町は、生活必需品を京都、舞鶴の両市および宮津、峰山の両町から求めているため物価は、京都市よりも高い状態であるから、本町を地域給二級地に指定されたいとの請願。

第二八三九号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府加悦町の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡加悦町長 細井直義外一名

紹介議員 井上清一君

京都府加悦町、三河内村は、地域給二級地の峰山、網野両町と比較すると、あらゆる面で悪条件にあるから本町村を二級地に指定されたいとの請願。

第二八四〇号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府筒川村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡筒川町長

品川俤太郎外一名
京都府筒川村は、米および牧畜、製炭、養蚕を主とする農村であるが、農家の不況と交通不便の影響で物価は京都市と大差ない実情にあり、しかも村内生産物以外は宮津町より仕入れられているため、品物によつては宮津町より相当高にかかわらず、地域給において宮津町が二級地、本村は無給地となつてゐるのは不合理であるから、本村を一級地に指定されたいとの請願。

第二八四一号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府上林村の地域給に関する請願

請願者 京都府何鹿郡上林村長 松井力太郎

紹介議員 井上清一君

京都府上林村は、零細農村でありながら近接地大舞鶴市ならびに綾部市を控えているため、人事院の調査に示す通り物価も両市をはるかに上回る傾向にあるから、本村の地域給を一級地に指定されたいとの請願。

第二八四二号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府山田村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡山田村長 時武磨治

紹介議員 井上清一君

京都府山田村は、地理的および交通上兵庫県産物の集散地となつており、一方絹織物を主たる産業としてゐるため、米麦等は村内の需要にさへ足りないため、その大半を村外からの移入に依存し、野菜類に至つては冬期は、遠く京都、舞鶴等の地方から移入するた

め、本村在勤公務員の生活はいちじるしい圧迫を受けているから、本村の経済事情を再検討せられ、地域給一級地に指定されたいとの請願。

第二八四三号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府中村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡中村長 宮田勇

紹介議員 井上清一君

京都府中村は、白砂青松の名勝地たる橋立を眼前に控え、観光客の到来日に増加しその数年間五十万人を超える盛況であるが、これら多数の観光客の到来によりすべての物価は常に京阪神なみに保持されており、かつ比較的へき地に在るため、交通運輸等の不便から日常生活必需品も京都市、宮津町より一割ないし二割の物価高となり、また耕地は少く村内で生産される米も全村民の一箇月の消費にたえ得ぬ状態であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二八四四号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府曾我部村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡曾我部村長 木内源三郎

紹介議員 井上清一君

京都府曾我部村は、舞鶴市と池田市を結ぶ産業交通上の要衝に当り、京都市との連絡も極めて便利な地点にある。従つて葉たばこを除く農産物は京阪神方面からの買入人によつて価格が高騰し、繊維類や雑貨魚類等の生活必需品は京阪神より移入する運賃諸料によつて京都市を上回る高物価となつてゐる

から、本村を地域給三級地に指定されたいとの請願。

第二八四五号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府栗田村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡栗田村京都府水産高等学校内 細梅清之外八名

紹介議員 井上清一君

京都府栗田村の物価は、地域給支給地に指定されている舞鶴市および宮津市を上回つてゐる現状であるから、本村を三級地に指定されたいとの請願。

第二八四六号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府日ヶ谷村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡日ヶ谷村長 松田保太外一名

紹介議員 井上清一君

京都府日ヶ谷村は、三方山に囲まれた盆地であるが、バスおよび汽船の便によつて国鉄岩滝口および宮津の両駅に連絡することができ、近年都市的の性格が強くなり、生活様式も都市と何等異なることなく、しかも生活必需品を京阪神に仰いでゐるため、物価は京阪神を二割上回つてゐる。しかも同一条にある隣村伊根村はすでに地域給を引き上げられてゐるから、本村を地域給支給地に指定されたいとの請願。

第二八四七号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府世屋村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡世屋村長 吉田初衛

紹介議員 井上清一君

京都府世屋村は、府下においても類例のない山間へき地であつて、戸数わずか二百五十戸の村内に学校三、分校二を有する状態で、米産地のため主食はあつても副食物等の入手には多額の交通費と労力を必要とし、地域給指定地域である都市近郷地よりもはるかに苦難をしのんでゐる現状であるから、本村を地域給支給地に指定されたいとの請願。

第二八四八号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府与謝村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡与謝村長 森垣政治郎外二名

紹介議員 井上清一君

京都府与謝村は、加悦町に隣接する農村であるが、観光地宮津、天の橋立ならびに福知山に近接する影響と、最近丹後ちりめんの盛況による取引先京阪神との往來の便により、純農村の影はうすらぎへき地でありながら生活様式、文化水準は高くなり、その上日用雑貨、衣料品等は移入によるため都会地よりも二、三割の高価を示し、給料生活者の生活は窮乏に迫つてゐるから、本村の地域給を二級地に指定されたいとの請願。

第二八四九号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府朝妻村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡朝妻村長 今岡庄次郎外一名

紹介議員 井上清一君

昭和二十七年法律第三百二十四号勤務地手当支給地区区分表によると、京都

府朝妻村地方においては、伊根村のみが一級地であるが、伊根村は無給地となつてゐるが、本村は産業方面において伊根村と同一条件にあり、生活状態も変らず、むしろ生活需給については輸送の便で伊根村を上回る実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二八五〇号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府日置村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡日置村長 田井喜三外一名

紹介議員 井上清一君

京都府日置村は、名勝天の橋立より海岸沿いに北へ約一里の位置にある純農村で、米および麦を主とし養蚕、製縄、果樹園芸等によつて生活を維持している。しかるに、近年交通の発達に伴い、都市の影響が強くなり、生活必需品の価格は京阪神とかわらない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二八五一号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府本庄村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡本庄村長 三野平一郎

紹介議員 井上清一君

京都府本庄村は、地域給一級地の府中村、伊根村、間人町と隣接し、公務員の生活実態はこれら指定町村と何等異なることなく、かえつて鉄道に遠いため生活必需品は高く、悪条件にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二八五二号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府吉津村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡吉津村長 小谷徳之助

紹介議員 井上清一君

京都府吉津村は、与謝海に北面した同地方交通の要衝で、陸海共に交通の便良く、しかも天の橋立を控えて観光客の往来はげしく、海水浴場としても毎季京阪神より臨時列車が運行されている。一方日本冶金工業株式会社の所在地として工業的発展も目覚しく、都市として発展の途上にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第二八五三号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府市場村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡市場村長 福井鉄治

紹介議員 井上清一君

京都府市場村は、与謝郡の西南部に位置し、交通の便に恵まれているばかりでなく、有名な丹後ちりめんの産地として知られているが、生活物資の全部を移入に待たつたため、一般物価は常に京阪神地区に準じ、とくに日用雑貨、衣料品等京阪神より移入する物はそれ等の地区より却つて高価となつてゐるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二八五四号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府石川村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡石川村長 小林重敬

紹介議員 井上清一君

京都府石川村は、今回地域給一級地に指定された丹後織物の生産地加悦各地方八箇村中の加悦町、三河内村および二級地に指定された近隣宮津町、岩瀬町、吉津町、大宮町等と生活実態において何等異なるところがなく、むしろ観光都市宮津町および吉津村の影響を受ける部分が大きく、かつ織物の関係から京阪神地方との結びつきが大きいから、京都府指定町村以上の悪条件下にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二八五五号 昭和二十八年七月二十日受理

京都府桑銅村の地域給に関する請願

請願者 京都府与謝郡桑銅村長 倉橋清次

紹介議員 井上清一君

京都府桑銅村は、加悦町を中心とする加悦盆地の東南部に位置し、丹後縮緬の主産地として都市との交流が盛んであるため、すべての水準が高位にある、ことに都市以上の物価高であるため消費生活は困難な実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二八六八号 昭和二十八年七月二十日受理

広島県平良村外三箇村の地域給に関する請願

請願者 広島県佐伯郡平良村長 中島勇夫外二十名

紹介議員 山田節男君

広島県平良、宮内、地御前、原四箇村は、昨年七月（原料を除く）地域給一級地に指定されたのであるが、右四箇村は二級地の井口村および五日市町、廿日市町等とともに地域上広島市の衛生的周辺農村として同一経済圏内にあり、特に廿日市町とは行政面を除けば経済、文化、治安、産業面においてほとんど同一町村のような密接な関係にあるから、平良村外三箇村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二八六九号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県真菅村の地域給に関する請願

請願者 奈良県高市郡真菅村長 阪本安次郎

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県真菅村は、東は地域給二級地の八木町および今井町に南は二級地の畝傍町に西は三級地の大和高田市に接続している関係上、諸物価はこれらの市町と何等異なるところがないから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二八七〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県田原村の地域給に関する請願

請願者 奈良県添上郡田原村長 貫定増一外二名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県田原村は、奈良市に隣接しているため、一般の物価ならびに公務員の生活費等は少しも奈良市と異なるところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二八七一号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県室生村の地域給に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡室生村長 堀本政夫外九名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県室生村は、生活必需品のすべてを、大阪府および名古屋に依存しているため、手数料、運賃等が加算されて物価はいちじるしく高く、加えて当地は関西の景勝地として知られ、近年観光客の増加の影響をうけて生活程度および物価はますます高まりつつある実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二八七二号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県四郷村の地域給に関する請願

請願者 奈良県吉野郡四郷村長 田中仁外七名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県四郷村は、土地の大部分が山林であるため、本村の主産物である木材を都市に移出し、一方主食および野菜類その他すべての生活必需品を他地区から移入している関係上、物価は都市よりも高い実情にあるから本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二八七三号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県高取町の地域給に関する請願

請願者 奈良県高市郡高取町長 宮本宗雄

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県高取町は、高市郡の南端高取城趾の町として海拔百四十七メートルの山間に位置している関係上、物価指数は平地の市町村より平均一割半高い実情にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二八七四号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県箸尾町の地域給に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡箸尾町長 安田音八外四名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県箸尾町は、耕地面積が少く半商半農によつて生計をたてている村であるが、大阪市へ三十分の距離にあるため都市への通勤者多く物資はこれらの都市へ搬入され、生活必需品は都市よりも高価であり生活水準も大阪市と変わらぬから、本村の地域給を奈良市同等に引き上げられたいとの請願。

第二八七六号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府八木町の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡八木町長 浅田信夫

紹介議員 竹中勝男君

京都府八木町は、亀岡町、園部町の中間に位し、近時京都市のみでなく阪神方面との交通はひん繁を極め、物価はいちじるしく高騰し、加うるに生活必需品のほとんどを京阪神および舞鶴

方面より移入しているため物価は京都市よりむしろ高位にあり、俸給生活者の京阪神方面への転出希望者も多く地方行政運営上憂慮すべき状態にあるから、本町を地域給三級地に引き上げられたいとの請願。

第二八七七号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府須知町の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡須知町長 荒井友治郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府須知町は、さきに一級地に指定されたが、同郡内において同一条件下にある八木、園部の両町が二級地に指定されて本町のみが一級地となつてゐることは、不均衡もはなはだしいものであるから、当地方における諸般の情況および三町の条件等を比較検討の上本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二八七八号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府園部町の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡園部町長 永井正史

紹介議員 竹中勝男君

京都府園部町の物価は、京都市よりもむしろ高い程で、俸給生活者の窮乏はその極に達しているから、同町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二八七九号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府馬路村の地域給に関する請願

京都府宮前村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡宮前村長 西田太郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府宮前村は、京都、池田、大阪等の各市に便利良く、京都市に通勤する者も年とともに増加しているが、ことに石の産地として京阪神との取引が活ぱつて行われ、両地方の文化のおよび経済的交流によつて社会的にも経済的にもあるいは文化的政治的にも京都市に大差ない実情にあるから、その実情を再検討せられ本村を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第二八八〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府旭村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡旭村長 藤山定七外一名

紹介議員 竹中勝男君

京都府旭村は、東は京都市、西は船井町八木町に隣接する地域にあり、南桑田郡北端に位置し、政治、経済、文化、動向の極めて活ぱつた農村であるが、住民に比較して耕地面積が少く、小農または兼業の多くは、食糧、日用品等の店舗を経営し、あるいは都市に就職する等の方法によつて生計を維持しており、給与生活者は最低生活の確保に苦勞しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二八八一号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府馬路村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡本梅村長 森太太郎外四名

紹介議員 竹中勝男君

京都府南桑田郡馬路村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡馬路村長 中沢榮治外四名

紹介議員 竹中勝男君

京都府馬路村は、その一部が京都市に隣接する南桑田郡中北部四箇村の中心地として政治、経済、文化、動向の極めて活ぱつた農村であるが、住民に比較して耕作面積が少く、小農または兼業農家が多いばかりでなく、全然農地を持たない住民は農村に珍しい店舗を連ねてかろうじて生計を立てており、とくに給与生活者は生活困窮を極めてゐるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二八八二号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府東別院村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡東別院村長 平田一義

紹介議員 竹中勝男君

京都府東別院村は、京都、大阪両市の中間に位し、両市の経済的ならびに政治的影響が直ちに反映する地域であり、また隣接の亀岡町は二級地、篠村は一級地、大阪府三島郡は全町村五級地にそれぞれ指定されている実情であるから、本村の環境を考慮せられ、地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二八八三号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府本梅村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡本梅村長 森太太郎外四名

紹介議員 竹中勝男君

京都府本梅村は、京都市に隣接する住宅地としてまた消費地として同市と密接な関係にあり、一方大阪府池田市の近接地であるため、これ等の都市の経済的影響が直ちに反映する地域で、その上衣服品等を始めとする生活必需品を京都あるいは亀岡等より仕入れてゐるため、同地の物価は近接都市を二ないし三割上回つてゐる実情であるから、本村を亀岡町ならびに八木町なみに昇格せられたいとの請願。

第二八八四号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府西本梅村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡西本梅村長 原田光六

紹介議員 竹中勝男君

京都府西本梅村は、全国的に最も物価水準の高い京都市に近接し、しかも生活必需品のすべてを京都市、舞鶴市等から移入しているため一般物価は運賃加算等により市場価格をはるかに上回る状態であるから、地方行政運営上憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二八八五号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府神田野村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡神田野村長 鈴木真一外二名

紹介議員 竹中勝男君

京都府神田野村は、京都市の西方八キ

ロ、南桑田野の中央部に位し、京都市の住宅地といふべき地区で、経済的ならびに政治的影響が直ちに反映する地区であるが、いまだに級地の指定を受けていない。しかるに当村より三キロの亀岡町は二級地、隣接の小村、吉川村も一級地に、それぞれ指定を受けているから、これ等周辺の町村と当村の関係を考慮せられ、本村を三級地に指定せられたいとの請願。

第二八八六号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府河原林村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡河原林村長 上田政一外一名

紹介議員 竹中勝男君

京都府河原林村は、京都市に隣接する亀岡町につぎ山陰線および山陰国道の沿線にあつて、京都市へわずか四十分で達する近距離にある関係上、同市編入も論ぜられてはいるほど交通がひんぱんであるため、諸生産物は京阪神方面に直移出され、ために当村消費生活者の現実の生活環境は実に最低生活線上にあえいでいる現状で、京都市および亀岡町等と大差のない状態であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの請願。

第二八八七号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府保津村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡保津村長 関本新五郎外二名

紹介議員 竹中勝男君

京都府保津村は、南桑田郡の東北部に位し、東は京都市、南は亀岡町に連なる農村で、山陰線京阪駅から三十分で亀岡駅に通ずる京都市の咽喉部に当つてゐるため、京阪神に通動する者は日毎に増加し、都市との関係は、ひんぱんに増加し、ことに保津川を控えて、遊覧客の来往多く、生活的にも経済的にも京都市と同水準にあるから、同村を京都市なみの五級地に引き上げられたいとの請願。

第二八八八号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府千代川村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡千代川村長 永田教一外三名

紹介議員 竹中勝男君

京都府千代川村は、京都市に隣接する住宅地および消費地であるが、地理、交通等の関係から京都の経済的、政治的動向が直ちに響き、一方同市に依存している衣料その他の生活必需品は極めて高価となつてゐるから、本村を地域給四級地に引き上げられたいとの請願。

第二八八九号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府大井村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡大井村長代理助役 山下栄一外二名

紹介議員 竹中勝男君

京都府大井町は、亀岡町に隣接し京都市内へは四十分の近距離にあるため、生産物は京阪神方面に直移出され都市

における価格と差異がなく、消費生活者の生活窮乏はまことに悲惨であるから、当村の地域給を三級地以上に引き上げられたいとの請願。

第二八九〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府東本梅村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡東本梅村長 法貴定治

紹介議員 竹中勝男君

京都府東本梅村は、すべての生活物資を近接の京都市および大阪市等から移入しているため、一般物価は運賃の加算等により市場価格をはるかに上回る状態に達し、地方行政運営上憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二八九一号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府高原本村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡高原本村長 藤田善九郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府高原本村は、生活必需品はすべて京都市、舞鶴市等から移入しているため物価は運賃等の加算により市場価格をはるかに上回る状態に達し、生活は困難を極め、優秀なる公務員の都市への転出希望者が続出し地方行政運営上憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給一給地に指定せられたいとの請願。

第二八九二号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府上知村の地域給に関する請願

京都府摩気村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡摩気村長 谷源一郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府摩気村は、生活必需品のほとんどを京阪神および舞鶴方面より移入している関係上、諸物価はこれら諸都市を上回る実情で公務員の生活は困窮しているから、その生活を安定させるため、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二八九三号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府瑞穂村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡瑞穂村長 貞守一二郎外十一名

紹介議員 竹中勝男君

京都府瑞穂村は、京都市を隔たる四十キロ、園部町より十六キロの地点に位置し、近畿自動車事務所所管自動車営業所の本部所在地として園部、福知山間における交通文化の最も発達した地域であるが、主食、薪炭、木材等を除く生活必需品のほとんどを京都、大阪、福知山方面より移入しているため輸送費等の加算により消費価格はいちじるしく高価で、本村勤務者の生計は困窮を極め、地域給支給地への転出者が続出し憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二八九四号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府上知村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡上知村長 山内利兵衛

紹介議員 竹中勝男君

京都府上知村は、農山村的な村であつたが消費的市街地町村に変わったため、物価が高騰し、在公務員の生活は困窮しているから、同村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二八九五号 昭和二十八年七月二十一日受理

北海道猿払村の地域給に関する請願

請願者 北海道宗谷郡猿払村長 佐藤貞雄外五名

紹介議員 千葉信君

北海道猿払村は、稚内市に隣接する農、漁村であるが、主食の生産はなく道路も不備であり、交通不便のため生活必需品は高価格である上、医療等は都市に依存しなければならぬ実情で多額を要し生活がきわめて困難であるから、本村の地域給を稚内市と同等の級地に引き上げられたいとの請願。

第二八九六号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府下和知村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡下和知村長 片山忠俊

紹介議員 竹中勝男君

京都府下和知村は、至便なる交通によつて京都府心へ約一時間、隣接の綾部市中心地へ僅か十分にて到達し得る関係上都市的価格を多分に包蔵し、日常生活状態も消費都市的でありことに物価は府下においても有数の高価を示し

ている実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第二八九七号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府胡麻郷村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡胡麻郷村 長 木戸雄一郎外二名

紹介議員 竹中勝男君

京都府胡麻郷村は、京都、福知山、舞鶴三市のほぼ中間に位置し、これらの都市へはいずれも汽車で一時間余りの行程にあつて交通には比較的恵まれているが、住民の生活必需品は主として野菜を除くすべてをこれらの都市または大阪方面から供給を受けているため、運賃等の加算によつて都市より物価高の状態で、本村勤務者は地域給支給地への勤務を希望する者が続出しているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二八九八号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府世木村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡世木村長 近藤仙太郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府世木村は、生活必需品を京都、大阪、舞鶴、綾部、福知山、亀岡、八木、園部および一部神戸方面に求める関係上その仕入価格は運賃等が加算されるため高く、府下においても高物価地域といわれている状態であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二八九九号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府五ヶ荘村の地域給に関する請願

請願者 京都府船井郡五ヶ荘村 長 藤林寛次外三名

紹介議員 竹中勝男君

京都府五ヶ荘村は、京都、福知山両市のほぼ中間に位置し、国鉄山陰線藤原駅よりいずれも約一時間余の行程である。しかし、村民の生活必需品はほとんど京都、大阪、福知山の各都市より供給を受けているので、運賃や中間利潤等が加算されているので、物価高となり、在勤公務員の生活を圧迫しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二九〇〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府千歳村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡千歳村 長 山田徳三

紹介議員 竹中勝男君

京都府千歳村は、地理的交通的に京都市の延長というべき状態にあり、両地区の關係は密接の度を加えている。しかるに米を除く物資をほとんど京都市より移入しているため、同地の物価は、京都市を上回っている実情であるから、本村を京都市並に周辺町村に準じて地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二九〇一号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府畑野村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡畑野村 長 斎藤清市外二名

紹介議員 竹中勝男君

京都府畑野村における生活必需品の価格は、京都市を上回る状態であるから、同村の地域給地を二級地に指定せられたいとの請願。

第二九〇二号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府樫田村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡樫田村 長 久保増太郎

紹介議員 竹中勝男君

京都府樫田村は、亀岡町および高槻市に隣接する府道亀岡、高槻線の間中に位置し、経済的に高槻市と密接な關係にあり、政治的に亀岡町と不離一体の關係を有しているから、本村を亀岡町、高槻市並に地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二九〇三号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府西別院村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡西別院村 長 細見善一外二名

紹介議員 竹中勝男君

京都府西別院村は、京都大阪両市の中央に位置し、両市の経済的、政治的影響が直ちに反映する地域で、隣接大阪府東熊野村、東郷村、歌垣村は一級地、本村と同郡内の亀岡町は二級地に指定されているから、本村の経済事情を再検討せられ、地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二九〇四号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府篠村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡篠村 長 宇野清次外四名

紹介議員 竹中勝男君

京都府篠村は、京都市に隣接する住宅地としてまた消費地として経済的、政治的に日々の動向が直ちに反映する密接な關係を有し、村内の農産物は京阪神よりの買込客によつて、衣料品その他京阪神より移入する生活必需品は運賃等によつて、ともに京都市なみの高物価となつて、同村を五級地あるいはそれに近い級地に昇格せられたいとの請願。

第二九〇五号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府吉川村の地域給に関する請願

請願者 京都府南桑田郡吉川村 長 曾我幾雄外一名

紹介議員 竹中勝男君

京都府吉川村は、亀岡町に隣接し京都市内へわずか四十分の近距離にあるため、本村の生産物は京阪神方面へ直移出され、消費生活者の現実の生活環境は実に最低生活にあていである実情であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの請願。

第二九〇六号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府舞鶴市の地域給に関する請願

請願者 京都府舞鶴市宇森九六 一舞鶴官公庁労働組合 協議会内 中道秋治

紹介議員 竹中勝男君

京都府舞鶴市は、他都市に見られない特殊の様相をますます顕著に呈し、公務員の生活は困難を極めているから、本市を五級地に引き上げるとともに前回四級地引き上げ漏れの地区（公務員小学校並びに郵便局職員計三十五人）も四級地に引き上げられたいとの請願。

第二九〇七号 昭和二十八年七月二十一日受理

宮崎県八代村の地域給に関する請願

請願者 宮崎県東諸郡八代村 長 小川比農夫

紹介議員 竹下豊次君

宮崎県八代村は、宮崎市、本庄町、綾町、高岡町よりほかに物価が高く、公務員の生活は困難しているから、同村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二九〇八号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県串木野市の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県串木野市長 橋口行彦

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県串木野市の物価および消費水準は、現在三級地である鹿児島、熊本、佐賀、唐津、今治、大津等の各市を大きく引き離し、現四級都市を上回る程であるから、同市の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二九〇九号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県加世田町の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県川辺郡加世田町長 松山賢太郎

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県加世田町は、生活必需品の大部分を枕崎市から移入するため鹿児島市より物価が高い現状であるから、同町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九一〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県鹿島村の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡鹿島村長 白橋弥右衛門外一名

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県鹿島村は、へき村であるため、輸送費等の関係で物価が高く、公務員の生活は困難しているから、同村を地域給一級地に指定されたいとの請願。

第二九一一号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県帖佐町の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県始良郡帖佐町長 井之口義満外四名

紹介議員 西郷吉之助君 山口重彦君

鹿児島県帖佐町は、生活必需品の九パーセントを鹿児島市の問屋、商店に求めているため、小売物価は同市よりもはるかに高い実情であるから、同町の地域給を二級地に引き上げられた

いとの請願。

第二九一二号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県笠沙町の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県川辺郡笠沙町長 瀬戸山喜義

紹介議員 佐多忠隆君

鹿児島県笠沙町は、魚類以外の生産物は全然なく生活物資の大部分を他からの移入にまわっているため、鹿児島市よりも物価が高い実情であるから、同町を地域給支給地に指定されたいとの請願。

第二九一三号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県横川町の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県始良郡横川町長 目床秋彦外三名

紹介議員 佐多忠隆君

鹿児島県横川町は、隅北の政治、経済、産業、交通、文化等の中心地で消費生活は鹿児島、人吉両市に劣らず、従って公務員の生活は困難しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九一四号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県西太良村の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県伊佐郡西太良村長 川田卓

紹介議員 佐多忠隆君

鹿児島県西太良村は、地域給一級地大

口町に隣接する農村であるが、国鉄宮之城線の開通によつて文化、産業も急速に発展するとともに生活水準も高まり、日常生活必需品は、鹿児島市を上回り公務員の確保が困難となつてきたから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二九一五号 昭和二十八年七月二十一日受理

宮城県根白石村の地域給に関する請願

請願者 宮城県宮城郡根白石村長 根白石東鹿野一〇〇

紹介議員 千葉信君

宮城県根白石村は完全農家比較的少いこと、大消費地仙台に隣接していること等の関係で物価は、仙台市と同額あるいは、それ以上であるから、同村の地域給を二級地に指定されたいとの請願。

第二九一六号 昭和二十八年七月二十一日受理

宮城県村田町、富岡町の寒冷地手当に関する請願

請願者 宮城県栗田郡村田町長 升健蔵外二百六十九名

紹介議員 千葉信君

宮城県村田町、富岡町の両町は、隣接の川崎町と同じく奥羽山脈、蔵王山に連なる山々が起伏する地域で、冬季節には深刻な寒気があるから、両町間の寒冷地給を川崎町と同様四級地に引き上げられたいとの請願。

第二九一七号 昭和二十八年七月二十一日受理

北海道稚内市の地域給に関する請願

請願者 北海道稚内市長 西岡 敏外二名

紹介議員 千葉信君

北海道稚内市は、諸種の地理的悪条件下にあつていちじるしい高額の生計費を要し、その上水産業、食品加工業等の一般民間給与は公務員の百七十パーセントでその圧迫がはなはだしいから、当市の地域給を引き上げられたいとの請願。

第二九一八号 昭和二十八年七月二十一日受理

北海道静内町の地域給に関する請願

請願者 北海道静内郡静内町長 貝田信二外二名

紹介議員 千葉信君

北海道静内町は、昨年十一月地域給二級地に引き上げられたが、室蘭市と差異のない状態にあるから、本町の地域給を同市同様最低三級地に引き上げられたいとの請願。

第二九一九号 昭和二十八年七月二十一日受理

宮城県雄勝町の地域給に関する請願

請願者 宮城県桃生郡雄勝町長 藤野徳弥外五名

紹介議員 高橋進太郎君

地域給支給地域の指定が数次にわたつて拡充せられ宮城県桃生郡雄勝地区においてもその恩恵に浴している町村も数多く当雄勝町も同一事情下にある実態

を考慮の上、地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第二九四〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

福島県飯坂、湯野両町の地域給に関する請願

請願者 福島県信夫郡飯坂町長 但木文重外十六名

紹介議員 石原幹市郎君 木村守江君

福島県飯坂、湯野両町は、福島市郊外にあつて東北屈指の温泉観光地であるため、生産物が少ない上に物価高で公務員の生活はまことに苦しい窮状にあるから、当地の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二九四一号 昭和二十八年七月二十一日受理

茨城県関本町の地域給に関する請願

請願者 茨城県真壁郡関本町長 西村桂次外六名

紹介議員 宮田重文君

茨城県関本町は、二級地下館町に隣接し一級地結城、下妻両町にもきわめて近接し、官公署の所在する市街地は生活様式も都会地同様であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二九四二号 昭和二十八年七月二十一日受理

茨城県筑波町の地域給に関する請願

請願者 茨城県筑波郡筑波町長 渡辺郵便局内 広瀬侃寿外八名

紹介議員 宮田重文君
茨城県筑波町は、観光地として物価高であり、山岳地帯の特殊性から運搬費の増加、加うるに米価の高騰、特殊地帯からくる交通費の増大等のため公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九四三号 昭和二十八年七月二十一日受理
千葉県白濁町の地域給に関する請願
請願者 千葉県長生郡白濁町長 細谷幸一外十三名
紹介議員 紅露みつ君
千葉県白濁町は、九十九里浜沿岸に市街地を形成した農漁業の町であるが不漁と零細農業のため生活物資が不足し、近隣の茨城県、一宮町に比較してきわめて高価な実情にあるから、本町の地域給を茨城県同様二級地に指定せられたいとの請願。

第二九四四号 昭和二十八年七月二十一日受理
岐阜県久々野村の地域給に関する請願
請願者 岐阜県大野郡久々野村 長 桐山敏男
紹介議員 古池信三君
岐阜県久々野村は、朝日ダムの建設さらに第二期工事としての久々野発電所計画等によつて、狭い地域にばく大な資本が投入されたため経済、文化の両面に大飛躍を招来し特に需要供給のバランスが失われたため日常生活の必需物資は急騰して公務員の生活をおびや

がしているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二九四五号 昭和二十八年七月二十一日受理
鹿児島県蒲生町の地域給に関する請願
請願者 鹿児島県始良郡蒲生町 長 森文雄外四名
紹介議員 山口重彦君
鹿児島県蒲生町は、二級地吉田村に隣接し近來いちじるしく都市的様相を呈してきたが、主食は需要をみたすことが出来ぬ消費地的性格を持ち、その他の生活必需物資は鹿児島市に依存するため同市を上回る実情で、公務員の生活は困窮しているから本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九四六号 昭和二十八年七月二十一日受理
北海道美幌市の地域給に関する請願
請願者 北海道美幌市長 桜井省吾外十三名
紹介議員 千葉信君
北海道美幌市は、炭鉱地帯として盛況をきわめている上に、外地よりの引揚者および北海道の総合開発によつて開拓入植者も激増したため人口の急増によつて物価は高騰し公務員の生活ははなはだしい圧迫を受けているから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの請願。

請願者 北海道岩見沢市長 山本英外二十五名
紹介議員 千葉信君
北海道岩見沢市は、昨年末地域給三級地に引き上げられたが、立地条件および生計ならびに物価指数は上昇の一途をたどる現状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの請願。

第二九四九号 昭和二十八年七月二十一日受理
埼玉県長沢村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県秩父郡長沢村長 笠原為一郎外三十八名
紹介議員 石川榮一君
埼玉県長沢村は、秩父市、吉田、小鹿野町等に隣接しているために文化、生活水準ともこれらの市町に同化されほとんど差違がない状態となり、主食の生産も村内の需要をみたすことができず、その他の生活必需品は都市よりも高価な実情で公務員の生活はきわめて困難な状態に陥っているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二九五〇号 昭和二十八年七月二十一日受理
愛知県神戶村の地域給に関する請願
請願者 愛知県渥美郡神戶村長 河合茂市外九名
紹介議員 青柳秀夫君
愛知県神戶村は、田原町に隣接し一体不可分の関係におかれているが、近年農業の多角経営によつて生産が増大しその大都市への移出は村経済をゆたかにするとともに生活水準と物価を高め、さらに多数観光客はこれに拍車をかける実情で、公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

請願者 愛知県渥美郡野田村長 鶴飼義一外四名
紹介議員 青柳秀夫君
愛知県野田村は、田原町と同一経済圏内にあつて密接な関係にあるが、近年は農業の多角経営化によつて村経済はゆたかになり、それとともに生活水準も高くなり物価は高騰し、さらに多数観光客はこれに拍車をかける実情であり、ために公務員は苦しい生活をつづけているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二九五二号 昭和二十八年七月二十一日受理
愛知県杉山村の地域給に関する請願
請願者 愛知県渥美郡杉山村長 中村宇一外七名
紹介議員 青柳秀夫君
愛知県杉山村は、渥美半島の基部に位置し、豊橋、名古屋、田原等と密接な関係を持ちこれら大消費地の経済圏内に包含され、観光客が多く生活水準も高いため公務員の生活はきわしい圧迫を受けているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二九五三号 昭和二十八年七月二十一日受理
奈良県宇賀志村の地域給に関する請願
請願者 奈良県宇賀志村 長 葛城治郎左衛門外九名
紹介議員 木村篤太郎君
奈良県宇賀志村は、宇太町に隣接し、殊に村役場は宇太町に所在する関係上、同町が二級地に昇格し本村が取り

第二九四七号 昭和二十八年七月二十一日受理
北海道岩見沢市の地域給に関する請願

残される場合は、当村の行政上まことに支障が大きいから、本村の物価その他諸事情も考慮の上、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九五四号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県御杖村の地域給に関する請願
請願者 奈良県宇陀郡御杖村長 田中一外八名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県御杖村は、三重県境の農山村であるが、榛原、名張両町へはそれぞれ二十八キロ、バス代片道百四十五円を要する実情であり、最近の諸統計が明示するように、経済情勢は急転して物価は山村の方が高くなり、従つて公務員の生活は窮乏の極に迫りつめられているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二九五五号 昭和二十八年七月二十一日受理
奈良県天満村の地域給に関する請願
請願者 奈良県高市郡天満村官 公庁職員協議会内村 上誠

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県天満村は、大和高田市および御所町に隣接しその経済圏内にあつて、諸物価の価格において差異がなく、また今井町、八木町が二級地に指定されている点から考えても本村の一級地のまま取り残されていることは不均衡、不合理であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九五六号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県葛城村の地域給に関する請願
請願者 奈良県南葛城郡葛城村長 南勇次

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県葛城村は、県南部の物資供給の中心地であつて、物と人の動きが大きく活況を呈している反面、物価の高騰は公務員の生活をおびやかしているから、本村の地域給を大淀町、御所町同様二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九五七号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県海村の地域給に関する請願
請願者 奈良県南葛城郡海村 宇山田 酒井清治外五十一名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県海村は、南葛城郡の最北端に位置し、南は御所町に、北は新庄町に隣接し、経済的諸条件は両町と全く同様であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九五八号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県高市村の地域給に関する請願
請願者 奈良県高市郡高市村長 福井磯太郎

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県高市村は、名所旧跡に富み観光地として知られている土地であるため、産業、経済、交通、文化いずれの

面においても隣接町（二級地）と大差なく、また物価においても差異がないにもかかわらず地域差があるために公務員の確保が困難な実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九五九号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県葛城村の地域給に関する請願
請願者 奈良県南葛城郡葛城村 長 榎田忠雄外三名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県葛城村は、御所町（二級地）と五条町（二級地）の中間に位置し、物価水準等両町と大差ない実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九六〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県阪合村の地域給に関する請願
請願者 奈良県高市郡阪合村 長 浦谷真孝外三名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県阪合村は、隣接町と相交錯し何等事情を異にしてないから、生活水準の向上、最低生活の維持のため、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二九六一号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県伊那佐村の地域給に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡伊那佐村 長 松岡文三外二名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県伊那佐村は、二級地大宇陀、榛原両町に隣接し、経済的諸条件は両町と同様であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二九六二号 昭和二十八年七月二十一日受理

奈良県榛原町の地域給に関する請願
請願者 奈良県宇陀郡榛原町 長 原郵便局内 子守敏一郎外二十名

紹介議員 木村篤太郎君

奈良県榛原町は、現在地域給二級地の指定を受けているが、大阪市に近いため非常に強固の影響を受け、経済的基礎の劣弱にもかかわらず大阪市程度の高水準の日常生活を営まねばならぬ情勢下におかれ、公務員の生活は困窮を増しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二九六三号 昭和二十八年七月二十一日受理

三重県宿田村の地域給に関する請願
請願者 三重県度会郡宿田村 長 浜口才次郎外三名

紹介議員 井野碩哉君

三重県宿田村は、五ヶ所湾内の一漁村であるが、住民の八割は漁業で、またその大部分が遠洋漁業に従事し全面的な消費村であり、日常必需品は宇治山田市、五ヶ所、浜島両町から購入するためこれらの地域よりも高く、公務

員の生活は困窮しているから、当村の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二九六四号 昭和二十八年七月二十一日受理

官庁技術系統職員取扱に関する請願
請願者 東京都中央区京橋一ノ二大阪商船ビル三階日本科学技術連盟内 八田嘉明

紹介議員 溝口三郎君

科学技術の高度の振興はわが国における今後の発展の絶対条件であるが、これに関する施策は予算の面においてもまた人事行政の面においても旧態依然としてゐることはなほ遺憾に堪えないから、行政の科学技術化を図るため、（一）国家公務員の職階制に関する法律に基いて人事院が公布した職種のうち、専門から遊離したものを国会において是正するとともに政府をべんたつして人事院指令を改正し、任用の基準を公正にすること、（二）人事の運営を公正にし、技術系統職員の意向を反映せしめるため、各省に任命権者のし間機関として技術系統職員を含めて人事審議会を設けるよう国家公務員法を改正すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二九八四号 昭和二十八年七月二十一日受理

北海道札幌村の地域給に関する請願
請願者 北海道札幌郡札幌村長

島良作

紹介議員 千葉信君 若木勝蔵君

北海道札幌市は、札幌市の北部に隣接して文化、交通、経済ともに同市に依存しており、物価指数においても消費者物価においても同市と同等以上であり、現在同市とともに四級地に指定されているが、五級地の指定地区と何ら変わるべきでない実情であるから本村の地域給を五級地に引き上げられたいとの請願。

第二九八五号 昭和二十八年七月二十一日受理

栃木県足利市の地域給に関する請願

請願者 栃木県足利市八幡三六八 浅野元重外三十三名

紹介議員 相馬助治君 佐藤清一郎君

栃木県足利市は、古来より機業地として近隣地域との商取引はもと論議外との商取引が盛んであつて、一般の生活水準は高度のものがあつて、昭和二十四、二十五両年にわたるCPSにおいても北関東第一を示しており、さらに昭和二十八年度自治庁の指示による都市別宅地平均価格においても本市の価格は上位を示している実情であるから、本市の地域給を四級地に引上げられたいとの請願。

第二九八六号 昭和二十八年七月二十一日受理

兵庫県曾根町外三箇町村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県印南郡曾根町長 米田亮吉外二十一名

紹介議員 八木幸吉君

兵庫県曾根、米田、大塩の三箇町および伊保村は、はりま臨海工業地帯の中心地として山陽線加古川、姫路市の間に位置し、東は洗川をへだて荒井村（三級地）に、西は一里を経て姫路市（四級地）に接続し、これらの地域と全く同一の経済プロックをなし、経済、文化、人情等すべて同一であるから、本四箇町村の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二九八七号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県岡田村の地域給に関する請願

請願者 愛媛県伊予郡岡田村長 八東英善外六名

紹介議員 三好英之君

愛媛県岡田村は、松前町と松山市の間にある関係上文化水準も高く、物価、生活程度等松山市および松前町と大差ない実情であるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの請願。

第二九八八号 昭和二十八年七月二十一日受理

大分県国東町の地域給に関する請願

請願者 大分県国東郡国東町長 吉武義信外四百八十八名

紹介議員 後藤文夫君

大分県国東町は、日用必需雑貨の生産工場を有せず、大分、別府、中津等の卸商を経て、京阪、東京等より仕入れが故に、運賃諸掛りがかさむことは自明の理であるが、特に私鉄たる国東線に依存する輸送のため、特別に高運賃であり、県内事情に通ずるものからみれば「国東は高い」とは常識であつて、物価指数においても大分、別府、中津等の都市を上回つて県下随一であるから、本町の地域給を二級地もしくは三級地に引き上げられたいとの請願。

大分県武蔵町は、日用必需雑貨の生産工場を有せず、大分、別府、中津など大都市に店舗を有する卸商を経て京阪神または東京方面より仕入れるがために、運賃諸掛りがかさむことは自明の理であるが、特にこれが輸送はすべて私設鉄道である国東線にのみ依存するため、特別に運賃が高く、本県内の事情に通ずるものからみれば、国東沿線各町村の物価の高いことは常識であつて、何ら不思議ではなく、当然知りつくされている実情である。すでに西端の杵築、国東両町は一級地として指定を受けており、本町のみ地域給の対象から除かれていないことは不合理であるから、本町を地域給一級地もしくは二級地として指定せられたいとの請願。

第二九八九号 昭和二十八年七月二十一日受理

大分県伊美町の地域給に関する請願

請願者 大分県国東郡伊美町長 藤原千利外四百四名

紹介議員 後藤文夫君

大分県伊美町は、人口約六千、国東半島北部の文化、政治、経済、交通、産業の中心地であつて、北は国立公園姫島および北九州、中国、四国、阪神方面、南は別府市、大分市と交通ひんばんで、町民の経済事情や消費生活は全くこれらの都市と軌を一にしているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第二九九〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

大分県武蔵町の地域給に関する請願

請願者 大分県国東郡武蔵町長 西村栄一外八十九名

紹介議員 後藤文夫君

紹介議員 後藤文夫君

大分県武蔵町は、日用必需雑貨の生産工場を有せず、大分、別府、中津など大都市に店舗を有する卸商を経て京阪神または東京方面より仕入れるがために、運賃諸掛りがかさむことは自明の理であるが、特にこれが輸送はすべて私設鉄道である国東線にのみ依存するため、特別に運賃が高く、本県内の事情に通ずるものからみれば、国東沿線各町村の物価の高いことは常識であつて、何ら不思議ではなく、当然知りつくされている実情である。すでに西端の杵築、国東両町は一級地として指定を受けており、本町のみ地域給の対象から除かれていないことは不合理であるから、本町を地域給一級地もしくは二級地として指定せられたいとの請願。

第二九九一号 昭和二十八年七月二十一日受理

大分県富来町の地域給に関する請願

請願者 大分県国東郡富来町長 吉武聰外八十五名

紹介議員 後藤文夫君

大分県富来町は、一級地国東町と隣接して全く同様な経済条件下にあるから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの請願。

第二九九二号 昭和二十八年七月二十一日受理

山形県の地域給に関する請願

請願者 山形県庁内山形県官公

庁地域給寒冷地給対策協議会内 村山道雄

紹介議員 海野三朗君 泉山三六君 白井勇君 小林亦治君

山形県の地域給指定地の現況は、昨年十一月山形市外十地域が勧告を得、また本年二月米沢市および滝山村を加え二級地三箇所、一級地十四箇所が追加指定を受けたが、本県は東北各県に比較すると最低位にあり、また一方県内の指定地域をみてもいちじるしく不均衡があるから、これが是正のため、山形市外五箇市町を三級地に、上山町外二十八箇町村を二級地に、西郷村七十八箇町村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第二九九三号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府都々城村の地域給に関する請願

請願者 京都府綴喜郡都々城村長 東重三郎外六名

紹介議員 上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

京都府都々城村は京都市へ四キロ、地域給三級地八幡、田辺町、五級地牧方市、四級地宇治市、城陽町に取り囲まれた中であつて各都市への野菜の供給地であるが、都市との交流が日夜にわたりはげしいため文化、生活水準は高く、生活必需品は都市に求め自然の情であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの請願。

第二九九四号 昭和二十八年七月二十一日受理

京都府都々城村の地域給に関する請願

請願者 京都府綴喜郡都々城村長 東重三郎外六名

紹介議員 上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

第二九四四号 昭和二十八年七月

二十一日受理

京都府田原村の地域給に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田原村長 住田利夫外五名

紹介議員 上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

京都府田原村は、四級地字治市、三級地城陽、多賀、井手の町村にとり囲まれ、本村公務員の生活費はこれらの市町村となんら異なるところが無い実情であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの請願。

第二九四七号 昭和二十八年七月

二十一日受理

京都府井手町の地域給に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町長 木村延次郎外五名

紹介議員 上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

第二九五五号 昭和二十八年七月

二十一日受理

京都府有智郡村の地域給に関する請願

請願者 京都府綴喜郡有智郡村長 長村弁三外五名

紹介議員 上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

京都府有智郡村は、京都市、八幡、城陽、田辺町および牧方市にとり囲まれている関係上、文化、生活水準とも高くなり、生活必需品は都市と変わりが無いため、本村勤務の公務員の生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第二九八八号 昭和二十八年七月

二十一日受理

京都府田辺町の地域給に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町長 北川橋太郎外二十二名

紹介議員 上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

第二九九六号 昭和二十八年七月

二十一日受理

京都府八幡町の地域給に関する請願

吉本伊次郎外五名

紹介議員

上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

京都府八幡町は、生活必需品の全部を京都、大阪から移入しているため、物価は両都市を上回っている実情であるから、同町の地域給を五級地に引き上げられたいとの請願。

第二九九九号 昭和二十八年七月

二十一日受理

京都府多賀村の地域給に関する請願

請願者 京都府綴喜郡多賀村長 下村喜平外三名

紹介議員 上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

京都府多賀村は、京都市およびその郊外都市に近く交通また至便であるため、文化、生活状態も大差がないにかかわらず地域給に大きな差があるため、これら都市への転勤希望者が多く、村行政、教育の上に大きな負担となつていから、本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの請願。

第三〇〇〇号 昭和二十八年七月

二十一日受理

京都府宇治田原村の地域給に関する請願

請願者 京都府綴喜郡宇治田原村長 西出孝太郎外六名

紹介議員 上林忠次君 井上清一君 宮田重文君

京都府宇治田原村の物価は、宇治、京阪神および大津市以上に高価であるから、同村の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第三〇〇一号 昭和二十八年七月

二十一日受理

愛知県老津村の地域給に関する請願

請願者 愛知県渥美郡老津村長 彦坂壯一外七名

紹介議員 成瀬龍治君

愛知県老津村は、渥美半島の基部に位置する多角経営の農村であるとともにまた水産業も盛んで、大都市への移出によつて村の経済は裕かであるため、文化、生活水準ともに上昇している半面、公務員はいちじるしい生活上の圧迫を受けているから、本村の地域給を四級地に指定せられたいとの請願。

第三〇〇二号 昭和二十八年七月

二十一日受理

北海道旭川市の地域給に関する請願

請願者 北海道旭川市議会議長 信田重外三名

紹介議員 千葉信君

北海道旭川市は、昭和二十七年六月の地域給改訂にももれ依然として三級地のままであるが、近來の物価の高騰と、保安隊五千名の移駐に伴つて住居費および日常雑費が急激に増大し、公務員の生活をますます困難にしているから、当市の地域給を四級地に引き上げられたいとの請願。

第三〇〇三号 昭和二十八年七月

二十一日受理

北海道船泊村の地域給に関する請願

請願者 北海道札文郡船泊村大字船泊村大字大備二〇二

紹介議員 千葉信君

北海道船泊村は、わが国最北端の孤島であるが、生活必需品はほとんど他都市からの移手によつていからためこれらの都市に比較して四割高となつてい実情であるから、本村の地域給を四級地に指定せられたいとの請願。

第三〇〇四号 昭和二十八年七月

二十一日受理

北海道磯谷村の地域給に関する請願

請願者 北海道磯谷郡磯谷町長 吉田丑藏外三名

紹介議員 千葉信君

北海道磯谷村は、耕地が少なく、交通が不便な上、冬期間はバスも杜絶し、物価高であり、また冬期間の諸入費もきわめて多額にのぼる実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第三〇〇六号 昭和二十八年七月

二十一日受理

北海道中頓別町の地域給に関する請願

請願者 北海道枝幸郡中頓別町長 浅水辰蔵外三十二名

紹介議員 千葉信君

北海道中頓別町は現在農業経営の中心地となつていから、北海道開発のうち北部天北地帯の開発は最も急を要し、これがためには有用な人材を確保することが必要であるから、国家の要請す

ノ二 小林瀧太郎外三

紹介議員

千葉信君

北海道船泊村は、わが国最北端の孤島であるが、生活必需品はほとんど他都市からの移手によつていからためこれらの都市に比較して四割高となつてい実情であるから、本村の地域給を四級地に指定せられたいとの請願。

第三〇〇四号 昭和二十八年七月

二十一日受理

北海道磯谷村の地域給に関する請願

請願者 北海道磯谷郡磯谷町長 吉田丑藏外三名

紹介議員 千葉信君

北海道磯谷村は、耕地が少なく、交通が不便な上、冬期間はバスも杜絶し、物価高であり、また冬期間の諸入費もきわめて多額にのぼる実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第三〇〇六号 昭和二十八年七月

二十一日受理

北海道中頓別町の地域給に関する請願

請願者 北海道枝幸郡中頓別町長 浅水辰蔵外三十二名

紹介議員 千葉信君

北海道中頓別町は現在農業経営の中心地となつていから、北海道開発のうち北部天北地帯の開発は最も急を要し、これがためには有用な人材を確保することが必要であるから、国家の要請す

る北海道の開発を促進するため、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第三〇二七号 昭和二十八年七月二十一日受理

北海道宗谷村の地域給に関する請願

請願者 北海道宗谷郡宗谷村長 沢内精治外七名

紹介議員 千葉信君

北海道宗谷村は、稚内市に隣接する漁村であるが、交通不便の上、冬季の交通の絶える場合の物価は法外であり、稚内市に比較して二、三割高であり、極寒地としての支出も多額に上るから本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの請願。

第三〇二八号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県新城市の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡新城市長 長 福永虎男

紹介議員 高野一夫君

鹿児島県新城市は、農地も少く生産工業のみるべきものもないため海外に渡航者の多い村であつたが、終戦後は引揚者のため住宅は不足し、物価は上昇するばかりであり、その上附近がほとんど地域給の指定を受けている影響も大きく、公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第三〇二九号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県大根占町の地域給に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡大根占町長 宮里軍吉

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県大根占町は、人口一万五千を有する南隅地方の文化、産業、交通、経済の中心地であるが、主食の町内供給量は七十パーセントに過ぎず、日常生活必需品は鹿児島、鹿屋両市および指宿町から移入せられ、町民の生活費はこれら両市と何ら変るところがない実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第三〇三〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

石川県川北村の地域給に関する請願

請願者 石川県能美郡川北村長 山田善治外七名

紹介議員 中川幸平君

石川県川北村は、井野町ならびに山上村に接続し、これら町村と地理、社会、教育、経済的条件事情を同じくしている上、地域給支給地から村への通勤者も多い実情にかんがみ、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第三〇三一号 昭和二十八年七月二十一日受理

青森県白石町の地域給に関する請願

請願者 青森県上北郡白石町教

職員組合内 佐藤健正 外六名

紹介議員 佐藤尚武君

青森県白石町は、国連軍駐留地である市川村水目沢と大三沢駐留地の中間に位し、八戸市、大三沢町と同一経済圏内の中央を占めているため、最も大きくその影響を受け住民の生活費は増大の一途をたどっている現状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第三二二号、昭和二十八年七月二十一日受理

熊本県維和村の地域給に関する陳情

陳情者 熊本県天草郡維和村長 九里山政外十一名

熊本県維和村は、生産物のみるべきものがなく主食は年間消費の二割強にとどまり生活必需品の全部を熊本、八代方面から移入しているが、離島維和村の物価は地理的悪条件によつてはなはだ高く公務員の生活の実情はみるに忍びないものがあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの陳情。

第三二六号 昭和二十八年七月二十一日受理

鹿児島県鹿屋市の地域給に関する陳情

陳情者 鹿児島県鹿屋市長 児島 静男外一名

鹿児島県鹿屋市においては、産業経済の振興に重点を置き交通文化の興隆発展を期しているが、今や人口も六万四千を数え、公務員三千名、保安隊員

四千名、その消費物資も大量にのびり従つて物価も高騰し、公務員の生活は困窮しているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの陳情。

第三四五号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県郡中町の地域給に関する陳情

陳情者 愛媛県伊予郡郡中町長 城戸豊吉

愛媛県郡中町は、松山市に隣接して、同市と不離一体の関係にあつて、諸物資の取引は、同市と何等異なるところがないから、本町を松山市同様三級地に指定せられたいとの陳情。

第三四六号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県三内村の地域給に関する陳情

陳情者 愛媛県温泉郡三内村長 大窪晴市外七名

愛媛県三内村は、松山市に近隣して文化ならびに経済的諸条件は同市と同様であるから、本村を地域給三級地として指定せられたいとの陳情。

第三四七号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県在原村の地域給に関する陳情

陳情者 愛媛県温泉郡在原村長 水口通文外三名

愛媛県在原村は、松山市に近接し、物価、生活水準等同市と何等差異ない実状であるから、本村を地域給二級地と

して指定せられたいとの陳情。

第三四八号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県拜志村の地域給に関する陳情

陳情者 愛媛県温泉郡拜志村長 井上佳雄

愛媛県拜志村は、松山市の郊外地として物価、生活水準等同市と大差ない実状であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの陳情。

第三四九号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県坂本村の地域給に関する陳情

陳情者 愛媛県温泉郡坂本村長 二神一恵外六名

愛媛県坂本村は、県都松山市に近接して文化ならびに経済的諸条件は同市と同様であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの陳情。

第三五〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県小野村の地域給に関する陳情

陳情者 愛媛県温泉郡小野村長 牧恒一外三名

愛媛県小野村は、松山市に汽車で二十分、バスで十五分の近接地で、本村民の多くは松山市に通学就職しているため、本村の生産、消費、娯楽等の文化生活はほとんど松山市と同等である。加うるに生活必需品の大半は松山市を経て移入される関係上、平均物価はむしろ松山市より高い実状にある。しか

るに松山市への通勤者は三級地の給与を受けているのに、本村内の俸給者は地域給を受けていないため、本村俸給者の生活は非常に困窮しているから、本村を二級地に指定せられたいとの陳情。

第三五一号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県南吉井、北吉井両村の地域給に関する陳情

陳情者 愛媛県温泉郡南吉井村長

近藤勝外三名

愛媛県南吉井、北吉井両村は、松山市東方に近接し、同市とは不可分関係にあり、物価指数も同等以上であるから、同村を地域給三級地として指定せられたいとの陳情。

第三五二号 昭和二十八年七月二十一日受理

愛媛県松前町の地域給に関する陳情

陳情者 愛媛県伊予郡松前町全官

公庁連絡協議会内 三輪

栄

愛媛県松前町は、三級地松山市と川一筋を隔てて隣接し、生活、文化、経済、地域的位置において全く同一水準にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの陳情。

昭和二十八年八月二十九日印刷

昭和二十八年八月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局